

特230

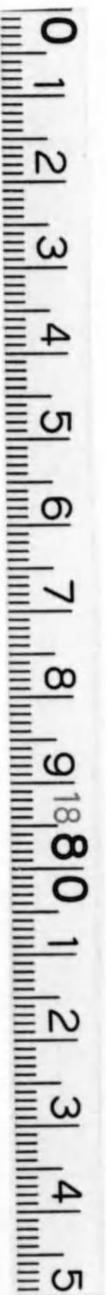
342

文學博士 渡邊世祐著

新制國史教授資料(上級用)

上卷

東京
社會聯合
館 盟 六



始



特230
342

文學博士

熊維世祐啓



新制國史教授資料(上級用)

上卷

京東
社會資合

館 盟 六



新制國史教授資料(上級用)

文學博士 渡 邊 世 祐 著

第一章 建國の體制

教授上の主眼

本章にては我が國體の淵源について明確透徹せる理解を與へ、國體觀念を自覺せしめ國史學習上の基礎觀念たらしめることを主眼とする。既に上級生であり、相當な理解力と批判力とを有するが故に、綜合的の見解を叙説して國體觀念を十分理解せしめ、我が國體の精華を完全に自覺せしめることが大切である。

近時西洋より引續いて流入する幾多思想の影響を受け、國民精神の動搖を來し、動もすれば、一部には、我が國體と背馳するが如き思想を有し、一般に思想惡化して思想國難に直面せる時、歴史教育に従事するものは、特に

(一)國體觀念を明確にして國民精神の作興に努める。

(二)西洋の思想制度に關して、十分の批判をなし、東洋諸國の興廢に考へ、これ等と比較對照し

て我が國體の精華を自覺せしめる。
これ等のことを常に心がけねばならぬ。そして國體觀念につきては、極めて嚴肅に、加之最も慎重に周密なる意圖を以て教授に當ることが肝要である。

教授上の注意

●神話傳説・歴史と國體については、次の諸點に注意を拂つて教授を進めたい。

(一)神話傳説をいかに取扱ふか、初級に於ける態度より更に一步を進めて、或點までは科學的の觀察をなすことが必要である。併しかかる態度に於ける説明に於ては、生徒をして國體形成に對して懷疑的觀念を抱かしめるが如きことは十分戒慎せねばならぬ。

(二)神話傳説と國民生活國體構成との間に存する密接な關係については、十分力説して生徒をして注意を喚起せしめるやうにしたい。これに關して著者は次の如き意見を有するものである。

我が國の歴史を通觀し、科學的に見て、歴史と傳説とを區分する限界に就いては、學者その所見を異にせるも、歴史的本質に鑑み、推古時代以後は最も明確に歴史時代と稱することが出来る。即ち古事記日本書紀の編纂は奈良時代初期で、推古朝はこれと相隔ること近く、かつ聖德太子の天皇記國記の編纂あり、また支那との直接交通により、支那正史との對照年代比較の立場等から、歴史事實に對する客觀性が豊になつて来る。従つて極嚴密な意義からいへば、神代は勿論、推古朝以前にあつては、年代を遡上るに従つて、傳説的のもの

のが次第に多くなる。我が國に漢文學の傳來したのは應神朝である。またその後朝廷史官設置のことが見えてゐるが、歴史遺物に關して客觀的の何等文獻的出土品が存しないことによつて、結局古代の所謂傳説時代に關しては、古事記日本書紀の傳説依據の文獻と、歴史考古學的遺物遺品の解釋によつてのみ研究せられねばならぬ。

かくして歴史の科學的の立場からすれば、推古朝以前、神代は勿論、その以後と雖も、概して傳説時代として觀られる。併し教育的の立場からこの傳説時代を觀る時には、この傳説時代と雖も、歴史時代に於ける國民生活の展開と極めて深い關係を有し、傳説の中に多分の事實が含蓄せられ居るものであるといふ先入主的の暗示を得せしめることが肝要である。この點に關しては神話並びに傳説を扱ふ場合に最も注意を要する。かくて實際教授に當つては次の如き用意がなければならぬと思ふ。

(一)上古に於て主權者の權力の絶大であつたことは、今日の比でなくて、傳説の構成要素、並びに遺物遺蹟に現れたる文學的或は美術的表現に徴して見るも、概ね主權統治權を有する力者の生活のみが對象として重要視されるものであるといふことを理解せしめること。

(二)我が神話傳説が主として、日本民族の主權者たり、統治者たる皇室歴代に關する傳説であること。

(三)民族的或は社會的の心理として、家に於ける家長、國に於ける主權者の、極く獨特な、有名

な名譽な事績に關しては、その家が存し、民族若しくは國家の存續する限り、假令神話傳説化せられることはありとするも、永久に比較的輪廓正しく、詳密に傳承されるものであることを理解せしめること。

(四)特に我が國の民族國家に關する神話傳説の限り、我が國が他民族との混血融合の機會少く、他の民族や國家の傳説神話の混入の機會も少き結果、我が民族國家特に皇室を中心とする國民生活に就いて、歴代皇室の事蹟が、比較的に詳密に傳承されないといふことはない。

(五)傳説に基づくものであるが、皇室に關する神話傳説の傳承を職とした語部の存したと、または大陸から文字が傳來した後、間もなく朝廷に史官を設置したこと等に鑑みて、我が古代史の原據となる傳承に基づく古事記日本書紀等文獻の構成要素は、比較的客觀性の豊富のものなることを思はしめる。

この如く神話傳説を解することは、勿論主觀的根據に立ちたるものなりと雖も、神話傳説に對するまた一箇の見解であるといふことは失はぬ。

この立場に於て神話傳説を扱ふことは、神話或は傳説が、歴史から全くかけ離れて飛躍した高踏的のものでなくて、また神話傳説と歴史とを一貫した國民生活の連續を自覺せしめることができる。またこの立場から、各國の國民生活が、それぞれ神話傳説並びに歴史と深い關係を有し、何れも神話傳説・歴史を異にするがために、各國の國民生活が何れも

特殊性を有し、それと密接の關係を有する國體そのものの特殊性もこの立場から理解せしめることができる。更に國家の政治形式によつて定まる政體が、國體と密接に或點までは關係を有せるも、本質的に相違せる所以をも適切に理解せしめることができる。

猶神話に關係して神話の科學的研究上、考古學的遺物遺品によつて解釋する向もあり、或は言語學的連絡類似について研究するものもあり、日本民族の原住地高天原に關してもそれぞれ異なる見解があるが、これ等には強ひて深く立入る必要はない。むしろ神話を徹頭徹尾科學的に何とか解釋せずんば已まずといふが如き態度こそ、神話の本質に對する了解を缺けるものだと思ふ。

(三)國體と國民生活との關係については、國體觀念の態度から出發して、國體の獨自性特殊性を指摘して、自己の國民生活の根源たる國體の存在を閑却して、他國の國體に倣はんとするが如きは、その國を擧げて滅亡に導く所以であることを理解せしめる。またこの際に當つて國體と政體との區別を明らかにして、特に國體の特殊のものなるに反して、政體は普遍的のもので、國體を異にする國家の間に共通した政體の存在を見ることの何等不可思議でない旨を理解せしめたい。

(四)本書一頁上欄記載の註釋については、神話は現今にては一つの文學として、或は傳説のままで、各國々に存在する。そしてそれは文明國と未開野蠻國との差別なく存在する。そして神話の形式または要素について、屢、極めて類似してゐるもの存在することは事實

である。其所でかかる類似の部分についての考察を指導するために、

(イ)人類文化の未發達の階段に於ける生活態様の共通。

(ロ)人類文化の未發達時代に於ける生活態様形式使用器具等は、依然現在に残存せるものがある。そしてこれ等は文化發達の階級の低い野蠻人の現實の生活態様形式並びに使用器具と極めて類似點を多く有すること。

(ハ)人類の原始的な生活または文化を考察するに當つて、現在の野蠻人未開人の現實的生活または文化について研究する方法の存在すること。

(ニ)この類似を以て、直ちに本質的に民族的關係考察の資料とすることは極めて危険なことである。ギリシヤ神話と我が國神話との言語學上からの比較を試みて、その結論として兩者の民族的關係を理由づけんとするの試みは、また一個の研究としては面白きものかも知れぬが、これ全く荒唐無稽のことである。木村鷹太郎氏の「世界史的見地から我が國神話の研究」がそれであること。

これ等の考を頭に置いて適宜適當に扱はれたい。

●我が國體の淵源については、次の諸項に注意したい。

(一)天壤無窮の神勅の意義について十分徹底せしめ、我が國體の根本が此所に存し、建國以來の我が皇室國民が一つになつて、絶えず神勅實現を期して努力してきた所に、我が國運の隆盛が存在したこと、また我が國史上の最重大な劃時代的の大事業大政策である神武天

皇の御東征も、大化改新も、明治維新も、要するに、一貫して神勅の實現が根本の大精神であつたこと等をあげて、具體的に理解せしめる。

(二)神勅と三種の神器とを關聯的に扱ふこと、そして三種の神器に關しては、それが支那などに見る傳國鼎または璽と異なつて、國民思想と深い觀念的の關係を有して居る點に於て全く相違し、三種の神器の尊いのは、これに對して古來幾多の道德的の説明が與へられてゐるが、それについては、著者は神器なるが故に尊い歴史のもの、他に比較すべきものがない、絶對のものであるといふ理由を最も優れてゐるものだと思ふ。三種の神器は、もとは物質的存在を有したるものなれども、今日に於てはその物質的存在は最早問題でない。國民生活上、全く神器として尊いものとの觀念化された存在となつてゐる點について、十分理解せしめることが必要である。

(三)我が國體觀念の發達は歴史的事實であつて、我が國民生活の長い時代を通じての綜合的所産であることについて理解せしめる。そしてこの際に於て、國體觀念の自覺が神話歴史を通じて、

(イ)歴代朝廷の國民に對する政治。

(ロ)國民の朝廷(皇室)に對する大義名分、順逆の理の自覺、これが國民道德の根本をなすに至つた事實。

この二つが、相對的に關聯的に發達してきた事情を知らしめるやうにしたい。

(四)として外國君主の國法上の地位に比して、我が天皇の存在が全く異なり、特殊の地位を有せられることを、外國にその例をとつて、對照的に十分理解せしめることが大切である。

三種の神器の道徳的解説

神器は皇位の御璽で無限の尊嚴價值を有する。更にこれに對して、精神的解釋、道徳的意義を附加して神器の説明を試みることも従來行はれてきた。

書紀に景行天皇の熊襲御征伐の時に神夏磯媛が、また仲哀天皇が熊襲御征伐のため西下し給ふや、筑紫岡縣主の祖熊鷹及び怡土の縣主五十連手が各饗・劍・玉を船の檣に飾つて、天皇を迎へ奉つたことがある。これは饗・劍・玉についての當時の民俗的の考を見ることが出来る。特に五十連手が三種の神器に就いて次の通に奏してゐるのは、その意義を説明したものと考へられる。

『八尺瓊の勾れる如く曲妙に、あめの下しらしめせ、かつ白銅の鏡の如く以て明らかに山川海原を看行はせ。乃ちこの十握の劍を提げて天下を平げ給へ』

とある。しかしして鎌倉時代以後になつては、愈々これに道徳的意義を附し哲學的に倫理的に説明せんとするに至つたのは、宋に發達した性理學の影響によるものであらう。

北畠親房は神皇正統記に於て、神器に對して道徳的説明をなして居る。即ち鏡は一物もたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに是非善惡の姿あらはれずといふことなし。その姿に従ひて感應するを徳とす。これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を徳とす。智恵の本源なり。この三徳を翕受せずしては天下の治らんこと難かるべし。神明明にして詞約かに旨廣しとなし、鏡に正直、玉に慈悲、劍に智恵の三徳を記してゐるが、これ殆ど佛教思想を以て説明したものである。猶親房の書と稱せられる東家秘傳の中には、これを儒教の智・仁・勇の徳目に配して精神的解釋を試みてゐる。その他江戸時代になつてから林羅山・山鹿素行・山崎闇齋・熊澤蕃山・雨森芳洲・吉田松陰等種々説く所あるが、何れも智・仁・勇説に外ならぬ。

併し三宅觀淵はその著書中興鑑言に

曾つてその説を考ふるに縷擧するに勝へず。而して殊に知らず、祖訓のある所鏡も亦可、瓊も亦可、鏡も亦可、これを一にするも亦可、これを二にするも亦可、特に此の三者は佩服寶重、日常臨視して以てその容を照らす、その身の親しむ所、心の愛する所、焉に如くは莫し、これを以て手にしてこれを授けて曰く、猶吾を視るが如くせよと。即ち受けて奉ずる者惕然試發し、聲響感通し、身と器とのある所に隨つて祖考の精神、左右に昭かに上下に盈ち將に蔽るべからず。これ乃ち器は即ち人。人は即ち天、國脈に由つて傳へ皇道これに由つて生ず。聖子神孫、臣子黎民、畏保欽仰して自から墜すこと能はずして、貴賤上下の位、禮樂政刑の施、その叙に違ひその度を正して、自から紊ること能はざらしむる所以なり。

とあつて、實に神器の尊嚴は神勅と存する所にある。本居宣長の古事記傳に述ぶる所もその意此所に存し、この説こそ最も重んずべきものと思ふ。

高天原の所在についての諸説

高天原については、大體これを解釋する説は、天上説と、地上説とある。そして地上説には更に(イ)國內説と、(ロ)國外説と、(ハ)海上説(國內説の一種)とがある。

(一)天上説は神道家や復古學者即ち復古神道家の説く所でその出發が神話そのままを信じて、高天原の天上説にも何等矛盾を來さずとなす。本居宣長は古事記傳第三卷中にこれに關して古傳説はそのままを事實として受け取る外に何等の意義はない。強ひてこれを事實に引直して理論づけんとすることは源意のさかしらなる傾向であるととなしてゐる。平田篤胤もこの思想を祖述してゐる。また忌部正通の神代口訣、一條兼良の日本書紀纂疏にもこれを述べてゐる。要するにこの態度は信仰と科學の分界を明らかにしないものと稱される。

(二)地上説

(イ)海上説 地上説中國内説を唱へた最初は新井白石で、その要點は神は人なり、神事は人事なり、といふ立場から、すべて神話は人事に引直して考へんとするものであつて、前者の天上説と立場を異にする。そして高天原は常陸多珂

郡となす。上古海をアマ、天をアメ、と稱し、そのアメはアマに轉じた。ハラは古語で表面の意、而して常陸に多珂郡はあるが、その海上こそ高天原とする。これは要するに白石の言語學的態度が多珂の文字に捉はれた附會獨斷の説に外ならぬ。

(ロ)國內説 種々の説があるが、出發點は何れも神話の地名と後世の地名とを照合附會して議論を立てたるもので、その地名が果して神話の當時にあつたものか、將また神話の地名に因んで後世名稱を附せられたるものか、その吟味を缺いてゐて決定的の價値を有しない。その諸説を參考のために擧げて見よう。

(一)豊前中津説 神州本紀述、この書は平安朝時代忌部濱成の書きしものと稱すれども偽書である。豊前に京都キヤウの郡名がある(これは現今の福岡縣京都郡である)。これと中津といふ名に附合したもので、國學者多田義俊もこれを主張する。

(二)大和高市郡説 山崎闇齋の風水草管窺中に、高天原は帝都を尊んで天上に比せるものであるとなす。これは高の文字に附會せるものである。

猶大和に關しての説に種々存す。宣長によつて反駁された天祖都城辯も亦大和説で、諸冉二尊が大八洲に大和と名づけられたことは都があつたからで、初め都の名であつたのが、全國の名となつたのであるとなす。尙萬葉集に、
休みしし吾大王キミのしろしめす日本の國は皇祖ミコの、神のみよよりしきませる國にしあれば……
とあり、神武天皇御東征前より天香山、天高市の名のあつたことは書紀に明らかなりといふ。

これに類したものに谷川士清の日本書紀通證がある。天照大神は皇基を大和の高市に創基し、神武天皇亦 業を橿原の地に恢弘し給ふ。高天原は大和なりとす。伊勢貞丈は亦神道獨語に高天原といふ言葉そのものは天といふ意であるが、これは君のまします都を天になぞらへて高天原といつたのである。そして大和に高天山、高天野あり、この一帯が天照大神のましました高天原であり、その隣十市郡に天香山があるから、岩戸隠れの神話の説明に適すといふ。

また吉見幸和はその著國學辯疑で高天原は皇居を以て天に比するとして貞丈の説に倣ひ、高天原は高市郡で後世

高天寺のあるのはその地名によれるものとす。

更に河村秀根は書紀集解に於て、谷重遠は神代卷鹽土傳にて共に大和説を主張してゐる。

(三)近江説 極く最近の説で井口丑二氏が唱へてゐる。これによると古文獻の高天原の内容に三種ありとす。第一は大空の意、即ち天地初發の時高天原になりませる神とあるがそれである。第二は帝都の場合で、諸神が天照大神に汝に高天原を知らせとあるがそれである。第三は高地の意で大國主命の語として底津岩根に宮柱太しり、高天原に千木高知りとあるは即ちそれである。されば此所に問題となるは唯第二の都城の場合であるとなし、近江を中心として美濃・尾張・伊勢・大和・山城一帯をこれにあててゐる。

しかしこれ等は何れも言葉に附會する所の一説にすぎないのである。

(三)國外説 遠近種々ある。

(イ)支那説 林羅山が羅山文集に示せし天照大神は、吳太伯なりとする説で、魏志倭人傳に倭人は吳太伯の子孫也といふに根據をとれるものである。本朝通鑑の説もこれをつぎてゐるが、これは何等學問上の根據ある筈がない。

(ロ)朝鮮説 藤井貞幹の説、言語學方面から研究を集めて、その著衝口發の中に、我が國の古語で朝鮮語と同一語系のもの多く、殊に我が國の神名は殆ど朝鮮の官名で説明し得るとなす理由から、高天原の位置を朝鮮なりと假説した。また横山由清は金貨志略、歷朝政治統系史に見える所に從へば概ねこれと同一説である。

(ハ)印度説 本地垂迹説に於ける思想、鎌倉末期から吉野朝時代の神道家や北畠親房の正統記等に述べる所を推して行くと印度説も成立する。

(ニ)バビロニヤ説 最初は江戸時代元祿頃我が國に來朝した蘭醫ケンベルの日本歴史であり、これを譯した幕末の坪井信道の日本志である。これも人類學としての一箇の見方であるといふに過ぎぬ。木村鷹太郎氏説もこれに類してゐる。

宮中三殿の圖(本書二頁所載)

本圖は宮中奉安する所の賢所・皇靈殿・神殿の三殿を示す。賢所は三種の神器中、天照大神の御靈代である所の八咫鏡を奉安する所で、宮中にあつて最も神聖に扱はれ、天皇常御殿より離れて奉安せられる。皇靈殿は歷代皇靈を奉祀する所、

神殿は天神地祇の神靈を奉祀する所で、賢所を中央にして左右に配し祀らる。

賢所の祭祀は宮中に置かせられて最も鄭重に行はせられ、天皇御一代の中ただ御即位の御大典を挙げ行はせ給ふに當り、その式場が京都御所で行はせ給ふの例に則り、ためにこの時だけ賢所は天羽車に奉安し、天皇奉仕して京都御所、春興殿に渡御奉安し、賢所大前の儀を京都で行はせられることになつてゐる。

◎國體觀念の確立の項に關しては、以上我が國體の萬邦無比なるものであり、その精華について理解せしめたるに對し、種々の方面から我が國體觀念の確立せられたる事情を明確にすることにしたい。もと國體とは一個の觀念にして、國民の自覺によつて始めて存在し得る所のものであつて、我が國體觀念の確立せられるに至つた事情は實に複雑で、神話傳説歴史の長い時代を通じてその由來する所は實に遠いから、本項の教授に當つては、十分具體的に生徒の考察を指導し、國體に對する深い自覺を得せしめるやう注意を拂ふことにしたい。

第一、皇室と臣民との關係

この項については次の點に注意を拂つて教授を進めたい。

(一)日本民族の形成についての諸問題の扱方。我が國土を對象として考ふる時、考古學的研究の結果、我が日本民族の發展する前に、原住民の存在は疑を容れぬ所であつて、且つ我が民族は何れより來りしやの問題について神話の解釋につき、種々の説が存在する。そして高天原についても古來隨分種々の臆説が立てられてきたが、本項教授に當つて強ひて高天原についての諸説を批判する必要は認めぬが、ただ我が日本民族形成の經過については、一通り理解の行くやうに説明することは必要のことと思ふ。この際大體次の様に解説することが妥當であらうと思ふ。

我が日本民族の成立については從來盛に移住説が傳へられてきた。即ち日本民族の故郷は海外にあつて、その故郷の所在については種々の説がある。或者は日本民族の起源をアジア大陸に求め、先づ蒙古地方あたりこれを推定し、滿洲朝鮮を經過して日本海を渡つて我が國に移住したとなす、この説を大陸説といふ。また日本民族の起源を南洋方面に求めて、それから海上移住して來たと説く、これを南洋説となす。今この二説について検討するに、何れも確乎たる學術的根據を有してゐるから、その一を主張して他を排斥することは採らぬ所で、要はその中程に存し、出雲神話と九州神話とを對照して見る時、我が民族は大陸系統と南洋系統と、兩方に起源を有してゐると見ねばならない。そしてこの二つの方面から、幾十回、幾百回となく永き間に移住が繰返されて、漸次融和統合せられて一大民族を形成せるに至つたものであらうと解釋するのが妥當であらう。

斯くて日本民族の移住といふことが肯定されると、此所にこれに對して先住民族が考へられねばならぬが、今のアイヌの祖先と考へられる蝦夷等は、その先住民族の著明のもので、日本列島の北部から本州にかけてずつと廣がつてゐたものと考へられてゐる。

そしてこれ等の民族問題研究の態度は、昔の學者が言語の對照比較等から種々の臆説を下したと異つて、科學的に考古學研究や、人類學研究や、或は更に言語學、土俗學等種々の方面から比較研究が行はれてゐる。

日本民族、日本國民の形成の由來については、根本的には民族構成分子の検討、並びに高

天原の所在、神話の科學的見地からの考察批判などにも及ばねばならぬが、併しかかる枝葉末節に拘泥して、却つて國體觀念の確立に對する根本の主題からかけ離れることがあつてはならぬ。また更にかかる態度は動もすると生徒の考察をして、神話を唯物的に解釋するの風を助長し、國體觀念を自覺せしめる上の障害となることがあるから、教授者は十分この弊に陥らざるやう注意を拂はれたい。そして神話は何處までも神話として、科學的批判をせずに存在せしめ置いても、教育上何等障害はなく、むしろこの方が適當の態度ではないかと信ずるのである。

(二)日本民族の形成の上については、日本民族を根幹として、その他先住民族も、また外來歸化の外國人等の幾多の分子が融和同化せられ、打つて一丸となつた事實と、その由來する所は異なるも、何れも日本國民であるといふ固い自覺を持つに至つた事情とを強調して、君民一體の國家思想形成の根柢を確立したいと思ふ。そしてこの際に當つて西洋近世史上に於ける、國家形成上の一原理と考へられてゐた民族主義の思想に關し、生徒の既得知識を想ひ起さしめて、同一民族なりとの自覺の存在が民族構成上の最重要要素であることを指示して、我が國の構成はその點から見れば、多少異分子包含の事實を存しても、最も明確なる國民的自覺の存在する點から、最も理想的民族國家として存するものなることについて理解を有たしめるを必要とす。

(三)我が君民情誼の美はしき、特殊的の關係を有することについては、本書所載大正天皇即位

大典に當つて下し給へる勅語並びに本書所載明治天皇御不例の際二重橋前に於ける國民の赤誠の寫眞について、それを具體的の資料として十分理解せしめる様にしたい。そして我が國に於ける皇室と國民との關係において、兩者が全く同一國民生活の基調の上に立つて日本といふ國家を考ふる時、皇室と國民とは全く不可分の關係に於て共に共に同一の生活の中に存在するものであつて、外國に見るが如く、君主對國民の關係が決して對立的で、權力上に於て利害關係を異にしてきた事情とは全く相違する點を十分に理解せしめねばならぬ。この理解の存在することによつて、始めて我が國史上の大變革であつた大化改新または明治維新などの事業が、平々坦々として行はれた事情が明確となつて來る。外國人が我が歴史を見て最も理解し難いのは、以上の如き大變革時に當つて何故に革命が起らずに済んだかといふ事柄である。西洋人の統治者と國民との關係を律するに當つて、直に權利義務の關係に於て處理せんとする思想と、我が國民思想とは全くその基調を異にし、血統と情誼に重きを置いてゐる點を明確にしたいと思ふ。

(四)本書四頁上欄記載の設問について、生徒の西洋史既得の知識を根據として我が國と英國との二國は何れも君主國であるが、英國に於て君臣同治といふが、政治の實權は全く國民の手にあつて、英國の國王は「君臨するが統御せず」と言はれる所以について思ひ及ばしめる。かつ英國に起つた革命の原因として、國王が王權神授説を主張したことの事實を想ひ起さしめて、特に王權の絶對を主張する理論を附せねばならぬ點に想到する時、其所

に我が國と異つて民主的基調を窺ふことができる。我が國に於てこそ眞に王權は神授のものにして、しかもこれが國民的自覺として、國民に普遍的に觀念づけられて居る所に國體の相違の存する所を明らかにするやうにしたい。

明治天皇御不例の際二重橋前に於ける國民の赤誠（本書四頁所載）

本圖は當時の寫眞に據る。明治四十五年七月十九日、明治天皇には俄かに御不例にわたらせられるや、國民一同深い憂愁に鎖され、時々刻々發表せられる御容態書を拜讀し、上下都鄙の別なく齊しく熱誠を以て御平癒を祈願し奉り、殊に宮城二重橋正門外の廣場に集り徹宵跪座して皇居を拜するもの日を逐うて増加し、二十九日夜の如きは群集數萬人に達した、その熱誠も甲斐なく、御病急に革まらせ給ひ、三十日午後零時四十三分遂に崩御遊ばされ、寶算實に六十一歳、國民は何れも父母を喪へるが如く慟哭悲歎にくれた。列國の新聞紙も亦筆を揃へてこの偉大な聖天子の崩御を痛惜し奉つた。圖は七月二十九日夜の撮影にかかり、我が皇室と國民との情誼の美はしさを如實に表現した尊い繪巻物の一部であると見られる。

第二 氏族制度と君臣關係

この項については詳細の説明は次章に於てなしてあるから、ただここでは皇室が我が政治上の統治者である點から、支配者としての地位を占め居られる。而して上古の社會的體制が氏族制度によつて、この點からも皇室が社會の中心となつてゐた實際生活の態度が、國民をして君臣關係について自覺を深めしめ、國體觀念確立に重大なる効果の存せしことを理解せしめたし。

第三 政教合致の國制

については次の諸項に注意を拂つて教授を進めたいと思ふ。

(一)我が國が政教一致の國家體制をとつて居ることについて十分注意せしめる。即ち祖先

崇拜神祇尊崇の基礎に立つて「祭ること」と「政」といふことと同意義の點を指摘し、我が皇室が實に教化上並びに政治上を通じて政教二權を掌握し、絶大なる勢力を有し居られることに關して、西洋史にて十八世紀に絶對專制政治を行つて、政教二權を掌握した專制君主と比較して、その權力の絶對なる所に共通點を有してゐるが、その成立は相異してゐる。

(二)我が國に於ける固有の國民的宗教は、祖先崇拜並びに神祇尊崇を根柢として存し、

(イ)皇室は我が國民の氏の宗家にして、祖先崇拜の觀念は、結局は皇室の御祖先の崇拜の事に歸著すること。

(ロ)敬神觀念についても、決して歐洲に於けるキリスト教或はマホメット教の如く普遍的の神性を信仰の對象とするものにあらずして、我が國民信仰の對象となる神性は、國民生活にとつては極めて具體的のものである。即ち歴代皇靈を神として祀り、或は皇族または臣下にしても、皇室に對して忠誠を盡くし、國家の爲に貢獻した人々を以て神として敬ふのである。されば敬神も歸する所は皇室に對する尊崇崇敬となるのである。これ等の點が我が國民の宗教的生活の特殊性であることを理解せしめるがよい。

(三)更にこの際に一步を進めて、我が國民道徳は、深く國民的宗教の基礎の上に立つて、單なる倫理的範疇としてでなく、更に一個の強い信仰的規範として存在するものであることについて指示し、理解せしめることが大切である。

(四)我が國民の皇室に對する「有難い」といふ特殊な感情は、一個の宗教的感情であつて、ヨ

ヨーロッパに於ける君主に對して、それが名君で德行善事に富むは、尊敬すべき君主」としてこれを稱するのと異なる所なるを指示する。むしろ西洋上代エジプトに於て國王を「ファラオ」と稱して尊敬せる宗教的感情に似てゐる。また支那に於ける古代の傳説時代の聖人として考へられる堯舜禹湯文武周公等に對する國民の態度は、猶人間としてその徳を稱へ、われとかれと平等の立場に於てその行を嘆賞するもので、「有難い」「勿體ない」といふが如き、現神として宗教的感情を以て尊敬する我が國の如き例示は他にこれを見ることができぬ。

第四、我が國の地理的事情 左項に注意を拂つて教授を進めたい。

(一) 國家が地理的に有する位置、境遇が、國民生活と極めて深い關係を有し、またこれが國運の消長盛衰の歴史發展に對する重要原動力となつて國體の形成上に深く關係するものなることについて理解せしめる。この際、この觀念を具體的ならしめるために

(イ) 朝鮮が我が國と同じくアジア東部の小國であるに拘らず、國家として滅亡したのに反し、我が國の隆興した原因は、大陸との間に日本海を有し、これが自然の障礙をなした點に存する。支那大陸に興亡消長する大帝國の勢力は、絶えず陸地続きであつたから、朝鮮までは波及するが我が國までは殆ど影響せぬ、ただ影響したのは元の來寇した時位のものである。それがために、朝鮮は獨立して存した時代は極めて短く、多くは支那に隸屬してゐた。然るに我が國はよく獨立を維持し、國運を興すを得た。そして日本海

は軍事上から見れば大陸からの侵略を防禦したが、彼我の距離は小さく、國民は盛に往復したから、文化の輸入には多くの障礙とはならなかつた。

(ロ) 英國がヨーロッパ大陸に對する關係的位置と境遇とは、我が國と頗る趣を同じくしてゐる。

(ハ) 支那の地理的境遇は、アジアの中央に存する自然の境界線を境として、北に、西に多くの夷狄を有し、これ等夷狄と對抗し、互に相争ひ、征服されるか、若くは支配されることを常とした。これがために王朝の變替潮繁なりしがため、國民思想上に、國家觀念、愛國思想、忠君尊王の觀念等が失せて、個人主義、利己主義、自然主義の傾向が盛になつて、その弊は今日にまで及んでゐる。

これ等の事實を指摘して、我が國の特殊な地理的事情を明らかにする。

(ニ) 我が國民的自覺と國民的團結の極めて鞏固なことについて、民族主義的國家としては、實に特殊的理想の形態を有することについて指示し、猶一朝國難に際しては、舉國一致して外敵に當る國風が此所に依據し、未だ曾つて外侮を受けたことなき點について理解せしめる。

(三) 國難に直面した元寇の際、日清日露の兩役に於ける當時の事情について生徒の既得知識を喚起せしめ、更に一步を進めて外侮を受けたことのない金甌無缺の歴史が、我が國體觀念形成上重大意義を有することについて理解せしめる。

(四)我が國の地理的境遇が、他の諸種の事情と綜合して、また皇室を奉戴し、これを中心として國家を形成し、早くより國家的自覺國民的自覺を得せしめるに最も適當な境遇にあつたことを指示し、更に我が國民同化力の強大であつた事實も、この點から考察せしめるがよ

5。
④日本國體の精華については左項に注意を拂ふことにしたい。

(一)我が國體が萬邦無比なる所以について明確ならしめるに當つて、その精華が、國史發展の成績と、皇室と國民とが、神話傳説歴史を通じて發展してきたもので、不易のものであることを指摘する。

(二)我が國の建國の大精神を理想として、皇室も國民も共に平時にあつても、また戰時にあつても、常にこれが實現を期して努力して來た所に、國運の隆昌を來したものであることを考へしめ、皇族の尊い御身を以てして、猶國事に盡瘁し給へる所の幾多の實例をあげて、特に外國の事例と對照して、君主若しくは皇室が自分の勢力利益のため野望を達せんとして國民を驅使せると異なり、君民一つになつて國家的國民的の理想の實現につくして來た關係を強調するがよい。

(三)神勅に基きて君臣の分が明確に定められ、大義名分、順逆の理は國民道德の根本をなし、これがため我が國に於ては内亂はその最小極限にまで狭められ、眞に臣下を以てして皇位を篡奪せんと企てし惡逆無道者はなく、また眞に皇室を目ざして敵對の軍勢を起した者

も殆どこれなかるべく、この點において西洋又は支那と全くその國情を異にするもので、特に西洋民主國に於ける政變の特質や、支那に於て見る禪讓放伐易姓革命のこと、或は「撫我則后、虐我則讐」と稱する言葉などに示される支那の國體と全く異なる所以について十分注意することの必要がある。

(四)最後に我が國の存在する上に於て、皇室を中心として國家を興隆すること以外に全く方途なき點に關し、須らく皇室と國民との關係から、政治上社會上宗教上の問題のために、兩者の關係に累を及ぼすことなく、皇室が觀念的に國民から超絶せる地位に存して是等を統裁し、統制し給ふ所に國家生活上極めて意義深きことにつき理解せしめるがよい。

宏覺禪師の蒙古擊退の新願文の一部並びに卷末の歌(本書八頁所載)

本圖の原本は京都西賀茂正傳寺藏である。この新願文は宏覺禪師が文永六年から七年に亘つて六十三日間蒙古降伏の祈禱をなした時のものである。宏覺禪師は名は慧安、東巖と號し、播磨の生れである。夙に書寫山に登つて天台の奥義を學び、三十八歳のとき山城石清水八幡宮に仕へ、文永五年即ち蒙古最初の牒狀の到來した年正傳寺を建ててその住持となつた。一時渡宋の計畫があつたが果さず、學徳高遠にして衆人の尊敬を得、建治三年鎌倉の聖海寺で五十三歳で入寂した。後に稱光天皇の應永二十三年三月二十三日、宏覺禪師といふ諡號を賜はつた。

この新願文の原本は立派な斐紙で、これに世尊寺流の優美な文字で書かれ、國家未曾有の國難に直面し、國を憂ひ、君を思へる禪師の至情が紙上に溢れ、當時の我が國民的敵愾心發露の一端を窺ふに足りる。左に全文を掲げる。

正傳禪寺住持東巖……慧安、大衆……某甲再拜。

一心啓白す、八幡大士、六十餘州一切の神等、今、日本國天神地祇、正法を以て國を治めてより以來、部類・眷屬の間に充滿し、草木土地、山川叢澤、水陸虚空、垂迹和光の處に非ざる無し。各々威を振ひ、各々徳を現じ、他方の怨賊

を祈り伏せしむ可し。昔女帝あり、名を神功と曰ふ。懐胎の母人、産月に相當し、他州無量の怨敵を防がんとために、心に誓ひて決定し、勇猛心を起す。之に因りて、國中一切の神祇、其の志念を知り、皆悉く隨從す。干珠を擲てば大海枯涸し、滿珠を擲てば海水盈滿し、無數の怨敵漂沈して餘す無し。此の兩珠、俱に是れ如意、今、現に王宮正殿に在り。十善華開けば、寶珠葉を現す。十惡の眼、都て見る可からず。昔日の神功豈に異人ならんや。今の八幡宮大菩薩、是れなり。濁惡、邦に滿ち、善根無しと雖も正傳の一衆、慇懃祈念せば、鎮護の誓約、甚深依憑せん。大衆某甲、今玉地に在り、樹下石上、草衣木食、滴水寸土、朝恩に非ざる無く、道を行ひ善を修むる、皆國家に歸す。恩を知り恩を報ず、眞實行業。此は是れ如意摩尼寶珠、此は是れ金剛吹毛の利劍。乾坤の中何物か降らざらん。設へ三千大千世界に滿つる三日八臂の大那羅延も摧破不肖なり。何んぞ況んや蒙古をや。譬へば、獅子の獅子に敵對すが如し。

又傳聞する有り、蒙古人云ふ『日本は弓箭・兵仗・武器、他國に超勝し、人、勢力あり、夜又鬼神も敵對するに由なし。然りと雖も、國中下賤無道、上は下を卑め、下は高擧し、萬民亂る。故に王臣分無し。無理の亂國、何ぞ掌に入らざらん、一陣殘黨を破却し難からず。先づ高麗を破り、次に日本を責むるに、彼の軍兵を以てせば、自から恣に降伏せん、天然晨且、甚だ以て易しと爲す』と。聞く所違ふこと無くば、二國和合し衣冠一致す。兩度の驛使は高麗人なり。顯然疑ひ無し。先度の驛狀は返牒に及ばず。第二の驛狀、應さに返牒あるべく、並びに以て和親すと。風聞衢に滿つ。正傳之を聞き、愁歎量無く、悲み骨髓に徹す。古を顧み神を助け、大乘經の神呪明呪を以て、啓白發願し、慇懃鄭重、己巳臘月二十七日、當社寶前に一心閉白し大歲庚午三月初一、正傳寺に於て專心結願す。七九の行業、連々として廢する無く、三百萬遍の經王神呪、三業相應じ、歷々の珠玉、法樂莊嚴、八幡大士、祈り奉る聖朝、獅子虎狼、大勢高運、萬國威を怖れ、仍て返牒無く、和親有る無く、結願の日に當りて、彼の驛使の如き神、靈夢を告げ、千萬畏怖し、還りて神國に對し、懇に和親を望み、蒙古の毛冠跪きて奉獻する所此は是れ降伏先瑞の故なり。又、高麗、半ば蒙古に遠背し、本朝に隨順し、これ等の利を念ひ、神感道交、靈驗然らしむ。切に冀くば、明神、貴賤五體の中に入り、運を増し勢を益し、蒙古の怨敵を祈り伏せしむべし。重ねて乞ふ神道、雲を成し風を成し、雷を成し雨を成し、國敵を摧破し、天下泰平諸人快樂ならんことを。伏して乞ふ、八幡、三所權現、百王を鎮護し、誓約を廢する無く、大光明を放ちて加持護念せよ。

上來の啓白都て告に違ふ莫し。天上地下、皆照覽を垂れよ。(原文は漢文)

發願

至心發願 一心諷誦 諸大乘經 眞言神呪 功德威力 八幡權現 法樂莊嚴 威光倍增 靈驗神威 冥加國主
今上皇帝 師子大勢 虎狼威猛 蒙古怨賊 聞之恐怖 萬國降伏 皆歸聖德 八幡大士 一切神祇 天上地下
護法善神 皆來集會 擁護王宮 聖朝安穩 率土安寧

諷經

回向

上來諷經 功德回向 今上皇帝 薰入玉體 內證聖德 聖道高運 外用大勢 獅子虎狼 四海歸德 萬國怖威
降伏敵國 衆怨消滅 十方三世 一切諸佛
諸尊菩薩摩訶薩 摩訶般若波羅密
文永八年大歲辛未九月三五酉時開白

猶卷末の歌は卷尾の裏に細字を以て書かれてある。

第二章 上代の文化

教授上の主眼

本章には、我が國民文化發達に對し文化構成に對しては、

(一)上代の文化

(二)支那大陸文化

(三)印度文化

(四)西洋文化

(五)西洋現代文化

の要素を分析的に抽出し、これを前提として、上代に於ける我が文化の潜在的にして、外國文化の影響を受けること顯著ならざる時代の我が文化と、當時に於ける國民生活とを理解せしめるが主眼である。本書には相當に具體的に説明してあるから、これについて批判し綜合し、生徒の考察を適宜指導して行けばよい。教材の敷衍の要はないと思ふ。

第一節 氏族制度と上代の社會政治組織

教授上の主眼

本節にては上代に於ける我が政治的生活及び社會的生活の基礎をなせる、社會組織及び政治組織について理解せしめると同時に、左の諸項に注意を拂ひたい。

- (一)氏族制度に基く政治的、社會的體制に於ける我が國民生活は、我が國體觀念の根本をなす皇室と國民との關係を結合せしめる上に極めて有意義であることを理解せしめる。
- (二)時代の進歩、人智の發達するに隨つて、國民の思想はすすみ、氏族制度が漸く幾多の弊害を生ずるに至つたこと、特に大陸文化の移入による國勢の急激の發達によつて影響せられる所が甚大である。ここに於てか我が上代の社會上政治上に根本的の革新を要求せら

れるに至つたことから、大化改新政治の必然の形勢に對する前提となり、準備となるやうに扱ふこと。

教授上の注意

- 氏族制度が我が國獨特の制度ではなく、既に西洋史で學んだローマの家族制度等と出入共通する所もあるから、これ等と關聯して上代社會の構成形式から見れば、これが最も自然的であり、かつ我が國の如く環海にして獨立的生活地域を有する國にあつてこの制度が、上古の單純社會に於て極めて自然的であつたことを理解せしめればよい。

- 氏の制については次の諸點に注意を拂つて教授を進めたい。

(一)社會組織の體制上基礎となつた氏の社會生活上いかに統制せられてゐたか、氏の構成について理解せしめる。

(二)本書一〇頁所載氏族制度關係圖に徴して、我が國に於ける氏族制度は單に血族的基礎に立てる氏を以て構成せられたといふ一社會的現象に止まらず、氏族制度の構成が皇室を中心として結合統制せられる所に特色を有し、此所に我が國の國體の特殊性が存し、ローマ等の氏族制度以上に主要意義を觀取せしめる。

(三)氏族の團體結合の鞏固なことに關して、同一地域に於ける同一氏族の團體生活の鞏固性のことについて理解せしめるがよい。そしてかかる境遇にあつて入易い弊害は、ギリシヤ古代史上に見るが如き小邦割據の事實であるが、この事については我が國にあつて事

實上この弊の少かつた事實を指示し、地理的境遇を超越して民族性の一層強大なる勢力を有することの事實を指摘してこれを理解せしめたい。そして我が國に於ける民族的團結をなせる氏族の社會的生活も、皇室を氏の大宗家として戴く所に起る國民的自覺、皇室中心の國民生活を培養する上に非常に効果があつたが、地理的に氏族獨立割據して、皇室の統制から離れるが如き事實を有しなかつたことについて理解せしめるがよい。

(四)かかる氏を中心とせる鞏固なる社會的結成が、氏神を中心として、血族的なる上に更に宗教的結成の要素を加ふるに至つて一層鞏固なものとなつた。而して各氏の宗家たる皇室の御先祖に對し、また皇祖を祀る皇大神宮に對しての國民全般の尊崇崇拜は、國民的統御の最高極致で、皇室に對する國民の宗教的尊崇の觀念の發達も、氏族制度と深く相關するものなることについて徹底せしめることが肝要である。

●氏族と職業との關係については次の點に要點を置きたい。

(一)上代に於ける氏族制度が、また一方上代社會の經濟的體制と深い關係を有し、各氏族は社會的に觀れば一個の血族的社會であるが、一方經濟的方面から見れば、經濟上生業單位を表示する所のものであることを指示する。

(二)氏族と生業との關係について知らしめ、かかる經濟的體制から同時に上代我が國社會の文化發達の程度について考察し得ることについて指摘する。

(三)氏族世襲の職業の多種なるに於て、それが政治的に皇室を中心として統制せられること

は當然なるも、猶政治的立場に於て、これ等職業の社會的に存する相對的關係からして、政治に最も深い關係を有する祭祀軍事に關係ある氏族が他に對して優位を占めて行くことは亦最も自然の事にして、後に述べる姓の制の起源と關係するやうに扱ふ。

●春日神社(本書一頁所載)

本圖は春日神社が藤原氏の氏神として上下の尊信を集めて、平安時代朝廷の尊信も篤かつた。藤原氏の繁榮は春日の神威と共に榮えた。氏族と氏神との關係の密接なる例として、春日神社本殿は初級用に收用したから、本章には春日神社樓門と、その祭祀に昔ながらの古式を偲ぶ一端として、樓門に近き林檎の庭と稱する庭上に於て現に行はれつつある神樂演奏の光景を現した。これは『春日神社大鑑』から抄出した。

④上代の土地人民の制度については、本書一〇頁所載氏族制度關係圖に徴し、參照しながら左の諸項に要點を置くことにしたい。

(一)氏族制度の體制を基礎として皇室と各氏族との關係を考へしめ、土地人民所屬の關係からは豪族に土地人民を私有せしめる形式であつた。そして政治的に朝廷が強大なる權力を有する中央集權的政治の主義ではなかつた。

(二)併し氏族制度に基く土地人民の私有の制度は、當初にあつては何等の弊害がなく、我が國體體制に最も相應はしいもので、人智の進歩、人心の發達の結果、氏族制度の弊害が日に増大して行つたものであることを理解せしめて、後項に對する伏線となるやうに扱ふがよい。

(三)氏族制度が社會的の法制上からも、政治的體制上からも、また經濟的體制上からも、何れの

方面から見ても上代の我が國民生活が、すべて皇室を中心とし、天皇を中心とする體制をとつて、皇室と國民との關係を非常に圓滿ならしめた點を十分理解せしめ、かかる立場を基礎として、

(イ)皇室の唯一絶對の地位を自覺し、君臣有分の傳統的の觀念に對する認識を深める。

(ロ)皇室と國民とが、同一の神話に基く觀念に生き、同一の理想の實現につとめ、君臣一體の生活をなした。

(ハ)歴代皇室の臣民に對する民本主義の傳統的の政治と、臣民の皇室に對する奉上忠誠の精神と相倚り相濟して、皇室に對する大義名分、順逆の理につき、皇室に盡すことを以て國民道德の根本となすに至つた。

これ等の事實からして、我が國の萬邦無比の國體形式の所以に鑑みて、國體が何處までも國民の有する觀念に基くものであることを知らしめ、我が國體の觀念は、長い神話・歴史を通じて發達してきたものであつて、上代の氏族制度はこの立場から見ても實に意義深きものであることを理解せしめることが肝要である。

部曲

品部トヨケと同じ、氏部・家部を總稱する所で、常に各氏上に統率せられ、その所屬する氏の世職を修める所の部民をいふ。

御子代

上代にあつて天皇・皇妃若しくは諸王等にして御子おはさざるため、御名の亡びんことを慮らせ給ひ、御名を負はせて定置し給ふた部民を御子代民といふ。その設置の目的は御名を後世に傳承せしめるのが目的であるが、同時に供御その他

の費用の資源となし給ふた所のもので、土地人民を併有する點から觀れば、後世莊園と相通する所がある。

崇神天皇の御代、伊登志和氣王が御子なきため、御子代として伊登志部を定め給うたのを始めとし、清寧天皇は皇子なき故諸國に白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部靱負等の御子代を置かれ、御名を御後世に傳承せしめ給うた。爾來この制度は行はれしが、孝德天皇大化二年正月の詔によつて禁止せられて廢絶した。

御名代

御名代民は、御子代民と同種の部民で共に朝廷直屬の支配に屬する。ただ前者と異つて御子がないから御子の代りとの意を有せて、單に天皇なり、皇子なりの御名または御居所の名を負はせて定置した部民である。景行天皇二十八年日本武尊薨去の後、その御勳功を錄せんため、武部を定められたのが最初で、仁德天皇の御代には、太后石之日賣命の御名代葛城部、太子伊邪本和氣命の御名代壬生部・水齒別命の御名代瓊部等を定められ、その後屢々この事は行はれたが、また孝德天皇大化二年の詔によつて、禁止せられ廢絶した。

久米舞を奏する圖(本書一二頁所載)

紀元節には宮中皇靈殿で祭儀が行はれ、更に豐明殿で文武百官に陪宴を仰せ付けられる例なるが、その御宴中豐明殿の前庭に於て宮内省樂師によつて久米舞が演奏せられる。この事は明治十一年の紀元節に久米舞を奏せられたのを始として爾來恒例となれるもので、蓋しこの日神武天皇の御事蹟追懷の思召によると拜せられる。

もと久米舞は我が國古樂の一つで、神武天皇御東征の時大和に於て兄鸕ウサを誅せられて、親から御詠じになつた御製を、道臣命に仰せて、久米部に歌はせられた故事から、その歌を久米歌、その舞を久米舞といふ。往古には天皇の御遊護その他にも用ひられた如くなるも、聖武天皇天平勝寶元年十二月に東大寺に行幸があつて久米舞を行はしめられたこともあるが、中古以後は大嘗祭の豐明節會に限つて行はれることとなつた。然るに後土門天皇以後大嘗祭廢絶し、この舞樂も行はれなくなつて、大嘗祭は東山天皇の貞享に再興せられしがこの舞は再興せられなかつた。然るに仁孝天皇文政元年の大嘗祭に至つて始めて再興せられた。ついで明治時代に入つて紀元節當日行はれる前例がつくれ、大正天皇登極に當つて即位禮大嘗祭後大嘗第一日に演奏せしめられた。これも御即位の始めに當つて神武天皇創業の古を追憶せしめられる爲と拜

察される、本章に收めしは、我が國建國の遼遠なるを偲び、その間國家政治上には種々の變遷あるも皇室と國民との關係は昔ながらにして、かつ皇室を中心とする事實を基とせるかくの如き舞臺の今尙存し、昔ながらに意義深きものなることに於て、我が國體を偲ぶ一資料とした。

⑤ 姓の制については左項に注意したい。

(一) 社會組織なり政治組織なりの基礎である氏と、姓との差異について十分理解せしめることが必要である。氏は氏族制度の社會生活上に於て特殊の職業を現す所のものであり、姓はこれに對して、家格の尊卑を決定する所のもので、各氏の社會的生活上相對的の地位を示されたものである。また或見方からすれば氏は社會的に發生せるものであつて、これに對して姓は朝廷より賜はつたもので、各氏を統制する一つの政治的の制規で、此所に政治的意義を有することについて指示し、兩者の觀念を適當に理解せしめるやうにしたい。

(二) 社會生活上職業の尊卑の觀念と政治的勢力との關係について、各職業を通じて、祭祀並びに軍事關係の職業に従事する氏族の政治上の權力増大について、中臣氏物部氏蘇我氏大伴氏等氏族について、既得事實と關聯して觀念を具體化せしめること。

⑥ 氏族制度の變遷については、この制度が國民の社會的生活を殆ど豫約的に固定して自由の活動を制限した。これに對して氏族の社會的に有する相對的の境遇の相違があること等から生じて來る不平と、社會進歩文化發達に伴ふ職業の分化、加ふるに諸氏の増殖等の結果、

氏姓の紊亂を來した。これが當時の政治體制を立てて綱紀を肅正し、確立して行く上から重大問題であつたことについて理解せしめねばならぬ。

⑦ 氏族制度の弊害については、次の諸點に注意を拂ふ。

(一) 氏族制度が我が國民生活上、初期の時代にあつては、社會的にも、政治的にも又經濟的にも、生活を固定せしめて、生活の安定を得せしめ、かつ國民的自覺國體觀念形式上に大いに貢獻せる所あつたことを理解せしめる。

(二) 氏族制度の弊害については、氏族制度の固定性から起る。

(イ) 世襲家業の制。

(ロ) 人材登用の途の壅塞。

(ハ) 豪族土地人民私有の制度の弊害と我が國體との關係。

これ等の點について十分批判し、初級で習得した歴史上の實例に徴して、結局氏族制度の存在が我が皇威の發展上から見て、國勢の興隆上から考へて、更に總括的に我が國體に基く國家體制上から見て、政治上の大改革を要するに至つたことを理解せしめる。

そしてこれと同時に、古今を通じていかなる制度も、これが起つた時には十分な理由と意義とが存在するが、時代が推移し、國民の思想や文化が進むと、その制度がかへつて社會の進歩發達を妨げるが如きものとなることについて、我が氏族制度の如きもその一例であることを理解せしめる。そして既得の歴史知識からしてその例を示して、この理を明

確にするがよい。この際に差當り類例としては、東洋史に於ける唐の藩鎮の政治、宋の太祖の政治制度、清朝に於ける滿洲八旗の制などはこれに當り、また西洋史では英國に於ける航海條例 (Navigation Act) や穀物條例 (Corn Law) 等はこれに類してゐる。

(三) 氏族制度の廢止とその結果について、制度と世運文化の進歩に伴つて發達を促がされる思想との關係につき、思想は時代の進運につれてどんどん進むも、制度なり法制なりは或一定の形式を與へられて仕舞ふと一種の固定性を有し、これが改廢變革は中々容易に行はれず、結局古今を通じ東西の歴史に見るが如く、時代思想と制度法制との間には何時でも多少の懸隔を有し、その懸隔の餘り甚しき時、即ち或は偉大なる政治家により改革が行はれ、或は暴動革命などの勃發によつて變革の行はれるものである。然るに我が國に限つて、この如き變革に際して革命の如き現象を見ざるは全く我が國體の然らしめる所であることを理解せしめる。而してこの立場から大化改新の政治變革が氏族制度を撤廢した政治上社會上並びに經濟上に關聯した國民生活全體に亘る大變革であつたにも拘はらず、淡々易々として行はれた所以が、長い間氏族制度によつて培養せられて來た國民的觀念と皇室と國民との融和親密にして、一體となつて存する特殊の關係事實に存することを十分理解せしめたい。

第二節 上代の國民生活

教授上の主眼

本節にあつては、我が國民生活の固有なる方面について、即ち外國文化の影響を著しく蒙らぬ以前の生活について述べ、更にその生活遺跡としての種々の資料を通じて當時の文化發達の状態を知らしめるのが主眼である。そしてその文化發達の程度こそ低く、その形式こそ單純であるが、文化に對する我が國民の潜在性について指示し、これに基き外來文化の同化による國民文化の内包と外延とに於ける發展の事實に關し、これを支那歷史上北方外狄の南下において南方漢族の文化に同化せられてその特色を失つた態度と異なり、西洋史上既得のゲルマン民族の大移動 (Great migration) に於けるゲルマン民族の、ラテンの既成文化に對する態度と共通する所のあることを比較して、明確ならしめるがよい。本章にあつても記述は具體的に詳説してあるから、記述について要點を十分理解せしめればよい。

教授上の注意

● 我が國民固有の生活について、次の諸點について注意を拂ふことにする。

(一) 我が國民固有の文化については、これを神功皇后以後の大陸との交通によつて、大陸文化の滔々として傳來するに至り、我が文化發達上急激な變化を齎けたのに對して、それ以前に國民が有してゐた文化を指すものであることを指示し、理解せしめる。

(二) 但しその文化の本質並びに源流については、また朝鮮支那との間に上代古くから間斷なく交通が存在した幾多の徵すべき事實によつて、大陸の影響を拒むことはできぬ。これ

については東洋史既得の上代に於ける支那文獻に現れたる我が國に關する記事など参照して、我が國と大陸との彼我の歴史的關聯について指示するのよい。

(三)本節扱ふ所の我が國民固有の生活若しくは文化は、主として神話傳説並びに古墳等から出土せる遺蹟遺物によつて理解せられるものである。そしてこの上代文化の學習は、後章大陸文化の流入模倣時代の文化形式と比較對照せしめる基礎となり、伏線となるやうにしたい。

支那古典籍に現れた我が國の記事

前漢武帝が朝鮮を征して衛右渠を滅してその統治に歸せしめ、樂浪・玄菟・眞蕃・臨屯の四郡を置いてから、漢人の半島移住著しく増加し、その勢力は半島の中部から以北に及びしが、その後漢の勢力の消長に隨つて郡の廢合が行はれ、且つ高句麗の擡頭によつて後漢時代には樂浪郡のみが漢の勢力範圍となつてゐた。

この頃から既に我が九州の住民を指したと目せらるる倭人の記事が見える。即ち九州の地方民が私に朝鮮・支那と交通せし事實が推知し得られる。本書一六頁所載、漢委奴國王印圖はその一資料となる。

漢委奴國王印

本印は黒田侯爵家所藏にかかり、國寶となつてゐる。天明四年二月二十三日筑前精屋郡志賀島の叶崎で農夫が田甫の間の溝を修造する際、土中に數個の石を發見し、その下部に於てこの金印を得、後これが黒田家の有に歸したものである。印の大ききは印面方二・二二釐、七分五厘、厚さ〇・九釐(三分弱)、紐高一釐強(四分)、重さ一〇九瓦(約二十九匁)、黃金製で印文は『漢委奴國王』とある。

讀方は『漢ノ委ノ奴ノ國王』にして、漢とは支那の後漢、委は倭と同じ、即ち日本の意、奴は那、または僱であらうと解するを通説とする。而して今の博多は古くは那津と呼ばれ、この附近福岡縣那珂郡精谷郡一帶を書紀仲哀天皇紀には僱

縣と稱してゐたのである、隨つて奴國王は僱縣の土豪であつたのである。

而してこの事實に關しては、後漢書光武帝の紀に『中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王遣使奉獻』とあり、また同書東夷列傳には『使人自稱曰大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬』とある。これを綜合するに九州北部の土豪が早く漢と交通してゐた事實が窺ひ得られる有力貴重な一資料である。但し奴國王については學者の間に多くの説があるが概略は上述の通が世に認められて居る。

また後漢の末に遼東太守公孫氏が自立し、樂浪郡の南部を割いて帶方郡を設けた。前後して後漢が滅び魏・吳・蜀三國鼎立の時代となつたが、三國中半島に對しては魏の勢威最も關係大にして、樂浪・帶方二郡を併せ従へて東方の倭と交渉を有つに至つた。

魏志倭人傳、明帝景初二年以後約十年間、魏と倭國との間の交通は相當に漸繁で、魏志倭人傳には倭の國情が詳細に記載されて、その編纂者西晉陳壽は當時の官符を基として編纂したから記事には相當信用が置ける。その中で倭の國情を次の如く陳べてゐる。

その國もと亦男子を以て王と爲す、住むこと七八十年、倭國亂れ相攻伐して年を歴たり、乃ち共に一女子を立てて王と爲す。名を卑彌呼といふ。鬼道を事として能く衆を惑はす。年已に長大、夫婿無し、男弟あり、佐けて國を治む、王と爲てより以來、見るものあるなし、婢千人を自ら持す。唯、男子一人あり、飲食を給し、辭を傳へて出入す、宮室に居處す、樓觀城柵嚴に設く、常に人有り、兵を以て守衛す。

この中の卑彌呼に對しては種々の考證がある。耶馬台國に關しては大體大和説と九州説と二つある。大和説を執る者は耶馬台國を大和朝廷と見、卑彌呼を神功皇后にあてる。併しまた最近倭姫命に比定する向もある。九州説を執る者は耶馬台國を筑後山門郡に推定する者が多い。卑彌呼は單にその一地方女酋として觀じ、別に誰に比定しやうとせぬ。

何れにせよこれに關する學者の説は異なる所もある、唯耶馬台國女王卑彌呼が支那と交通したのは、我が皇紀について最近學者の通説とする約六百年の修正を加味して、大體垂仁天皇の御代に相當する。この時代既に相當な文化をもつた我が民族の存在並びに大陸との交通との事實はこれに依りて推することができぬ。

更に魏志倭人傳には、

男子は皆露紵（冠帽を著けず結髪する）木綿を以て招頭す、その衣は横幅、但し結束相連りて略、縫無し、婦人は被髮紵（垂髮・結髮兩様あつた）衣を作る單被の如し、その中央を穿ち、頭を貫きてこれを衣る。男子、大小となく皆露面文身、古より以來、その使中國に詣る、皆自ら大夫と稱す、夏后小康の子會稽に封ぜられ、斷髮文身、以て蛟龍の害を避く、今、倭の水人好んで沈没して魚蛤を捕ふ。文身は亦以て大魚水禽を厭するなり。後稍以て飾と爲す。諸國の文身各異なり、或は左、或は右、或は大、或は小、尊卑差あり、その道里を計るに、當に會稽東治の東にあるべし。

この倭人露面文身の習俗の記事は、九州沿岸地方住民の風習で、日本民族の通有性ではなかつた、猶倭人傳記載によつて、それが確に九州華人を描けりと思はれるもの、或はまた葬儀に關する記載、方法についての記載、倭國の産物・習性等を察すべく、往々にして妥當な記事もある。参考のため轉記載する。

倭の地温暖、冬夏、生菜を食す、皆徒跣なり、屋室あり、父母兄弟臥息處を異にす、朱丹を以てその身體に塗る、中國、粉を用ひるが如し、食飲・蓬豆を用ひて平食す。

その死するや、棺あつて槨無し。土を封じて家を作る、始めて死するや、喪を停むる十餘日、當時、肉を食せず、喪主哭泣し、他人就て歌舞飲酒す。已に葬る、家を擧げて水中に詣り濯浴す、以て執沐の如し。

その俗、事を擧げ行ひ來り、三度する所あれば、輒ち骨を灼いて卜し、以て吉凶を占す、先づ卜する所を告ぐ、その辭・令の如し、龜法・火柝を視て兆を占す。

魏の景初二年倭女王獻物中に斑布あり、正始四年獻物中に倭錦・絳青縑綿衣・帛布等あり、猶、倭の産物として『禾・稻・紵・麻を種え、蠶桑繅績し、細紵縑綿を出す』とあり。

盜竊せず、誣訟少し。その法を犯す、輕きものはその妻子を没し、重きものはその門戸及び親族を滅ぼす。尊卑各差序あり相臣服するに足る、租賦を收む、邸閭あり、國々に市あり、有無を交易す、大倭をしてこれを監せしむ。女王國より以北は特に一大率を置き諸國を檢察す、諸國これを畏懼す、常に伊都國に治す、國中に刺史の如きあり、王、使を遣は

して京都・帶方郡・諸韓國に詣る、また郡・倭國に使用する、皆津に臨みて傳送の文書、賜遺の物を搜露して、女王に詣る、差錯するを得ず。

① 上代國民の文化については、左の諸項に注意を拂ひたい。

(一) 我が國民固有の上代文化の研究資料について、それが多く神話傳説並びに古墳その他から出土した遺物によつて研究するものであることを述べて、文獻歴史の研究に對して、有史以前の歴史考古學の研究について理解せしめるがよい。

(二) 本項の説明については、できるだけ多くの圖版並びに實物によつて、本書の所説を理解せしめればよい、そして歴史研究と考古學的趣味について生徒の關心を得さしめるやうにすることが必要である。

(三) 上古の生業については、原始的社會生活の態様についての一般的知識理解と、我が國の地理的環境との關係から、本書の所述を具體的ならしめることにしたい。猶生業について具體的の例示をなさんとすれば、

(イ) 上代狩獵漁撈生活については、記紀に徴して、

(ロ) 大國主命が八上媛結婚問題から八十神に焼き殺された、その時蛆貝姫と蛤貝姫がその穀を削つて粉となし、命の火傷につけて癒やされた傳説(記)

(ハ) 猿田彦神が伊勢の阿坂で漁して、比良夫具に手を咋ひ合はされて湖に溺れたといふ

話(記)

(六) 天宇受賣命が鱧廣物鱧狹物(大小の魚を追ひ聚め、天孫に服従すべきことを命ぜられしに、海鼠一人従はず、命即ち小刀を以てその口を析かれた(記)

(三) 山幸彦海幸彦物語(記紀)

これ等を適宜に扱ふもよからう。

(二) 農耕生活に關しては、また記紀について、

(イ) 天照大神の農蠶御獎勵の物語(記紀)

(ロ) 阿遇突智壇山媛に娶ひて稚産蠶を生みき、この神の頭上に蠶と桑と生り、臍の中に五穀生りき(書紀)

(ハ) 天照大神が月夜見尊に命ぜられて、葦原中國について、保食神に面接せしめられたるに、保食神が口より種々の御馳走を出して饗應されたのを憤られ遂に擊殺された。然るに大神は怒り給ひ、別使をしてこれを見せしめしに、保食神の死骸の頂には牛馬爲り、顛に粟生り、眉に蠶生り、眼に稗生り、腹部に稻麥大豆小豆が生じた。これを大神に奏上せしに大神は大いに喜ばれてこれ等は蒼生の食ひ活くべきものなりと仰せられた(書紀の一書)

(三) 神話に見える奇稻田姫稻館命等米作に關係ある御名前の存すること。これ等を適宜に扱つたらよい。

(四) 上代の風俗については、先づ風俗の類似は民族の異同を考察する一つの資料ではあるが、

極初期の文化は全く偶然に何等の關係なくして一致を見ることがある。また初期の風俗習慣は現存野蠻人の風俗習慣によく類似してゐるものであるから、我が上代神話傳説に現れたる部分的類似によつて、民族考察上の唯一の根據として、結論を出すことの如きは甚だ早斷である。唯これ等に據つて古代初期文明の特色を明らかにすることに努めたい。

(五) 服裝及び裝身具或は武器武具等に關しては、社會上政治上の尊卑の階級表示の意義を有せる點から、其所にこれ等のものを通じての我が國民生活を窺はしめる態度をとるを忘れてはならぬ。

(六) 上代の建築については、上代建築の遺跡が我が上代から一貫せる國民思想並びに國民の信仰的生活と深い關係を有する點について理解せしめたい。そして神社建築の固有の制規保持についての歴史的意義を明らかにすることが大切である。また神社建築そのものの形式上の變化の間に、我が外來文化の傳來影響に起因する國民生活の變化が現れ居ることについても注意するがよい。本書一八一—一九圖版神社建築の變遷を参照して適當に扱ふがよい。

(七) 文學及び美術工藝がその時代の時代思潮を窺ふ上からいふと極めて重要要素たることの立場から、其所に上代國民の想像力創作力を窺ひ得べく、上代國民の思想的文化方面を考へ得べき最も重要な資料であることについて理解せしめることが大切である。

(八)文化各方面に關聯して、これを綜合大觀し、其所に全體としての我が國民文化、國民思想、國民性等の固有性について觀取し把握せしめることが大切である。この上代文化の有する國民的固有性に對して、後章扱ふ所の我が國文化の影響を對照的に理解せしめる基礎ともし、前提ともなるやうに注意を拂ふことにしたい。

古代遺跡遺物關係圖版(本書一四一—一五頁、一六一—一七頁所載)

本圖版記載は上代人類生活の狀態並びに文化發達の狀態を研究するに當つて、書物なき際これ等遺跡遺物研究が極めて重要を有することについて理解せしめ、同時にこれ等遺品を通じて當時に於ける我が上代國民生活を例示して、考古學的解釋の一端に觸れ、歴史と考古學との關係並びに歴史考古學について一通この概念を得せしめるために載せた。

貝塚

圖は下總海上郡海上村大字余山の貝塚發掘の光景撮影による。

貝塚は石器時代民衆が食餘の貝殻を棄てた場所、塵埃溜と考へられる。土中に混在して骨骸や土器・石器の遺棄せられたるもの多く、唯貝殻が最も顯著だからこの名がある。關東地方にこの遺蹟が比較的が多い、圖中に白く見えるは貝殻である。貝塚の分布は概ね往昔に於ける海岸地域に存するもので、遠く内地に入込んだ所には多くの貝塚遺存の理由がないことになるのは明らかである。

竪穴式住居地と敷石式住居地

石器時代住居地の例示である、當時の住居地には地面を或面積だけ掘り下げた型式と、さほど土を穿ちたることなく、石を敷き並べた型式との二種に分つことができる、前者が竪穴式住居地、後者が敷石式住居地である。竪穴式住居地としては大正十五年下總東葛飾郡大柏村柏井字姥山貝塚の下から發見された遺蹟の全景である。これは人類學雜誌第四十二卷第一號所載に據る。

圖に示す如く全形を偲ばしめる住居地が七箇所ある。第一號地は長徑二十二尺餘、短徑二十尺弱の圓形に近い橢圓形の

淺い穴を臺地の基盤なるローム(赤土)中に掘込み、略中央に爐が切つてあり、その邊に灰があつた。凹所の周邊に近く六ヶ所に略、等しい間隔で小さい穴のあるのは掘立柱の跡で、それ等の柱によつて屋根が支へられたのである。第二號地以下皆同様である。

敷石式住居地 本書に例示せるは武藏南多摩郡南村大字章坂字八幡原で大正十四年發見され、東京府史蹟名勝天然紀念物調査報告書第四冊所載のものに據る。この遺蹟も臺地の上にあつて略、圓形の平面より成り、中央に爐が設けてあり、そこに木炭片や灰が土に混じて發見された。爐の縁を構成せる石の中に丸味があり、凹味のあるのは、その昔食物調理に用ひた石皿の残片であるのも面白い。

上古古墳の形式(一六一—一七頁所載)

遺物と關聯せしめるために收用したもので、上古古墳の最も普通の型式として考へられる圓墳・前方後圓墳・方墳・上方墳の平面圖及び側面圖である。若しこれ等古墳に關係ある實地の例示をなし、樹木の生茂によつて形式の多少變ぜるを見るも、その原形を察せしめる機會あらば一層適切である。

石器時代の土器

石器時代遺物の主要なものは土器と石器とである。石器時代土器は二大別して繩紋式土器と彌生式土器とする。前者は關東・奥羽等東日本に多く發見され、黒味勝の土器で、表面に繩様の編物の痕があるを常とし、後者は近畿から九州方面にかけて發見され、赤味を帯びた土器で、その最初の發見が東京本郷區彌生町なる第一高等學校構内であつたから名付けられたものである。繩紋式土器上圖甕瓦形土器は信濃伊那郡御蘭村字宮ノ前發見(二條公爵家舊藏)底部は缺損し現存部は高さ一尺九寸、器形の大きな點、器面裝飾の賑やかな點で著明で、この型式は今竹や柳で編んだ籠を聯想せしめて、自らその母型を想像せしめるもので學界一部に厚手式と呼ばれてゐる典型的のものである。

下圖左鉢形土器は陸中膽澤郡佐倉河村大字下河原發見(東京帝室博物館藏)高さ二寸二分餘、繩紋式土器の一般的形式のも、口邊四ヶ所に凸起した耳がある。かくの如き耳は上掲甕形土器にも次の平鉢形土器にも見る通り繩紋式土器に屢見する所である。縁に近く施された帯文様の下全部に亘つて見える地文は即ち繩紋である。

下圖右平鉢形土器は陸奥西津輕郡岡村字龜ヶ岡發見、高さ三寸餘、全面に特殊の曲線文様を施し、比較的光澤があり、頗る精細に出来てゐる。蓋しこの種の最も發達したものと見られる。

彌生式土器の上圖壺形土器は名古屋市熱田區高倉貝塚發見、二條公傳家舊藏、高さ一尺五分、圖の如く腹部以下には赤色が塗つてある。明治四十年から翌四十一年にかかる高倉貝塚發掘は、彌生式土器の石器時代に屬すべきを決定したものである。この土器はその際發見された紀念の一つで、目下東京帝室博物館蔵にかゝる。

下圖右壺形土器は、筑前田川郡蘇田村大字蘇田發見、高さ六寸七分、光澤に富み、全部赤色を塗つてある。東京帝室博物館蔵である。

下圖左の高杯形土器はまた名古屋市熱田高倉貝塚の發見、高さ五寸、原史時代の齋瓮イハヒの高杯はこの種の系統に屬する。

石 鏡

打製と磨製の二種がある。内地では打製が多く、磨製は乏しい。打製石鏡に種々の形がある。

石 鏡

石鏡の如き形で特に大なるものは概ね鎗身として用ひられた。これを石鎗といふ。圖は東京帝室博物館所蔵にかゝる。大和高市郡白樺村大字畝傍字イトリノモリ發見にかゝり、その質はこの地方に産しない黒曜石であることが、石器時代の交通上から見て注目し得る。

石 棒

精巧にして細いものと、粗製にして太いものがある。圖はその太い方である。甲斐中巨摩郡平林村字向發見、長さ二尺七寸四分、東京帝室博物館の所蔵にかゝる。

古 墳

奈良時代貴族の間に佛式火葬の行はれるに至る以前の墳墓は概ね封土が著しく高く出来てゐる。而してその封土の内部には往々石を組立てて室の如き所があることがある。これを石塚といふ。また場所によつて特に封土なしに自然の丘腹等に横に穿つた穴を設けてその中に屍體を葬ることも行はれた。その穴を横穴といふ。古墳の形式については前掲圖版参照のこと。

のこと。

古墳の内部には往々石棺がある。石棺に色々種類がある。その主要のものを左に擧げることにする。

(イ)舟形石棺 圖は陸前名取郡茂ヶ崎村字鹿野の土墳から發掘されたもので、今東京帝室博物館所蔵、圖は明治三十九年發掘當時の寫眞による。向つて左が蓋で右が身、長さ約八尺二寸、幅二尺六寸、蓋身共左右側面に各二所の突起がある。

(ロ)長持形石棺 前方後圓墳に多く見る。圖は山城久津郡久津川村大字平川の前方後圓墳から發掘されしもの、今京都大學文學部蔵である。蓋と身との間に枕木を置いてあるのは、内部を見せる装置で、下の臺の如き底石、左右前後の側石、及び上の蓋石から組立てられたものであることが判るであらう。

(ハ)家形石棺 河内中河内郡堅下村大字高井田平尾山千塚にあつた石棺で、家形の一例として收用した。この種のものは近畿地方で圓形古墳の横穴式石塚内にあることが多い。これももとは石塚内に安置されてあつたのである。然るにその石塚の石材が取去られたために露出してゐたのであるが、今京都帝國大學文學部蔵である。

(ニ)陶棺 古墳には石棺の外に木棺のあつたことは勿論なるが、その他往々素焼の棺がある。美濃備前地方は最もその例に富む。圖は美濃英田郡大野村大字野形で發掘されたもので、長さ六尺二寸、高さ三尺、東京帝室博物館所品である。陶棺は概ねこの圖の如く、焼く時の便宜上蓋も二つに分けて出来てゐる。一方の蓋を浮かしてあるのは内部を見せるための装置である。

上古の甲冑

上古の甲冑は大別すると、甲には短甲シヤウカウと挂甲ケイカウとあり、また冑には眉庇付メイヒツキと衝角付シヤウカウツキとある。短甲とは鐵板を矧ぎ合はせた屈伸不自由なもので、専ら胸腹及び背部を被覆するもの、挂甲とは大體長方形の小さい鐵板即ち鐵小札テツコウサを革などで威した屈伸自在のもので、従つて短甲よりも多くの部分を蔽ふやうにできたものである。

眉庇付冑とは鉢が丸み多く正面に水平に近く挺出した眉庇メイヒあるもの、衝角付冑とは、正面に鐵の衝角の如き鎗シヤウカウのあるものである。而して前者には頂上に特殊なる裝飾があるが後者にはない、孰れも垂直に近い脣シヤウカウがあつたが、それが鉢に着いたまま發掘された例は極めて乏しい。猶これに關しては、初級用墳輪の條参照のこと。

(イ) 肩庇付冑 (右上圖)

越前吉田郡吉野村大字吉野境發掘、鉢長七寸、東京帝室博物館所藏。

(ロ) 衝角付冑 (右下圖)

日向西諸縣郡眞幸村大字島の内古墳から發掘、東京帝室博物館所藏、長徑九寸九分、鐵製で、小札を二枚に張り、頂上から前面にかけて特に一枚の鐵が張つてある。袴が勿論あるべき筈であるが、草や絲で綴付けたものであるからこれに限らず大概脱離してゐる。

(ハ) 短甲 (左圖)

備後双三郡去倉村大字三玉の古墳から發掘、高さ一尺五寸五分、鐵板を鉄で留めてある。右脇に蝶番が二所あつて、それによつて前の右半分を開くことができ、そこから體を入れて着用した、東京帝室博物館の列品である。

刀劍

(イ) 頭椎大刀 (上圖) 頭椎とはこの種の大刀の柄頭が塊狀をなしてゐるから起つた名稱である。圖は武藏北埼玉郡荒木村大字小見發掘のもの、東京帝室博物館列品、全長三尺六寸餘、全部金銅即ち銅の鐵金で裝飾されてゐる。

この大刀の特色は大なる形の鐔のあることである。古墳發掘の鐔は後世と異つて倒卵形である。

(ロ) 圭頭大刀 柄柱が將棋の駒の頭のやうになつて、一方の斜面が他方より長く、丁度への字の如くなつてゐる大刀を圭頭大刀といふ。圖は武藏北埼玉郡荒木村大字小見發掘のもの、東京帝室博物館列品による。

(ハ) 環頭大刀 (上より三番目圖) 太刀の柄頭が環狀をなしてゐる太刀をいふ。もと支那の古制による。本圖は近江高島郡水尾村大字鴨發掘のもの、全長二尺八寸五分、東京帝室博物館列品金銅製の優秀のものである。

(ニ) 蕨手刀 (上より四番目圖) 刀身の莖が早蕨の如くなつてゐるので蕨手といふ。上古でも比較的末期に近いもの、圖は信濃小縣郡彌津村發掘のもの、長さ一尺四寸餘、東京帝室博物館列品である。

(ホ) 大刀身 (最下圖)

上古の刀身は後世の如く鐵で鍛造せられたものなるが、殆ど反がなく眞直で、刃と背との間に錆がなく平作が常であ

斧頭 (右下圖)

る。莖には大抵二箇以上の目釘孔がある。時として刃部と莖部との境即ち關に近く刃に近よつた所に小孔のあることがある。圖は上野群馬郡倉賀野町字大道南發掘のものによる。東京帝室博物館列品である。

斧は一面工具であるが、また上代に於ける一武器である。鐵で鍛へるものであつて、柄を挿込むべき部分が前記鐔の如く袋になつてゐる。これ等は往々古墳から發掘される。圖は筑前嘉穂郡飯塚町大字西町發掘のもの、長さ四寸三分、東京帝室博物館列品にかかる。

銃身 (左圖)

槍 (銃) の身には九州地方を中心として發見される銅鐙の類もあるが、我が國上代に用ひられたるものは鐵製である。而してその形は後世の槍と異なつて必ず本の方が袋の如くなつて柄を挿込むやうになつてゐる。即ち袋穂となつてゐる。圖は上野碓氷郡八幡村大字若田發掘のもの、長さ一尺四寸一分、東京帝室博物館列品。

鐵鏃及び銅鏃

上代にあつては、劍・槍等の武器に對して飛道具としては矢が用ひられた。その鏃には銅製と鐵製とあるが概ね鐵製で、銅製は稀である。圖中下段右から三、四は銅鏃である。上段右から一は上野(郡村不詳)發掘、長さ五寸五分、二は同上、長さ五寸、三は日向西臼杵郡田原村大字田原發掘、長さ四寸三分、四は同上、長さ三寸、四の下は下野河内郡雀宮發掘、長さ一寸五分、下段向つて右から一は、上野(郡村不詳)發掘、長さ二寸七分、二は信濃小縣郡彌津村發掘、長さ三寸六分、三は河内南河内郡西村大字廿山發掘、長さ一寸九分、四は地名不詳、長さ二寸一分。

これ等は何れも東京帝室博物館列品で、上代使用の鏃の最も典型的のものである。

裝身具

我が國上代に於ける身邊裝飾として用ひられたものは玉類が最も一般的のもので、その種類には、勾玉・管玉・白玉・切子玉・聚玉・丸玉・小玉・山柁玉・手玉等のものがあつた。玉質には瑪瑙・碧玉・滑石・水晶・硝子等が最も多く、又琥珀・埋木・土・金屬等でできたものもある。硬玉製のものに至つては世上最も珍重される。圖は何れも東京帝室博物館列品につき、

その代表的のものを選定して收用した。

- (イ)金環(上下) 銀環もある。耳輪または胸飾等に用ひられしが如し、大和南葛城郡忍海村大字山口出土のもの。
- (ロ)勾玉(右下) 勾玉は動物の牙から發達した裝飾だといふことは一見して明らかである。これが最も普通の勾玉の形式である。越中西礪波郡赤丸村字舞谷の發掘にかかる。
- (ハ)東玉 ナツメの形をしてゐるのでこの名がある。下野下都賀郡委村大字下古山發掘。
- (ニ)管玉 管玉は竹の切り節等から發達した裝飾である。肥前南高來郡守山村大字三室發掘。
- (ホ)切子玉 水晶の自然形である。伊勢鈴鹿郡國府村字保子金發掘。
- (ヘ)丸玉 丸玉は果實から發達した裝飾である。遠江濱名郡小野田村字半田山林から發掘。

土器

我が國上代古墳から發掘される焼物には土器と陶器とある。土器は赤褐色で質軟かく、古史に土師器といひ、土師部の製作にかかるものであつた。石器時代彌生式土器の延長である陶器は後世の陶器と異なつて鼠色かまたは黝黒色で、質は土器よりも硬くスエノウツハと訓じ陶部の製作にかかり、土器に比して進歩したものである。考古學者は前者を土師器、後者を須惠器と呼んで後世の土器陶器と區別する。齋蓋とはこの兩者の總稱である。

- (イ)裝飾付齋蓋 肩部等に人物・動物・小器物等の形象を附著せるものを裝飾付齋蓋といふ祭器などに用ひられたもので、家什として實用に供せられたものでないと思はれる。圖の肩部に附著してゐるのは小さい埴で、その間にあるのは騎馬の人物や野獸等である。これは當時の狩獵の狀を表したものであるから、風俗の研究上埴輪に次ぐ貴重のもので、圖は備前邑久郡國府村大字礪土發掘のもの、高さ一尺七寸四分、東京帝室博物館列品による。
- (ロ)埴 壺に同じ、尾張丹羽郡犬山町大字稻置發掘、高さ七寸二分、東京帝室博物館列品。
- (ハ)脚付埴 埴に脚の附著せるもので、圖は越前坂井郡鷹巣村西二屋發掘のもの、高さ七寸七分餘、脚には二段の透がある。東京帝室博物館列品による、前者と共に飲料を入れ置きしものである。
- (ニ)杯 杯は古墳發掘陶器中最も多いもので、本圖は東京帝室博物館列品による、口径三寸身に應じた蓋があるので、特

に蓋杯ともいふ、杯は酒を盛る器に用ひるのでサカヅキといふ、上代には酒等の流動物を容れるのみならず、固形體の食物をも盛るに用ひた。

- (ホ)高杯 杯に脚のあるもの、圖は紀伊海草郡西和佐村大字岩橋發掘のもの、高さ四寸八分、東京帝室博物館列品。
- (ヘ)甕 至る所の古墳から發掘せられ、形は長頸埴の腹部に一箇所の孔を穿けたやうなもので、その孔は概ね竹の管を挿す爲の設である。即ち管を穴から挿入して中の飲料を飲む用に供したものである、圖は伊豫周桑郡吉岡村大字上市發掘のもの、高さ五寸六分、東京帝室博物館列品。

倭國邊出土の御鏡

この御鏡と御劍柄との二點發掘の年時に確證はないが、昔大仙陵から發見されたと傳へるもので今所在不明、御鏡は大きさ徑一尺に近く、支那六朝以前のもので背面に「青蓋」云々の銘がある。この銘のある鏡を「青蓋鏡」といふ。圖はその鏡背を寫したものである。

上代人が鏡を愛し尊崇したことは顯著な事柄で、三種の神器中の神鏡の事にもこれが偲ばれる。そして鏡作部の傳説は我が上代に於ける鑑鏡製作を示すものである。當時の鏡は多く古墳から發掘され、その研究は實に我が古墳文化研究上重んぜられ、考古學上これ等に關して種々の研究が發表せられてゐる。

鏡の文化は本質的には支那傳來のもので、古くから輸入されたものであらう。我が古墳から多く發掘されるのは支那の漢代から六朝頃にかけての支那製作の鑑鏡が多い。また我が鏡作部の模作した所謂仿製鏡も非常に多い、即ちこれによつて上代に於ける大陸文化との交渉を知ることが出来、古鏡の分布状態は一面上古に於ける我が文化の趨勢を研究する有力な鍵となる。そして我等の祖先はこの鑑鏡を實用品としては姿を映す道具とし、またこれを神聖視して權威の象徴として珍藏する風習も我が國民生活上著しい事象となつたのである。

神社建築の變遷(本書一八一—一九頁所載)

本圖は神社建築の様式の變遷を知らしめるに當り、觀念を具體的ならしめんがために系統的に排列した。そして(一)大社造、神明造の原始的な神社建築の様式を知らしめ、

(二)春日造に至つて神社建築に曲線式手法が取り入れられ、流れ造り、更に八幡造・日吉造・吉備津造・八棟造等漸次複雑化してきた経路を辿らしめる。

(三)各建築様式の最も著しい點を指示して、神社建築に對する根本的知識を得せしめ批判の基礎を會得せしめる。これ等の目的を以て取用した圖解。

(イ)大社造 出雲大社がその代表的神社、妻入にして、入口は正面の右方に片寄り、棟には千木・葛緒木あり、内部については、初級用出雲大社條解説参照。中心に心になれる太柱がある。それから右方即ち階段を上りて突當つて壁があつてその後方に神座あり、我が神社建築中最古形式にして、古代住宅の佛をなすものと見る。

大社造に類似した様式に攝津大鳥神社の大鳥造、攝津住吉神社の住吉造等がある。何れも妻入であるが、入口は正面のしかも中央に位置してゐる。

平面圖並びに初級用所載圖版参照。

(ロ)神明造 皇大神宮はその標式的のものである。大社造と異なつて、平入にして入口は正面中央にあり、内部は大社造の如く隔壁がなく、神座は殿舎の中央部にある。棟に千木・葛緒木のあるは大社造と同然である。

構造上、又は配置上大社造との相異點に關しては初級用解説参照。

(ハ)春日造 平安時代に入り、弘仁朝になつて始めて神社建築に曲線が用ひられ、この期に春日造と共に流れ造・八幡造・日吉造等の諸様式が興つた。春日造は奈良春日神社がその標式である。この様式は大社造の社殿の前に向拜を附加し、向拜の廂屋根を本宇の屋根に連結し、その屋根の流を曲線形となしたるものである。

それから神社建築の輪廓様式上に曲線が見られるに至り、大和の龍田神社、京都の吉田神社等もこの様式に屬してゐる。京都の平野神社は一種複雑の形をなしてゐるが如くなるも、畢竟するに二箇の春日造を横に連絡した春日造の變態的のものとして見られる。

(ニ)流れ造 この様式は神明造の社殿の前に向拜を附加し、向拜の廂屋根と本宇の切妻屋根とを連続せしめて、凹曲線の輪廓を有せしめたもの、また神明造の社殿の前屋蓋を前方に引延し反サカを持たしめたものである。故に側面から見る

とその輪廓形状は左右同形でなくて、一方の屋蓋は甚だ長い、實例は京都の上下賀茂神社を始とし、平安神宮・稻荷神社・安藝嚴島神社等その数は甚だ多い、この様式は神明式の如く三間二面を普通とすれど、中には松尾神社の如き三間三面のものもある。

(ホ)八幡造 宇佐八幡宮・石清水八幡宮がこの標式的のものである。外觀は神明造の前に流れ造を附けたるが如くである。兩屋の間に生ずる谷に樋を架け、樋の兩端に堅樋を立てる、而して内陣(本殿)と外陣(拜殿)との間に一間あつて、これを『相の間』といふ。宇佐八幡宮は三社を並置すれど、石清水八幡宮は三社を連続してゐる。

(ヘ)日吉造 または聖帝造ともいふ。近江の日吉神社がこの標式的のものである。その形状は内陣の上に神明造型の屋根を冠し、三方の廂に屋根を繞らしたるものである。前面から見れば入母屋の如く、また後面から見れば前後に向拜のある春日造の觀を有し、側面から見れば左右均齊を失して入母屋の妻の一方を裁斷せるが如くである。この建築は佛教隆盛、神佛習合等の傾向と相關聯して、神社建築が佛教建築に接近し來れるを見らるべく、この様式に屬するものは日吉神社の本社攝社の本殿のみにして他に類例を見ない。

(ト)吉備津造 岡山縣備前吉備津神社がその標式的のものである。本社は官幣中社吉備津彦命を主祭神とす。

吉備津神社については、初級用にも出でず、かつ多少特殊的の建築であるから左に解説して置く。
南北の隨身門は國寶指定、本殿拜殿は境内中央北面して建つ、今の建物は明徳元年に足利義滿が勅を奉じて再建する所と傳へられる。併し近年になつて應永九年に造營せられたと定められたのであるが、何れにしても義滿の時代に建てられたことは確となつたのである。

本殿は桁行正面五間、後面七間、梁間八間の大建築、神社建築中最大遺構である。その屋根は比翼造或は吉備津造と稱せられるもので、屋蓋二箇の千鳥破風を並立して縦に棟を通じてこれを連絡したるもの、恰かも二棟の入母屋を並行させ、大棟と大棟との中央縦に大棟を連絡せる如く、平面工字形をなしてゐる。

屋根は檜皮葺、屋頂千木あり、軒は一軒、斗拱は天竺様三手先挿肘木、總圓柱、腰には勾欄を繞らした廻縁をつけ、基壇は高い龜腹を作り、縁下また天竺様の挿肘木あり、平面は神社建築と寺院建築とを折衷せるものの如く、先づ二

重の郭を作つて内部に至るに従ひ漸次床を高め、中央なる内陣と内陣内は恰かも三間社流造に相當し、その四面を圍む深い一間の廓は中陣に當り、縁の間といふ。その前面にはさらに深い一間の朱の壇（向拜の間）がある、これ中陣の前面に向いた向拜の意である。而してまたその中陣の四圍を圍むに深い一間の廓即ち外陣をなし、全く比類稀な平面で、これは神秘莊嚴の度を加へんとするための巧妙なる案出である。斯く内外の手法神社建築の舊套を脱して一新機軸を出し、斬新な手法を發揮したる點は見逃すことはできぬ。

(チ)八棟造 また權現造と稱せられ、幾多の變態があるが、概ね原則的に本殿と拜殿とを連結する中殿を有し、三棟を合せて一組の建築を構成するものである。その平面は工字形をなし、中段は床を低くして殆ど地面と同一平面にある。それを石の間といふ。(中殿の床が拜殿の床と同じ高さなる場合それを幣殿若しくは間の間といふ)。八棟造の屋根は本殿は入母屋なるものと、流れ造なるものとある。佛式によるものは二重屋根にして上層は入母屋である。中殿は常に縦に棟を通し、棟の高さは本殿及び拜殿の屋根と同じであるを常とするが、中にはそれ等より低いものがある。拜殿の屋根は多くは入母屋、正面に千鳥破風を置き、更に向拜に軒唐破風を架したるものもある。猶拜殿の左右に更に翼があつて、入母屋を冠せしめたものもある。京都北野神社の拜殿はその例である。八棟造とはその屋根の複雑せる所から來る。この様式に屬するものは、江戸時代に入りて多くなるが、桃山時代に建てられたものでは北野神社の外に仙臺の八幡宮等がある。江戸時代に於ける建築である日光・寛永寺・増上寺の靈廟建築は何れも八棟造即ち權現造の完成せられたるものであると見られてゐる。

●國民固有の文化と國民性について特に理解せしめたい。

(一)我が國民固有の文化と關聯して、我が上代國民の文化に對する潜在性について理解せしめたい。潜在性とは、理解力模倣力獨創力等をすべて、極めて包容的な内在的のものであると見る、そして假令現實に對する文化程度は極めて低くとも他の勝れた文化に接觸す

るや、これを模倣し、理解し、獨創して其所に自己の文化の程度を高め、發達せしめて行く所のものを稱するので、他の文化を同化して自己の固有文化の内包外延を擴大せしめる要素とするは、全くその民族の文化に對する潜在性によるものである。我が國民固有の文化が、その本質を餘り多く變ぜずに、連綿として幾多の他文化を同化して今日に至つた事實に鑑みて、我が國民の潜在力の偉大なりしことを十分理解せしめたい。

(二)我が國に於ける國民固有の文化は、建國以來一貫せる我が國體に立脚し、國民思想の不變と相關聯するものであることを徹底せしめる時、我が國民生活を一貫し、傳説時代から歴史を一貫する同化性の極めて強力なる理由も理解される。我が國民は肉體的には幾多の異民族を同化して立派な國民性を形成してゐる。早き時代には熊襲、蝦夷、隼人などは勿論、朝鮮支那の移住民をもよく包容して忠良なる臣民たらしめたのである。また文化の上からいへば佛教も道教も儒教も巧に取入れ、採長補短して我が固有文化と一致せしめて、一層強固なる新文化を形成した。佛教に於てもやがて日本の佛教を創め、儒教も日本的事物とした點に考へて、國民が終始文化の固有性を失はずに、今日の盛大を致さしめた所以についても理解せしめることが必要である。

(三)國家的立場からいつて、國民文化の固有性を保持することは、その國民にとつて最も重大意義を有することを理解せしめ、特に我が國の立場に於て重大關心を持たねばならぬことを知らしめねばならぬ。猶このことの要義に關して、近世十九世紀の末期から二十世

紀にかけてドイツに起つた汎ゲルマニヤ主義 (Pan-Germanism) の主張の叫ばれ、漸次ドイツの國粹運動と合し、帝國主義化して、世界大戰を促すに至つた一因ともなつたが、この運動は、ドイツ人が各方面に散布移住するに至るや、其所の文化に化せられて、ドイツ文化の固有性と國民の固有思想を失ふことに於て眞に遺憾であるとなし、ドイツ文化の固有性を保持、更に一步を進めて世界最高の文化であるドイツ文化を世界的に擴充せんとするの意から起つたものであることについて、思ひ起し對照せしめるのも適當であらうと思ふ。

(四)我が國民固有文化の保持に關して、傳統主義の主張について批判することも大切である。

第三節 大陸文化の傳來と影響

教授上の主眼

本章にては、我が國の大陸に對する地理的關係から、大陸文化が輸入せられ、これに由つて我が國の文化上に著しい影響を及ぼし、また國民生活上に甚大なる變化を伴うたことを理解せしめるのが主眼である。

教授上の注意

●國勢の發展と外國文化との接觸については左の諸項に注意したい。

(一)外國文化の接觸によつて文化の上になる影響については、それを概括的に東洋史並びに西洋史で既得せる事實に徴して、國民的特質即ち國民性の相違と生活的環境によつて、國

民民族を異にするに従つて、その文化形式は何れも特殊のものであることを先づ理解せしめる。而して異なる文化形式の接觸によつて、融合融和の事實が存在し、其所に始めて文化の發達は存在すべく、接觸する文化形式の相違が著大なればそれだけ受ける刺戟と影響とは大となるもので、若し他の文化と隔絶して孤立して存する時、たとへ當初は相當の程度にまで發達した文化も、その進歩は極めて遅々たるものである。そして五十年百年と経ても餘り大きな變化を見ない。それに反して文化の發達上、他文化との接觸に重大意義を認めることが實際の歴史發展の經過の上から見ても妥當であることにつき、我が國民文化發達の態度を考へしめるがよい。大陸文化との接觸、印度文化との接觸、西洋文化との接觸等によつて多大な影響を受けると共に、その内容の上にも程度の上にも、實に甚大な變化を受けたものであることについて、概観せしめるがよい。

(二)大陸との交渉については、私的關係は早くから存したが、我が國家が意識的にまた有意的に大陸と交渉を有つに至つたのは、大和朝廷の皇威擴張の事實と關聯して考察せしめるがよい。この際初級にて習得せる事實を思ひ起さしめて觀念をできる限り具體的ならしめるがよい。

(三)神功皇后の新羅征伐については、我が國と大陸との交通上に一新紀元を劃した重大事實なるが故に、東洋史既得事實を參照し、既得知識から、大陸に於ける形勢と關聯して考へしめ、大陸文化東漸の機會を明らかにしたいと思ふ。

四)この際に於て、半島に於ける漢族文化の発展について、樂浪文化遺蹟のことに觸れて我が國に傳來せる文化の特質を明らかにするものもよろしからん。

(五)半島との交通の頻繁となれることは、これが大陸との直接交通の機会を促進するに至れるものであることから、遺隋使遺唐使の派遣といふ事にまで發展したことを思ひ出さしめる。

(六)猶初級用で所述せし、半島に於ける我が勢力の消長について、これを我が政府當局の當時半島事情に通ぜずして、その對策を誤れることも重大理由で、それを當時の外來文化輸入に基く我が政府當局の内治に全力をあげて没頭し、外交方面を省みる遑のなかつた失策と關聯して考へしめると共に、當時の東洋史の見地から觀て、我が半島放棄の事情を理解せしめるやうにしたいと思ふ。

高句麗好太王の碑と碑銘の一部(本書二〇頁所載)

高句麗好太王はまた廣開土王と稱せらる。この碑は滿洲奉天省輯安縣温和堡東崗の一臺地にある。高句麗十九代の國王廣開土境王(國岡土廣開土境平安好太王)の功業を後世に傳へるため、王の歿後、高句麗二十代長壽王の即位二年の建碑にかかる。久しい間土中に埋れ、遂に今から三百餘年前世に知られるに至つた。碑は殆ど方柱形の帶綠灰色の凝灰岩の自然石で、地上の高さは二十尺八寸五分、四面の幅(下から三字目の所で)は正面五尺一寸、右側面四尺七寸五分、背面六尺五寸、左側面四尺六寸、銘文は四面ともに刻まれ、正面十一行、右側面十行、背面十四行、左側面九行、都合四十四行で各行四十一字詰、字の大きき三寸から五寸で五六分の深さに刻んである。

この碑はもと廣開土境王の功業を残したのであるが、文中、我が國のことを書いた所が往々あつて日韓關係上我が國史

の闕を補ふ所の大切な資料である。

本書所載の部分は我が新羅征伐を立證せる所の記事で文章は

『百濟新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年、來渡海、破百濟、□□新羅、以爲三臣民』

辛卯年は新羅第十七代奈勾王の三十六年、高句麗第十八代故國壤王の八年(好太王即位前年)百濟は第十五代辰斯王が弑されて阿華王の立つた年である。また日本書紀の年としては仁德天皇七十九年に當る。百濟は高句麗固有の發音で百濟のこと、□□は不明であるが、この文の意は我が軍が海を渡つて百濟を破り、新羅を降して臣民としたといふ意味で、即ち百濟や新羅が我が國に服屬したことは當時高句麗でも認めてゐたことは明徴である。この碑文については菅政友、那珂道世、三宅米吉等幾多學者の考證がある。

樂浪遺跡出土漆器圖(本書二二頁所載)

前漢武帝の時代、元封二年水陸軍師を出して朝鮮を伐ち、首都王險城(平壤)を攻め、水軍は渤海を渡つて大同江を湖り、陸軍は遼東から淇江を渡つて攻め入り、遂に衛右渠を滅した。而して武帝は鮮滿地方に眞番・臨屯・樂浪・玄菟四郡を置き、完全な漢の領土として治めた。その後四郡の廢合が行はれたが、樂浪郡のみは後漢、樂浪郡の存続期間は西曆紀元前一〇八年から同紀元後三三三年に至るまでの間、四二一年の長年月に亘り、この間漢民族が來住しその文化を輝かしたのである。従つて周圍の民族に感化影響を及ぼし、その成長を促したことは多かつた。その遺跡遺物は永く世人の記憶から去つたが、明治四十二年に關野貞その他によつて平壤府外にある同古墳の發掘調査が行はれたのを始めとし、爾來樂浪郡の遺跡調査は大に進捗し、同古墳群を始めとし、同郡治地と推定せられる土城の發見となり、またその所屬黏蟬縣の古碑並びに土城が發見せられ、その地帶方郡の太守の墓塚や、同郡の土城が知られるに至つた。一方樂浪古墳郡の調査は一層組織的に學術的に今日に到るまで猶引續いて舉行せられ、幾多貴重同郡時代の遺物出土せしめて、漢文化の實相を如實に示し、從來文獻のみによりし同文化の眞相が始めて明白となるに至つた。樂浪郡時代の遺蹟としては、古墳墓・土城・古碑を主としてあるが、その中土城は上記の如く三箇所に存し、その中同郡治地に擬せられる土城里の土城が規模最も廣大で、出土遺物も多種多様である。

本書所収の漆器は遺物中の有紋漆盃であつて、その上圖は側面觀であり、下圖は有紋部分の文様を明示せんがために特に出せるものである。樂浪遺跡出土の遺物は多しと雖も、最も注目すべきは、製作技術上から、また工藝品として噴賞に値するものは漆器類である。これに記された銘文によつてその製作年代を明らかにし、しかもその技術は今日の漆工藝のあらゆる方法が既に遠く漢時代に完成せしことを知らしめ、その意圖圖案文様、一種のミニチュアに類し、しかも織麗の美を極め、本圖に示すが如きものは實にその傑出せるもので、その漆畫はまた以て漢代繪畫藝術の高度に發達せることを類推せしめることができる。

神功皇后の新羅征伐のことについて

神功皇后の新羅征伐のことに關しては、我が根本資料となるものは、古事記・日本書紀・新撰姓氏錄などあり、また朝鮮方面の史料としては三國史記・三國遺事・東國通鑑等あり、また支那の後漢書も参照される。この事は比較的古に屬し、史料は稍々開け、動もすれば荒唐無稽の事として一笑に附せんとする者もあるが、内外の遺存する史料に徴して、我が勢力の半島に及べること否定はできぬ。これに關してまた多く學者の意見があるが、要するに史學研究の立場からすれば、古事記・日本書紀及び他の古書の研究の結果と、朝鮮古代史を比較對照して見るに、兩者間に相當類似點を認めねばならぬからしてこれを無稽の事として考へることは當らぬ。併し古事記及び書紀の如く一回にしてよく半島征服の功を齎らせしが如く考へるのも當らずして、むしろ幾度となく征韓の事實は存在し、それが神功皇后によつて代表せられた形となつたと考察することが事實の真相に近いと思ふ。

參考のために、皇后親征のそれに關係する所の記事を並記して見る。

第一、古事記仲哀天皇の條

かれ備に教へ覺し給へる如くし、御軍を整へ、御船を雙べ、渡り幸し給ふ時、海原の魚大小悉く御船を負つて渡り、爾に順風大いに起り、御船は浪に従ふて進み、御船の波瀾は新羅の國に押し騰り、既に國中に到る、是に於て國主畏れ惶みて奏言す、今より以後、天皇の命に隨ひて、御馬甘となり、毎年船を雙べて船腹を乾さず、棹楫を乾さず、天地と共に永遠に仕へ奉るべし、故かれ是を以て新羅國をば御馬甘と定め、百濟國をば渡の屯家と定め給ふ、ここにその御杖を

新羅國王の門に衝き立て、墨江大神の荒御魂を以て國守神として祭り鎮めて還り渡り給ふ。

第二、日本書紀神功皇后紀にはこれより詳細に記載してある。

數度神の靈驗を得極日浦に詣りて髮を解き男裝遊ばされ、諸國から船舶を集め、兵甲を練つて對馬の和珥の津に寄られ、此所より出師された。冬十月己亥の朔辛丑和珥の津より發し給ふ。時に飛廉風を起し陽侯浪を擧ぐ、海中の魚悉く船を挟み即ち大なる風順風に吹きて、帆船波の隨に舳舳を勞はず便ち新羅に到ります、時隨船潮汐遠く國中に連ぶ。新羅王、是に於て戰慄して厝身無所、即ち諸人を集めて、曰く、新羅國を建てしより以來未だ嘗つて海水の國に凌ることを聞かず、若しくは天運盡きて國、海と爲らむ乎と、是の言未だ訖はらざる間に、船師海に滿ちて旗旌日に耀き、鼓、吹、磬を起て山川悉く振ふ。新羅王遙かに望みて以爲らく、非常の兵將に己が國を滅さむとす、おちて失志しぬ。乃今醒めて曰く、吾聞く東に神國あり、日本と謂ふ、亦聖王あり、天皇といふ。必ず其の國の神兵ならむ。豈兵を擧げて以て拒ぐ可む乎と、即ち素旆あげて自服しぬ。素組して面縛はる。國籍を封めて、王船の前に降りて、因以て叩頭して曰く。今より以後長く乾坤と伏ひて伺部となり、船棹を乾さずして春秋、馬の梳及び馬の鞭を獻ぜむ、海遠きに煩はされず年毎に男女の調を貢らむと、即ち重ねて曰く、東に出づる日更に西に出で、また阿利那禮河の返りて逆に流るるを除き、及び河石昇りて星辰に爲るに非ずば、殊に春秋の朝を開き、怠りて梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討ちたまへと申す。時に或人曰く、新羅王を誅さむと欲すと。是に於て皇后曰く、初め神の教を承りて將に金銀の國を授りぬと、又三軍を號令して曰く、自服へるを勿殺しぞ、今既に財の國を獲つ。亦人自降り服ひぬ。之を殺すは不祥なりと。即ち其縛を解きて、伺部と爲し、遂に其國中に入つて重寶の府庫を封めて、國籍の文書を收む。即ち皇后の杖ける矛を以て新羅王の門に樹て、後葉の仰と爲したまふ。故其矛、今猶新羅王の門に樹てり、爰に新羅王婆娑寢錦即ち微叱己知波珍干岐を以て質となし、仍りて金銀彩色及び綾繡絹を貢し、八十艘船に載せて、官軍に従はしむ。是を以て新羅王、常に八十船の調を以て日本國に貢るは其の緣なり。

第三、朝鮮方面の記事については、新羅が故らに自己の敗北の事を書く筈はなく、多少にてもこの舉に關係ありさうな記事を擧げて見ると次の如し。

(一) 新羅奈解五十三年、夏四月倭侵新羅遣利音、得兵拒之。

(二) 同十四年秋九月浦上八國謀侵加羅、加羅王子請救於新羅王、令太子干老及利音得六部兵往救之、擊殺救八國將軍奪所虜六千人還之。

(三) 新羅助賁王四年、夏五月倭寇新羅東邊、伊噶干老戰于沙道、乘風縱火焚戰艦、賊赴水死盡。

(四) 新羅活解王三年、夏四月倭寇新羅救干老、初倭使葛耶古聘新羅、王使干老摺之、干老戲言、早晚以汝王爲鹽奴、王妃爲鹽婢、倭王聞之遣將軍干道朱君來侵、王出居神村干老曰、今日之寇臣言致之、臣請當之、道抵倭軍曰、前日之言戲之耳、豈意興師至此耶、倭人執之積薪燒殺之乃去、後倭使來聘、干老之妻請於王一私襲之、及其醉使入執而焚之、倭怒來攻金城不克引去。

因にこの事實によく類した記事が日本書紀にある。即ち新羅王を禽獲にして海邊に詣りて王の臍肋を抜き石の上に匍匐せしむ、俄にして斬りて沙中に埋め、則ち一人を留めて新羅の宰として還りたまふ。然る後新羅王の妻、夫の屍を埋めし地を知らず、獨り宰を誘う情あり、乃宰に誑へて曰く、汝當に王の屍を埋めし處を識せば必ず篤く報ひせむ、かつ汝の妻とならむと、是に於て宰誘く言を信じて密に屍を埋めし所を告ぐ、則ち王の妻國人と共謀して宰を殺し更に王の屍を出して他所に葬り、宰の屍を取りて王の墓の土の底に埋め、王の櫬を擧げて其の上に窺し据へて曰はく、尊き卑き次第、固に當に此の如くなるべしと。是に天皇聞きたまひて重々震忿し、大に軍衆を起して終に新羅を滅さんと欲す、是を以て軍船海に滿ちて詣る、是の時新羅國人等悉く懼れて所知知らず、則相集ひて議して王の妻を殺して謝しぬ。

これ等の記事に徴して神功皇后の新羅御征伐の事は確實にこれを認めなければならぬと思ふ。

● 漢學の傳來とその影響については、次の點に注意を拂ふことにしたい。

(一) 漢學思想の傳來と我が國の國家成立社會構成とを對照し、漢學が國家組織に關しては、賢者に帝位を譲り暴逆の君を逐放するといふ禪讓放伐主義を説いてゐるのはその儘とし

て多く省みないで善き部分、我が國情に適應する點だけを採用した。また家族生活を基礎とせる君臣父子兄弟夫婦朋友等に關する道德を説き、特に奉上の思想を基礎として重んずるの傾向は、我が國の社會的體制と極めて融和し易く、相反的の障害の存在せざりしことに注意を拂ふこと。

(二) 儒教思想の影響については、その道德の本質的に異なる所なしと雖も、極めて自然的な享樂的な國民生活の態様に對して、嚴肅な道德律の實踐が強要せられて、其所に從來の政治生活または社會生活が、一箇の規範或は範疇が與へられるに至つたことを指摘する。

(三) 儒教が我が國民思想生活に影響を及ぼしたことの、由來の極めて深いことについて思はしめ、且つ漢學と共に傳來した文字が、我が文化上から見て、種々の點から意義深きことについて理解せしめる。

● 佛教の傳來とその影響については、次の諸點に注意を拂ふことにする。

(一) 儒教傳來の場合と比較して、儒教の際に於て何等の變革または騷亂等の行はれざりしに對して、佛教傳來に當つて、國史上大問題が起り、内亂までも惹起したことの事實について考察せしめ、指導して行くことが大切である。而してこの際、

(二) 思想的根據からして、佛教崇拜の事實は、一の宗教的信仰問題に關聯し、しかも我が國民固有の信仰と關係なき信仰であることに於て、相當の思想上の争を見るべきが至當であつたこと。

(二)また蘇我物部二氏の境遇から生じ来る思想の相違、即ち皇別と神別、大臣と大連、文官の統領と武官の元帥、一は保守で一は進歩、一は國粹保存で一は外來文化の崇拜者であつたこと。

を指摘して、二者勢力の抗争衝突は強ち佛教の傳來を待たんでも、遅かれ速かれ破裂の時がないではなかつた事情について理解せしめる。そして偶、佛教傳來を機會として政治上の紛騷を惹起したものであることを指示し、また本質的には氏族制度の政治體制が當然歸結すべき所に歸結したのであるが、この立場に於ける考察は此所ではなさず、次章に於てなすことにしたい。

(三)聖德太子の佛教に對する態度が崇佛派に對する優盛をもち來らしめ排佛派に對して崇佛派の勝利を確定せしめた所の重大原因であつたことを理解せしめる。併しこの際最も注意を要すべきことは、排佛派崇佛派の差別は佛教に對する態度の相違であつて、これがために我が國神即ち固有信仰に對する態度には何等の變化なかりしもので、我が國民の信仰に對する根本的の變革を意味するものでないことを指示して、更に當時に於ける我が國民の信仰の態度について我が國民固有の思想的特色を認めしめると同時に、我が國民の宗教の信仰に對して極めて寛容にして、ヨーロッパ人のキリスト教に對する如く、つきつめた自己の信仰する神のみが正しい存在で、他は悉く異端邪神だと考へる不寛容性(Intolerance)から、宗教的の熱烈から或は虐殺殺戮などを敢へてするに至るが如き、狂信

的の熱烈さを有しない、我が國民の宗教生活の一面をここに觀察し得ることを指示するがよい。そして我が國に於ける宗教信仰に關して更に、本書二四頁欄外記事につき、

(イ)我が上代の政治が祭政一致で宗教と密接な關係があつたが、これがためにキリスト教國に見るやうな宗教的内亂の類似を殆ど見なかつたのは、宗教そのものが國民生活と極めて密接なものであつて、國教としての統制と國民的自覺の存在したがためであつたこと。

(ロ)我が國に於ける政治と宗教の關係について、皇室が唯一絶對の地位に立つて居り、皇室と國民との關係が極めて密接で特殊であり、かつ、國民生活上、政治、經濟、宗教等の諸相に於て、皇室の地位はその上にあり、皇室の存在と無關係に、宗教上、絶對の神は我が國民生活上には存在しなかつたことについて理解せしめる。

(三)佛教の我が國民思想に及ぼした影響については、極めて顯著なものがあるから、これに關して、佛教思想が我が國民の人生觀、宗教觀、世界觀に及ぼした變化、特に我が國民の本來の自然的な享樂的な樂天的な現世的生活態度に對して、極めて禁欲的な遁世的な、そして厭世的な力を以て一種の壓迫を加へて來た事實を指摘し、勸善懲惡或は因果應報の思想を理解せしめるがよい。

(四)儒教と佛教とが、何れも我が國民生活に及ぼした態度に於て、立場は異なつてゐたが、しかも我が國民の道德教化上に與へた貢獻は實に絶大なものであつた。

(五)併し佛教の我が國民思想生活上に及ぼした感化について考察せしめるに、佛教が我が國民生活と何等の無理なく同化融合する時一層その感化と影響とが重大となつて來るべきことについて指示し、更に佛教傳來後に於ける佛教の國民に與へた迫力と關心の程度の進變は、佛教が我が國民固有思想への同化融合の態度の進化と相即した事實を理解せしめるがよい。

因果經の一部(本書二四頁所載)

正しくは過去現在因果經といふ。この因果經は宋の求那跋陀羅譯にかかる過去現在因果經に繪を書き添へた繪入經卷。紙を上下二段に分ち下段に罫線を引いて一行八字詰に經文を書寫し、上段にその經意によつて釋迦の前世及び現世に於ける行狀を畫けるもので、本書に收むる所はその一部で『四門遊觀』の一部である。

因果經は普通は四卷本であるが、繪因果經は八卷から成る。繪因果經には奈良時代の古作と鎌倉時代の新作と二種類ある。古因果經遺品としては上品蓮臺寺藏(第二上卷)醍醐報恩院藏(第三上卷)益田男爵藏(第三上卷及び第四上卷)、東京美術學校藏(第四下卷)の五卷が顯著であるが、この中報恩院本を除いては何れも完本でない。略々奈良時代の製作にかかり、その繪は描寫素朴、配色の鮮美單純なもので古雅拘すべき趣に富むのみならず、細長い場面に連續的事蹟を描いて簡古ながら中々要領を得て居り、その繪と文と相俟つて説明する仕組は、後世の繪物語の濫觴とも思はしめるものがある。

猶新因果經は、攝津家本(奥内題に二卷とあるが第二下卷に相當する)と益田男爵家本(奥内題に卷四とあるが第三下卷に相當する)の二卷がある、何れも建長六年二月の奥書があり、これによれば當時飢是忠入道のために同是吉が結縁發願になる經卷であつて、畫者は住吉住人介法橋慶忍とその子息聖衆丸の二人、經文の執筆は良盛、良快の二人、祈願主は惣覺といふ人である。法橋慶忍は蓋し後世慶恩と讀み誤まれて住吉家の祖と仰がれるに至つたが、實はこの奥書以外には經歴の明らかならぬ人である。しかもこの繪を見るに、その形式を奈良朝の『古因果經』に取りつとも手法は全く當代

の繪師の筆と見るべきで、『佛教圖像抄本』などの描法と相通する所が多い。是忠・是吉・良盛・良快・惣覺等もその經歷詳かでないが、ただ良盛は建長年間興福寺の別當であつたその人であるかも知れぬ。而してこの新因果經と奈良時代の古因果經との關係については、圖樣以外にも手がかりとなりさうな問題がある。即ち古因果經の中には前述の如く、興福寺傳法院の印や、三津寺の印が捺してある點である。のみならず鎌倉時代に於ける復古趣味を背景として大觀すれば、兩者の關係の偶然ならざることが窺はれるのである。

④推古時代の美術工藝の發達については既に初級に於て扱つて來たのであるから、その既得事實を想ひ起さしめて、推古時代の美術工藝の本質的立場に於て解説を試みるやうにした。そして左項に注意を拂ふ。

(一)佛教隆盛と美術工藝發達との相互關係についての理解を得せしめる。

(二)法隆寺の建築彫刻を主として飛鳥時代、或は推古時代の藝術の特色を理解せしめ、當時の國民生活と關聯的に考へしめる。そして特に聖德太子が外國文明輸入によつて我が文化の向上を計り、新日本の偉大を築き上げんとしたの偉大なる御努力の程を偲ばしめる。

(三)各種藝術については具體的の扱方をなして、鑑賞のことについて意を拂つて、當時の藝術に對する觀念を具體的ならしめることに注意する。

(四)更に飛鳥時代、或は推古時代藝術を單なる我が國の一文化現象として孤立的のものとして考へる他に、その藝術の源流に遡つて、其所に見るギリシヤ藝術の世界的潮流としてのヘレニズム東漸の次第について理解せしめ、西洋史で既得のヘレニズム文化に對する觀念を具體的ならしめるのもよい。

法隆寺金堂壁畫の一部並びに人物擴大圖 上圖は下圖人物を擴大せるものである。

法隆寺壁畫の制作年代の決定は未詳で、推古時代でないことは確實で、大化以後和銅頃までの間に描かれたものと見るのが至當である。主なる壁は外陣にあつて十二間に分れ、廣きもの八箇、狭きもの八箇あり、なほ外にこれ等の壁の頭貫の上の小壁及び内陣天井下の小壁もあつて、その上に畫いてある。今や損傷多くして或部分は後世の書き直しに屬すべく思はれ、外にまた補筆の箇所もあるが、大體原始の畫趣を彷彿せしめてゐる。同様は四箇の廣い壁に於て四佛刹土の狀を畫き、八箇の狭い壁には各々一體づつの菩薩を畫き、頭貫の上の小壁には山中の羅漢を、内陣天井下の小壁には天女を畫いてある。さてその佛菩薩の名稱に關しては、今日に於てこれを確定しがたきものがある。その四佛に關しては古今目錄抄に從へば、西壁に在るを西方佛の阿彌陀となし、北壁に在る二つの中、西寄のものを北方佛の釋迦となし、東寄なるを東方佛の藥師となし、東壁のを南方佛の寶生とす。併しその四佛は五佛中のものであるべきやうに考へられるので、若し五佛とすれば金堂の本尊佛を中央佛として見ることが適當とせねばならぬ。所で今も本尊である所の推古天皇三十一年に止利佛師の造つた釋迦がそれであるとすれば、その四佛は、當時尊重された金光明經の四佛かもしれぬと考へられる、その經は釋迦を中心として四佛を説く、西方の無量壽、南方の寶相、東方の阿閼、北方の微妙聲である。若しこの四佛が畫かれてゐるとすれば、西壁にあるのが無量壽(阿彌陀)で東壁が阿閼で、北壁の西寄が微妙聲で、北壁の東寄が寶相となるべきであらうと思ふ。併し四佛推定については異説がある。

何れにせよ現在東壁の佛圖は、殆ど後世の改作と見るべく、決して原始の畫でない。布置法が著しく萎縮してゐる。また各尊の形相が大いに類れてゐる。總じて四大壁面に畫ける淨土圖の構相に至つては森嚴莊重の趣が見え、中尊や脇士や天人や草花などが巧に配置せられ、顔面の表現はすべて豐麗圓滿・中尊は多くの褶壁を有する衣を全身に纏ひ、他の佛菩薩は概ね上半身を裸體にし、左肩から右脇下、または右肩から左腋下に袈裟をかけ、胸飾と腕輪とを著けてゐる、普賢菩薩の圖にてはその乗れる象の牙が延びて二莖の蓮花となり、その中の一莖は婉轉して花形の鏡と變じ、普賢はその足をこの鏡の上に乗せてゐる。自由にして瑰嚴の構相圖案を有してゐる。

描法は壁面全體に胡粉を塗り、朱線と黒線とを以て輪廓を描き、これに彩色を施し、その上に細部を描き、多く隈取を用ひてある。線は形狀を作り、彩色の限界たる用をなし、流暢で遑類の趣に富む。顔料色彩は、墨・朱・紅・黄土・青黛・綠青等を用ひ、更に茶褐色や葡萄酒色等の間色を交へて濃淡多趣なり。衣服は薄いから肉體を透して見得る。而してこの壁畫はすべて形態整頓し、崇嚴端麗なる雅致を具備し、名畫としての趣深し、而して印度のアジャンタ石窟の所畫に類似し相通する所多く、西域方面の情調をも具へ、印度文化が中央アジア・支那を經由して我が國に傳來せるその經過の複雑せる趣が現れてゐる。

文部省は大正五年末より六年始にかけて壁畫全部を撮影した。本書掲げる所のものは彌陀淨土の圖で左右侍立せる人物の描寫は特に優秀である。

狩獵文様

西紀前第七八世紀頃、アッシリヤ王宮の壁面に、國王獅子狩りの光景が彫刻されてあるが、それは後世の所謂狩獵文の起源をなすものである。當時狩獵以外に何等裝飾意匠をも有せざりしサッサン王朝時代(西紀二二六—六五一)のペルシヤ人はこの狩獵の構圖を應用して裝飾とするやうになつて、狩獵の圖葉は必ず一つの圓の中に押込められ、圓の左右を兩分するため、中央縦に一本の樹木を配し、その左右均齊に騎馬武者と、その下部か後方に獸を配置してある。圓の構造は色々あるがその意味は同じである。この構圖は一方では支那から我が國に傳來して法隆寺の四天王文錦の類となり、また他方エジプト・ビザンチンを経て歐洲にも波及して色々變遷してゐる。我が奈良時代の文化の一端はこの文様の成立から考へても興味がある。

圓に掲げたのは世に四天王文錦といふ。中央に樹木を置き、左右兩部に分け、左右に騎馬武者を配し、武者は馬を引いて獅子を射んとしてゐる。圓と圓との間には中心に丸形の圖樣と華文とを一纏めとしてその空隙を充填してゐる。圓相・菊花形・將軍・具翼馬・獅子等皆我が國の趣を缺き、むしろペルシヤ式の要素の多いこと、當時支那との交通の盛であつたことから考へ、圓の中に漢字などがあることを推して、この錦は恐らく支那の商賈が我が國に舶載したものである。まいかと思はれる。

玉蟲厨子

法隆寺金堂・須彌壇の東方に高さ約七尺四寸の特殊の厨子がある。玉蟲厨子といふ、もと飛鳥(大和高市郡飛鳥村地方)橋寺にあつた推古天皇の御厨子なりとの傳説がある。これは天平十九年の『法隆寺資財帳』に「宮殿像一具金泥押出佛像」とあるもので、須彌壇上に於ける宮殿の模型である。玉蟲厨子との名稱は、その外側面に施された金銅の透金物の下に玉蟲の羽を伏せてあつたからで、今でも猶多少はこれを見ることが出来る。

宮殿型は切妻屋根の周圍に四注を加へた入母屋造の古制を表し、大棟の兩端に鴟尾シビがあり、各部の構造がよく飛鳥時代の建築の特徴を示してゐる、内部の壁面及び扉裏に金銅押出千佛像を張つてある。

玉蟲厨子須彌壇密陀繪

玉蟲厨子の四方には黒漆地に種々の密陀繪がある。密陀繪とは近代の油繪に背て顔料を油と密陀僧とに和して畫いたものである。その繪は宮殿に於ては、正面の扉に二天像・兩側面の扉に各兩菩薩を、而して背面に多寶塔を表してあるが、須彌座に於ける四面の繪は一層興味の深い畫題から成つてゐる。

正面は舍利供養圖で本圖版に掲げる所のものである。この圖は釋迦が過去の世に行つたといふ光景を畫いたもので、中央にあるのが舍利壺で、柄香爐を採つた羅漢が左右相對應して香を燒き、その下に一對の靈獸が居り、上には香爐から烟が立ちのぼり、その上に天女が相對して舞つてゐる。

猶左側面には捨身飼虎圖が描かれてある。これも釋迦が過去の世に竹林中に一牝虎が七子を懷いて飢えてゐるのを見て自分が衣を脱ぎ、山上から投身してその虎の餌となつたといふ場面である。上部奇巖上に立つてゐるのは衣を脱いで樹に懸けてゐるところ、その下はやがて山上から投身して淵に墜落するところ、而して下部は虎がこれを食べひつつある所である。

また右側面には施身開傷圖がある。これも釋迦が過去の世にあつたといふ一説話である。釋迦が雪山に修業中の或日、帝釋天がこれを試みるため、羅刹に化身し、過去佛所説の半偈「諸行無常、是生滅法」を説いたところが、釋迦はその身を殺して羅刹に與ふるを約し、生滅滅已、寂滅爲樂」といふ次の半偈を聽くを得た。そこでその偈を所々に書寫し、約の

如く自殺せんとて投身したが、羅刹は忽ち帝釋の姿となり、これを空中に受けとめたといふのである。最下部は羅刹との對話、左中部は偈を岩上に書寫する所、その右は投身したところ、而してその右下の帝釋天がこれを受け止めようとしてゐる所である。

背面は須彌山圖で、中央にあるのが須彌山、上部左右に日月相對し、雲中に天人が居り、下部に佛殿があつて釋迦が中央に跏趺し、兩菩薩左右に侍し、殿の左右には風風が相對してゐる。

橋夫人厨子光背屏風

橋夫人厨子は法隆寺金堂内須彌壇上に北方を正面とし安置せられるものにして、光明皇后の御母橋夫人の厨子と傳へられる。木造高さ八尺八寸構造尙珍にして白鳳時代の特色が顯著である、須彌座の前後に菩薩、左右に羅漢を胡粉彩色の隈取にて描いてある。その畫風はまたインド・アジャンタ風の特長を見る。厨子は漆塗で上に密陀僧を以て外面左右兩扉に四天王、後扉の外面に金剛力士、内面には佛像、内面左右に菩薩を描く、何れも初唐式の繪の手法を有し巧妙を極めてゐる。内部には金銅の敷板があり、浪と蓮葉の文葉を刻し、その中から金銅の蓮莖三莖を生じ、その上部中央は開敷蓮華となつて本尊を座せしめ、左右は未開敷蓮華となつて脇士を立たしめる。本尊は阿彌陀如來の坐像高さ一尺六寸、脇士觀音・勢至菩薩立像高さ各八寸五分、共に金銅にして像容は止利佛師の風より一步進んでゐる豊麗の作である。

本圖版に收める橋夫人厨子光背屏風はその彫刻と共に實に卓越せる逸品にして、三尊の後に屏風の如く三折して立ち、天人及び蓮華唐草文の流暢な浮彫を以て現し、中央に圓形の唐草文透彫の光背一箇を附してゐる。總じて厨子・佛像・光背・光背ともに初唐式の傑作である。

百濟觀音

もと法隆寺金堂安置のもの、現在奈良帝室博物館陳列にかかると。中世虚空藏菩薩と誤られ、臺座裏にも虚空藏と記されだが、實は觀音であつて橋寺から法隆寺に遷座されたとの傳説もある、また百濟から我が國に貢獻されたといふことから一般にはこの觀音を百濟觀音といふ。

夢殿觀音と異なる所は丈は瘦形で非常に長い、彼の如く扁平でない。前者は左右に幅廣く鰭を垂下し全體が恰かも細長

い三角形の薄板の如き感があるが、後者はその軀幹が圓形でその裾に至つて著しく左右に擴がることがない。また彼はその綬帶の端が體に密着して流れてゐるが、これはその綬帶の曲線こそ彼のそれに見ると同一であるが、その端は兩腕の外に側面向に平板の形となつて垂下し、決して彼の如く體に密着しない。また彼にはその肩にかかる蕨手の前髪があるが、これの垂髪は蕨手の形なく波形をなして稍、寫實的のものである。また彼は兩手で寶珠を持つてゐるが、これは左手に水瓶を持つてゐる。而して最も注目すべき特徴は、彼が全體として飽くまで雄勁であるのに對して、これが餘程潤に富んだ趣を有してゐる。大體以上の諸點は主なる相違であつて、推古時代立姿の佛像の形式は、この二種夢殿觀音樣式と百濟觀音樣式とに分つこともできる。百濟觀音は一木で彫成され、それに彩色が施されてゐる。上半身には特に漆を塗つたのが推古佛としては珍しい。化佛を有する金銅透彫の寶冠は近年法隆寺に於て發見されたもので、これによつてこの像の虚空藏ならざることが明瞭となつた。美しい蓮華座を載せた臺座は夢殿觀音のものと同様に五角形をなしてゐる、而してこの像に於て特に注意すべきはその五角形の臺座に立つて寶珠形の頭光を支持する柱が、竹竿の形に造られてゐることであつて、この奇抜な、しかも氣の利いた意匠になる支柱は後世のものには全く見られぬものである。この竹の支柱を有する例としては、この百濟觀音の外に、法輪寺虚空藏(觀音)・中宮寺如意輪觀音四十八體佛中の一菩薩等があり、節を刻まぬ支柱を有するものは四十八體佛中に二つの例がある。

彌勒菩薩

本像は京都太秦廣隆寺藏、白鳳時代の作木彫にして國寶に指定されてゐる。本彌勒菩薩はまた如意輪觀音となすものもある。

廣隆寺には二軀の同形式の半跏像がある。資財帳には居高二尺八寸金色の彌勒菩薩像が二軀録上され、供養願文には一を金色彌勒、一を金剛如意輪といふ、また由來記には後者に隨ひ一を金銅彌勒菩薩、推古天皇十一年(六〇三)百濟から獻する所、一は金銅救世觀音推古天皇二十四年(六一六)新羅から獻する所といふ。何れも明確な徵證はないが現在の二軀を指してゐるのである。

廣隆寺は京都隨一の古寺であり、歸化人の有力者秦氏の創建で、これが創建時代と餘り隔らぬ頃の靈佛であると考へて

差支へない。本書に收むる所はその中の一軀にして名稱は彌勒とした。二軀共にその形相は略々同様で榻上に半跏して左手を右足首に置き、右手は右膝に臂ついでうづむき加減になつた頗に二指をあてたポーズである。一つは傳へて聖德太子の御作とするもので、而して他は百濟獻上といつてゐる。前者は山形の寶冠をつけ、後者は大きな寶髻を結つてゐる。而して前者はその形式表現に於て朝鮮式の特色濃厚で、特に李王家博物館に藏する金銅佛の一體に類似してゐる。而してその面相や肢體の肉取り、更に衣摺の取扱について有爲な飛鳥時代の古調を示しながら餘程柔か味を加へ、また一層の美しさを増してゐる。これに比して後者は樣式手法一段の進歩を示し時代も更に後れるらしく、推古朝から奈良朝への過渡期を示す一例と見るべきものである。大體の形相に尙朝鮮式の生硬さを保有してゐるが、漸く唐式の優麗が加はり衣摺は軽く取られ、四肢は程よい權衡を保つやうになつた。特に本像は目長く、口長く、手足の指の長きを特徴とし、それがまた全體に幾分の輕快の心地を與へる。

法隆寺建築に関する諸問題

第一、法隆寺建立

法隆寺は用明天皇が御病を得させられ寺塔を造立し藥師像をつくらんとすの御誓願を立て給うたが、その御願望を果さずして崩御された爲、御子聖德太子がその御遺願を果し給はんとて、推古天皇十五年に建立された所である。今この寺の金堂に安置せる金銅藥師如來光背銘文によつて、その造像の由來と並びに法隆寺寺塔建立の事情が察せられる。因にこの光背銘は同じく法隆寺釋迦三尊光背銘と相俟つて、我が國金石文中最古の一つであるから參考のために掲載する。

池邊大宮治天下二天皇。大御身勞賜時。歲次丙午年。召於大王二天皇與太子二而誓願賜。我大御病太平欲坐。故將二造寺藥師像作仕奉二詔。然當時崩賜造不堪者。小治田大宮治天下二大王天皇及東宮聖王。大命受賜而。歲次丁卯年仕奉。池邊大宮治天下天皇とは用明天皇を申し、小治田大宮治天下天皇は推古天皇、太子或は東宮聖王は聖德太子の御事、歲次丁卯は推古天皇御即位十五年に相當す。

この事は更に天平十九年注進の「法隆寺伽藍緣起並流起資財帳」記述と合致する。

第二、法隆寺建築様式について、

法隆寺建築といへば金堂・五重塔を中心とする西院と、夢殿を中心とする本院との二區劃を有するが、此所にいふは、西院の中門・金堂・五重塔及び之を圍む歩廊の諸建築にして、これ等が即ち飛鳥時代の藝術様式を代表してゐる。南大門は室町時代の再建にかかる。中門は四間三面約五尺の土壇上に建てられた樓門で、柱間廣さも等しくない、中間と脇の間とは十と七との比をなし、屋根は極めて輕快な勾配を有し流も緩やかで、門の左右からは歩廊が出て北面の講堂の兩側に續き、ここに凸字形の一劃をなす。この劃内に金堂と塔とが立つて居り、講堂は醍醐天皇の延長三年北室と共に焼失し、京都法性寺の寺中なる普明寺を移して、もとの北室のあとに再建したもので、その建築は藤原時代の様式を示してゐる。

斯く金堂及び塔を歩廊をもつて圍繞することは飛鳥時代の伽藍建築上配置の規準であつて、その制現が朝鮮を経て入つたので、世に百濟様と呼んでゐる。併し百濟様式にも金堂と塔と左右對照の地位に置く法隆寺の如きものと大阪四天王寺の如く金堂と塔とを一直線上前後に置く式とがあつたが、百濟様の本來の形式は四天王寺の如くなれば、法隆寺の式は我が獨創の加はれる變態であると主張する學者がある。

伊東忠太博士は法隆寺建築を緻密に觀察實測せられ、その特徴を明らかにしてゐる。その建築細部に於ける手法で、一見直ちに識別し得る特色は

- (イ) 柱身の輪廓が曲線から成り、即ち上から三分一位の所を最も張出してエンタシスをなしてゐること。
 - (ロ) 柱頭には皿斗つきの大斗が載り、また雲形肘木及び雲斗を用ひたこと。
 - (ハ) 高欄に卍字崩しの組子をつけ、割束形の一種の裏腹を存すること。
- 等を擧げられた。これ等の手法は同じ飛鳥時代の遺構とされてゐる。金堂の玉蟲厨子及び法隆寺の附近にある法起寺・法輪寺の三重塔にも發見される。

第三、法隆寺堂塔の再建非再建の問題

法隆寺の創立は約一千三百二十年前推古天皇十五年であるが、この現存する最古の建築物、即ち西院の中門・金堂・五

重塔の建立年代に關してはかねて二種の學説があつて一定しない。即ち一は建築學者によつて支持せられる推古天皇十五年創立のまま今日に及ぶとなす解釋で、他は天智天皇の九年一度火災にかかり、現存の堂塔等銅年間再建にかかるといふ、主として歴史家側の説である。この二種の論議は過去二三十年來學界の興味をあつめた問題になり幾多の研究論文がある。

法隆寺の主なる堂塔が和銅の再建であると信ずる學者は主として古記録の記載に根據を置いて主張する。その第一の根據は勿論「日本書紀」天智天皇九年條に見える法隆寺罹災の記事である。即ち右の條下に「夏四月癸卯朔壬申(三十日)夜半之後、災法隆寺一屋無餘、大雨雷震」と明記せられてゐる。書紀のこの記載は正史の最も尊重すべきものにかくあるが故にこの記載は尊重せられねばならぬ。更に名古屋眞福寺所藏の「七大寺年表」に「和銅元年戊申、依詔遷太宰府觀世音寺又作法隆寺」と記され、更に「伊呂波字類抄」卷二には「法隆寺七大寺内、和銅年中造立寺緣起云々」とあつて、かつて天智天皇九年に焼失した伽藍を和銅年間に至り再建したことの證となし得るし、更にまた天平年間に注進した『法隆寺伽藍緣起流記資財帳』には、五重塔内の四百尊像群像並びに中門の金剛力士像を和銅四年製作したことが記載されてゐることも、法隆寺堂塔が和銅初年に再興され、その落成後石彫刻を製作安置せられたことが肯定せられるのであつて、現存建築の和銅年間再建の傍證となる。この説は夙に黒川眞頼・小杉樞郎兩博士の主張する所で、更に喜田貞吉博士の研究となり論説は一層精細なものである。

これに對して非再建説を主張する者は建築の様式から主張せられるもので、建築學者側に於て、非再建説をなす者では關野貞博士並びに平子尙氏の説が最も有力である。而して關野博士の主張の論據は實際建築につきて精密に檢測された尺度に高麗尺を使用されてゐることを指摘してゐる。由來上古の尺度制は大化改新以前は所謂高麗尺が使用せられ大化以後更に唐の制に倣つてその大尺を採りて常用し、ただ地を度るのに從來の高麗尺を使用した。大化以後の常用尺は即ち後世の曲尺に相當するがその間に多少の誤差を生じ、當時の一尺は今の凡そ九寸八分に當る。而して高麗尺の一尺は大化以後常用尺(衣尺)の一尺二寸であつたから、現行曲尺が一尺一寸七分六厘である。そこで關野博士はこの尺度上の關係を法隆寺堂塔の平面の實際尺寸に適用し、果して當初の建築計畫が何れの尺度を以て行はれたかを研究された。

そして實際の検測の結果は唐尺よりも高麗尺を以てして遙かに完數に近接した結果を得られた。そこで現存建築は明らかに大化以前の尺度たる高麗尺を以て計畫施工せられたものであるとの論據から再建論に反對するのである。

更に關野博士は研究を進められ、曾つて發表された尺度の研究は、建築の平面に於ける柱間を測つた結果のみであつたから、たとへば建物は焼失しても柱石をそのままとし、その上に再建したならば柱間は依然として高麗尺に合すべきであつて非再建主張の決定的論證とならぬとの喜田博士の批判に對して、更に今度は建築の細部即ち柱の長さ、斗や肘木の大きさ、高さその他を詳細に實測し、それ等の何れも氣持よく高麗尺をもつて完數を得ることを實證された。更にまた金堂土壇の一隅を方二尺ばかり掘り起して羅災の實否を検したが、堅牢な砂交りの粘土は舊來のままで少しの焼土や焼灰などの痕跡を發見せざるのみならず、火に弱い粗質の花崗岩から成る當初の礎石は、何等それがための損傷を受けてゐない所から非再建の事實は一層強められたことになつた。

併しこれがために再建説が全く根底から覆されたといふことにはならぬ、従つて再建・非再建の兩説は今猶存續してゐる。

④産物の發達については次の點に觸れて、大陸文化の輸入と共に、産業經濟方面の發展の事情を明らかにすることにしたい。

(一)上代に於ける我が重農的傾向について、これを文化發達の過程の上から、及び我が國の地理的見地から理解せしめることにする。

(二)我が國上代の工藝發達の状態と大陸方面との關係について、特に半島及び支那方面との交通頻繁となり、その影響による工藝發達の状態について理解せしめる。

(三)當時に於ける我が朝廷の政策が、外國文化の輸入と共に一面産業工藝方面の發達を將來するために、非常な努力を以て奨勵し、また盛に外國の歸化人を優遇した態度については、

これを對照的に明治維新當時の我が國の政府の態度、並びに西洋史近古十七世紀頃に於けるプロシヤが自國開發拓植を計るために、フランスの新教徒がナントの勅令廢止に伴ひ續々國外に脱れる者を盛に優遇してこれ等を使用したこと、事實や、更にロシア維新の名主たるペートル大帝の政策等と對照して、當時の我が國情文化の程度等と、朝鮮支那に於ける文化發達の状態とを對照して理解せしめるがよい。

(四)そしてこの際政治上に於ける歸化人問題について、

(イ)歸化人と産物振興。

(ロ)歸化人中漢氏秦氏等の豪族の政治上の勢力。

(ハ)國家財政の充實について、三藏建置と宮中府中區分の事實と關聯し、齋藏(祭祀關係)内藏(宮中關係)天藏(府中即國家政治關係)の三藏による經濟上の發展と政治組織の進化の狀態を考察せしめること。

これ等の諸點に觸れて説くことにしたい。但しこの事實は初級でも扱つてゐるから比較的簡單に扱つて置きたい。

第三章 律令の制定

教授上の主眼

本章にては大陸文化の輸入が特に政治的・社會的方面に影響を及ぼし、全く新なる社會的・政治的基調に立ち、新なる體制に立つて構成せらるべき偉大なる變革を起さしめるに至つた事情を理解せしめ、この大事業の計畫考案が聖德太子の政治革新に始まり、大化新制により全般的の實施を見、更に大寶律令の制定によつて成文的に完成せられるに至つた事情を理解せしめ、そして更にかかる重大なる變更に際して何等革命の如き政治上の騒動も見ず、實に淡々として、これ等の大事業の完成を見るに至つたことが、全く我が國體の精華に由來するものなることについて充分理解せしめ、更にかかる政治革新に際し、我が國非常の國情に直面して處理された聖德太子を始めとして、中大兄皇子、その他の政治家が、何れも我が國體に即した日本固有の精神を以て、知識を廣く外國に求めると雖も、外國文明に溺れず、採長補短のことを忘れず、以つて我が國を培ひ、彌、國體の精華を發揮せしめるに至つた次第を充分に理解せしめねばならぬ。

教授上の注意

●聖德太子の政治革新の御企については、次の諸點について注意を促すことにしたい。

(一)氏族制度の弊害に對して認識せられるに至つた事實に關し、當時佛教傳來後の、物部蘇我兩氏の事並に蘇我氏の擅權專横の事實と關係して理解せしめること。

(二)聖德太子の政治革新を圖られんとした指導精神は、我が國體に立脚して知識を外國に求めるの進歩主義で、極めて進取的のものであつたことを指示する。そして太子が儒教佛教及び道教に通曉せられてゐたにも拘はらず、かつ佛教傳來後の改變には、崇佛派である蘇我氏と行動を共にされた經歷はあるが、その根本主義は決して儒佛道に拘はれたるが如き狹隘のものに非ずして、更に高所大所より、我が國本に立脚して大局的に考へられたる所のものであつたことを理解せしめる。

(三)政治的見地から觀る時、太子の革新の主義は、氏族制度を廢して皇室を中心とする中央集權主義の政治確立に存した點について理解せしめ、その立場から冠位制や憲法十七條等みな我が固有の思想精神を基とせることを理解せしめることが大切である。その例として冠位十二階、德仁、禮信、義智の六を各大小に分つ)の中の大徳を、摩卑兜吉麻と讀ましめられたことが唐の翰苑に書かれてあることなどは注意すべきことである。これは全く我が固有の習俗を能く革新に適用せられたものである。

(四)聖德太子の憲法十七條は現今の憲法と異なる所のもので、國民道德規範であることを指摘すると共に、更に十七條を通じて佛教についての指示は幾多見受けられるが、我が固有の敬神崇祖のことに一言及ばざることは、決して太子の佛教耽溺による事實を語るものに

あらざることを。

(イ) 佛教を奨めるは、佛教による國民の幸福利益を増進し、その功德を得せしめんとする御心に出で給ひしこと。

(ロ) 敬神崇祖のことに及ばざるは、これは最早我が國民にとつては、不動の觀念として存在し、國民生活化された一つの觀念であつて、何等特に説述することの必要を認めなかつたからである。

(ハ) 十七條の發布は推古天皇の十二年(甲子革命の歲)であつて、道教の思想である織緯説によられたものであり、陰の極たる八と陽の極たる九を加へて十七として天地の大道に従ふ意味がある。その内容は支那後周の六條詔書に準據せられたもので、餘程深遠な意義を有してゐることを明らかにしたい。そして外國の長所を充分採用せられしことを認めねばならぬ。

これ等の點を述べて、太子に對する誤解を避けしめ、かつ反對に太子が極めて我が國に固かな敬神崇祖の精神に篤かつたことについて理解せしめるやうにしたい。

(五) 太子の革新全體についての批判として、その國家主義的御精神を理解せしめ、又更に太子革新の御精神が、大化改新並びに明治維新の精神と相通じ、眞に神武天皇建國の御理想とも相通じ、共に皇祖の神勅の大理想の實現に存したことについて理解せしめることが大切である。

(六) 太子攝政の時始めて支那と直接交通が開始せられるに至つたが、公式の國際生活の開始に當つては、毫も外國に屈せずして隋唐と對等の國書を交はされたことを考へ、これが爾來我が外交の國書の形式の根本となつたことを説明したい。そしてこれにより我が國民的、或は國家的自覺について觀取せしめることが必要である。

聖德太子御影と法華經義疏(本書二九頁所載)

御影の原本は大和法隆寺所藏、太子御七歳の時の御像にして、國寶となつてゐる。もと法隆寺の夢殿に安置され、高さ一尺九寸二分の木彫にして、御胎内の銘によつて治暦五年(延久元年)佛師圓快の作で、太子の經論讀誦の尊容であることが知られる。黄丹色の關腋の袍を著せられ、御髪は美豆良に結び、その餘りを胸の兩脇に垂れ、右の御手は膝に、左の御手に唐草模様ある團扇を執らる。この御装束を飾つたのは畫工秦致眞である。

なほ法華經義疏は太子の御筆にして、もと法隆寺所藏なりしが、今は帝室御物となつてゐる。原本は四卷、本書掲載する所はその中第一卷序品の一節である。本疏が太子の御撰にかかるとは、開卷の始めに「此是^{大委國宮上王私}集、非海彼本」とあるによつて知るべく、また本疏附屬の竹簧の手籤に「法華經四卷御製」と記されてあることによつて推知せられる。

上宮聖德太子傳補闕記に據れば、本疏は推古天皇の二十一年正月八日に起草され、翌年四月十五日に脱稿されたといふ。即ち太子の御年四十歳より四十一歳に互つての御撰に成るもので、その書體は支那六朝風を帶び、諸所に抹消・添糊・加筆・改竄等があつて草稿本たる面影を存してゐるから、太子御自筆の草本であることは明かである。現在に於て紙に書かれたもので完全に存在するものとしては世界最古のものではあるまいかと思ふ。これにより我が文化が他に比して古く、且かかる貴重なるものを有するは正に我が國民の誇であると思ふ。

● 大化改新の大事業については、左項に注意して教授を進めることにしたい。

(一) 聖德太子の新事業の成果について反省せしめ、氏族制度の政治上・社會上の弊害について

思ひ出さしめる。

(二)政治上の大革新を行はんとする機會として、蘇我氏の滅亡の意義について、これが氏族制度弊害の頂點に達し、遂に滅亡せしめられた事を思はしめて、理解せしめなければならぬ。

(三)大化改新の事業の計畫機構については、唐制參酌の事を理解せしめるために、東洋史の唐朝の建國、太宗の中央集權確立、賢相房玄齡、杜如晦等の輔佐により貞觀の治をなし、諸制度整備し、國威盛大を致せる状態を思ひ起さしめ、更に遣隋使、遣唐使の派遣並に留學生、學問僧の發遣等の事實と對照して、政治的改革に當つて唐制の模倣が行はれることが極めて自然であつたことを指示する。

(四)大化改新の政治上、社會上、經濟上から見て、極めて我が國史上の重大意義を有し、武家政治の成立及び明治維新と共に、我が國史上の三大政變としての意義を明確にすることにしたい。

(五)大化改新は實に我が政治上の大變革で、この大變革をば西洋、又は東洋の諸國に徴して考へる時は、必らず革命の勃發を見たらんと思はれるのに、何等此の如きことのなかつた所に、國家非常時に現はれる我が國體精華について充分自覺せしめるがよい。

(イ)兩者とも地方分權制に基く政治社會經濟上の體制を破壊して、皇室を中心とする中央集權制に基く別個の體制と機構とを確立するに至つたこと。

(ロ)外國文化の採用制度の模倣等をなしたが、併し何れも國體の本義に則つて我が建國以來固有の精神と理想とは没却する所なく、結局皇威發揚をなし、愈、國體精華を發揚し得るに適好な境遇になし得たこと。

この二點について、生徒の既得の知識を基礎として、理解せしめることにするがよい。

大津滋賀京(本書三一頁所載)

滋賀の大津宮は天智天皇の御遷都にかかり、爾來弘文天皇の崩御まで僅かに六年に過ぎず、隨つて志賀の都が整備せられた帝都として何處まで偉容を張られしかは頗ぶる疑問である。滋賀郡滋賀村大字錦織の字御所の内に志賀宮址碑あり明治二十八年建設、舊來の地誌多くはこの地を以て皇居地となして建碑せるものならん。然るに喜田貞吉博士は建碑の地は京城地域の南端にして、皇居はこれより北方大字滋賀里の小字宮の内、蟻の内の邊ならんといふ。本圖は概ね喜田博士の推定圖に據る。

●大寶律令については、

(一)律令制定の由來に關しては、近江朝令大寶律令制定の過程に於ては、當時一般に支那文化模倣に存した時代思潮と關聯して考へしめるがよい。

(二)國家政治施行上に於ける成文法典の意義を述べて、特に成文法典の編纂が、中央集權を基調とする統一的政治を行ふ上に於て大切な所以を明かにする。なほこの際中央集權政治と地方分權政治との特色を對照的に指示し置くこともよし。

(三)律令政治による中央集權實現が我が國體に即し、皇威發展の結果を招來したことの事實を指示して政治上、社會上、經濟上から國家的統制が重んぜられ、統一的政治を以て特色と

する中央集権的の律令政治を、これと全く基調を異にした武家政治と比較せしめる時の準備となるやうにせよ。

大寶律令

天智天皇が即位せられるや中臣(藤原)鎌足をして法令を制定せしめらる、これを近江朝の令(二十二卷)といふ。次の天武天皇はこれを修正せしめ、持統天皇の時に發布せらる。そして文武天皇は忍壁親王と藤原不比等などをして重ねて律令を制定せしめられしが、大寶元年に成りたればこれを大寶令といふ。後に元正天皇は更に不比等などに律令を重修せしめらる、これを養老律令(各十卷)といふ。然るに近江朝の令及び大寶の律令は佚して傳はらず、ために詳細は不明である。されど大寶律令は養老律令と大差はない筈であるから、これにより大寶律令を説明する。養老律令即ち所謂大寶律令は十二篇より成る。その篇名は第一名例律、第二衛禁律、第三職制律、第四戸婚律、第五廩庫律、第六禮典律、第七賊盜律、第八鬪訟律、第九詐偽律、第十雜律、第十一捕亡律、第十二斷獄律がある。

この律は一時は全部逸失したが、これを註釋した律疏なる書物があつて、その中にて、名例・賊盜・職制・衛禁の四篇だけ現代まで傳はつてゐる(これを律疏殘篇といふ)。但し四篇の中で完全なるは職制律だけで、名例・衛禁の二律はその半を失ひ、賊盜律はその一律を佚した。されど文政の頃尾張の人石原正服は悉く古書に引用せる律文を摺つて、その闕けたる所を唐律によつて補つて『逸律』なる書を著した。この『逸律』と律疏殘篇とを、唐の律を註釋せる唐律疏議と對校するに、本文は勿論、疏文に至るまで大同小異である。これによつて大寶律が略唐律に基けるものであることを示してゐる。隨つて唐律疏議は我が國王朝時代刑律研究資料として重要である。

又一方令のことは養老令即ち所謂大寶令は三十篇から成る。即ち第一官位令、第二職員令、第三宮職員令、第四東宮職員令、第五家令職員令、第六神祇令、第七佛尼令、第八戸令、第九田令、第十賦役令、第十一學令、第十二選敘令、第十三繼嗣令、第十四考課令、第十五祿令、第十六宮衛令、第十七軍防令、第十八儀制令、第十九衣服令、第二十營繕令、第二十一公式令、第二十二倉庫令、第二十三廩收令、第二十四醫疾令、第二十五假寧令、第二十六喪葬令、第二十七關市令、

第二十八捕亡令、第二十九獄令、第三十雜令これである。

令も律と同様その本文は傳はらず、然れど後世に傳はつた令の註釋である『令義解』が存し、倉庫及び醫疾二令を失せりと雖も自餘のものは悉く具備してゐるので、これによつて全體構成の基準が成つた。『令義解』は養老二年から百餘年後淳和天皇天長十年清原夏野の勅撰書である。かくて光格天皇寛政十二年に堀保己一が校正出版せる『令義解』には諸書より逸文採收をなして逸失した二篇をも附割してあるから、不完全とはいへ大寶令の全貌を窺ふことができる。

④令の内容の細註に關しては、別に詳細な解説を附加するの要なく、相當に詳細な細註を附したるを以て、本書記載事項について理解せしめ、これを綜合して中央集権的政治の實際に於ける國民生活のいかなりしかを、理解せしめる様に扱ふことが大切である。

第一 官制については、

(一)東洋史既得の、唐の官制と對照して、その輪廓にても比較對照せしめることにして、唐制模倣と更に我が國に於ける修正、即ち神祇官を第一位に置ける事實などを考へしめることにする。

(二)官制上、各省職司にそれぞれ四部官の制が存在した。これについては、國語又は漢文の方面に關係名詞が現れることが多いから、便宜上左に大寶令四部官表を添附することにする。

大寶令四部官表

官	省	長官(數)	次官(數)	判官(數)	主典(數)
神祇官	伯	(一)	大副(一)	大祐(一)	大史(一)

兵部	主稅察	主計察	民部	喪儀司	諸陵司	支蕃察	雅樂察	治部	散位察	大位察	式部	內禮司	內藥司	畫工司	陰陽寮	
正卿	頭	頭	卿	正	正	頭	頭	卿	頭	頭	卿	正	正	正	頭	
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	
少大	助	助	少大			助	助	少大	助	助	少大				助	
輔			輔					輔			輔				(三)	
(三)	(三)	(三)	(三)			(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)				(三)	
佑	少大	少大	少大	少大	佑	佑	少大	少大	少大	允	少大	少大	佑	佑	佑	允
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
少大	少大	少大	少大	少大	令	令	少大	少大	少大	少大	少大	少大	令	令	令	少大
史	錄	錄	屬	屬	錄	錄	史	史	屬	屬	屬	錄	錄	史	史	屬
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)

縫殿寮	內藏寮	圖書寮	右大舍人寮	左大舍人寮	縫司	酒司	膳司	水司	掃司	殿司	關司	兵司	藥司	書司	藏司	內侍司	中務省	太政官									
頭	頭	頭	頭	頭	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	尙	大夫	卿	左大臣	右大臣	太政大臣						
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)					
助	助	助	助	助	典	典	典	典	典	典	典	典	典	典	典	典	亮	少大			大納言						
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(四)					
允	允	少大	少大	掌	掌									掌	掌	少大	少大	少大	少大	左少辨	左中辨	左大辨	右大辨	右中辨	右少辨	納言	
(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
少大	少大	少大	少大													少大	少大	少大	少大	左少史	左中史	左大史	右大史	右中史	右少史	外記	
屬	屬	屬	屬													屬	屬	錄	錄	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	
(三)	(三)	(三)	(三)													(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	

右左	右左	衛	彈	內	宮	內	主	主	采	土	園	宮	鍛	造	內	正	典	主		
兵	衛	門	正	染	陶	掃	油	水	女	工	池	奴	冶	酒	膳	親	藥	殿		
府	督	府	臺	司	司	部	司	司	司	司	司	司	司	司	司	司	察	察		
督	府	正	督	尹	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	奉	正	頭	頭		
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
佐	佐	佐	弼														助	助		
〇	〇	〇	〇														〇	〇		
少大	少大	佑	少大	少大	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	典	佑	允	允	
尉	尉	尉	尉	忠	忠															
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
少大	少大	令	少大	少大	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	少大	令	令	少大	少大	少大
志	志	志	志	志	疏	疏	史	史	史	史	史	史	史	史	史	史	史	屬	屬	屬
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

			宮																	
大	木	大	內	織	縫	漆	掃	典	大	囚	臚	刑	主	主	鼓	造				
炊	工	膳	省	部	部	部	部	鑄	藏	獄	贖	部	鷹	船	吹	兵				
察	察	職		司	司	司	司	司	省	司	司	省	司	司	司	司				
頭	頭	大	卿	正	正	正	正	正	卿	正	正	卿	正	正	正	正				
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
助	助	亮	少大						少大			少大								
〇	〇	〇	〇						〇			〇								
允	少大	少大	少大	佑	佑	佑	佑	佑	少大	佑	佑	少大	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑	佑
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
少大	少大	少大	少大	令	令	令	令	令	少大	少大	少大	少大	少大	少大	令	令	少大	少大	少大	少大
屬	屬	屬	屬	錄	史	史	史	史	史	錄	史	史	錄	史	史	史	史	史	史	史
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

主馬寮	右馬寮	左馬寮	右京職	左京職	東西市司	攝津職	太宰府	防人司	國司(大國)	郡司(大郡)	東宮坊	舍人監	主膳監	主藏監	主殿署	主書署	主漿署	主工署	主兵署	
頭	頭	頭	正	正	正	大	帥	正	守	大	大	正	正	正	正	正	正	正	正	正
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
助	助	助	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮	亮
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大
允	允	允	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進	進
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大
屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

第二戸籍に關しては、

(一)戸籍改編が六年目毎に行はれたことに對して、これを十年間に一度時を同じくして行はれる現行國勢調査の制と關聯せしめて、その事業の容易ならざること、特にこれが交通運輸機關の不備な中世に於ける實狀を想像せしめて、想ひ合はさしめる。

(二)教科書三五頁所載圖版、大寶二年戸籍一部分を例示として戸籍編組の要領を得せしめることにする。

(三)大寶令の制度によれば、その政治經濟に關し或は土地制稅制・兵制等に關する限り、何れも戸籍がその根本の規準となるものなるが故に、これを理解せしめることが大切である。

大寶二年戸籍の一部(本書三五頁所載)

本圖は我が國最古の戸籍の一である。この御野國山方郡三井田里は即ち美濃山縣郡高富町大字岩野字三田の地である。

二十二張

御野國山方郡三井田里戸籍 大寶二年十一月第五卷

大寶二年十一月御野國山方郡戸籍

三井田戸數伍拾戸	上政戸拾壹	中下壹戸	下中壹戸
下政戸拾捌	下上壹戸	下下拾陸戸	中政戸貳拾壹
有位捌	正丁參	廢疾壹	下下拾陸戸
次丁拾	少丁肆拾壹之中	小子壹佰肆拾肆	男肆佰貳拾貳
遺參拾捌	篤疾貳	有位次女壹	遺壹佰貳拾壹
廢疾伍	少女肆拾	者女貳拾貳	兵士參
女肆佰拾參	婢漆	正婢肆	綠兒伍拾貳
次女拾伍	正奴壹	少奴壹	耆老漆
綠女肆拾伍	少奴貳	正奴貳	正女貳佰拾貳
正奴參	正婢肆	少婢肆	小女壹佰貳拾捌
小奴貳			奴漆
小婢參			少奴壹

これは大寶令制定の翌年に、大寶令の制によつて製作せられたものである。即ち令の規定が里毎に一巻とするのが通制であるが、これは二十二枚を以て一巻と成し、戸口以下を記載し、標紙外題に御濃國山方郡三井田里戸籍、大寶二年十一月と記されてゐる。この戸籍によつて當時に於ける村落の構成を窺ふことができる。圖版は標紙と卷首とを示せるものである。

第三、土地制度については、

(一)口分田制度即ち班田制は國民に生活の安定を得せしめるにあつて、支那の周代井田法等に關する既得の知識を思ひ起さしめる、そして『衣食足つて禮節を知る』といふ言葉の意

義に、政治上重大意義を有する點を理解せしめる。

(二)令の班田制が實際生活上の見地から見たら如何といふに、口分田支給は男二段、女はその三分の二、即ち一段百二十歩である。これを大日本租稅志の和銅の租法によりて考ふるに二段の收穫割合は稻百束として、その内、三束が租稅に當てられ、残りの九十七束が純收入となり、これを米に搗くと、四石八斗五升取れるから、一日に割當てると、米一升三合二勺八撮餘となる。女子の受ける田地の收穫の六十六束六把を一日に割當てると米八合八勺五撮餘となる。尤も田地には、男女の別があつたが園地といつて桑や漆などを植ゑる畠には男女の差別なく土地の状況に應じて同じ高を支給することになつてゐた。これ等からして一般に土地分配によつて日常の生活は維持せられ得たものであり、租稅は比較的輕微であることに注意する。

(三)班田收授法の實施に當つて、幾多の困難の起り來るべきことを豫想して、種々考察せしめるがよい。即ちこの際、

- (イ)田地の闕乏 限定せられた田地に對して人口増加の割合は累加的であつて、土地増加の割合より遙かに大なるものがあり、又歸化人民に對しても土地を給與した。
- (ロ)國民としても、その本籍地を離れて、負擔の輕さうな、自分に都合の好い方面へ移住して其所の土着民の中に割込んで口分田を受けた。例へば京都の市民(京戸)中には課役を忌避して地方に浮浪するものがあつたが、朝廷ではその土着獎勵の方針から、また口分

田を給することとなつたので、實施上の幾多の不便が加へられた。

(二) 居りもせぬ人間を作つて口分田の不當支給を受ける者もあり、又戸籍を偽つて口分田を死者に對しても給せしめてゐた不心得者もあつて、實施は困難であつた。

(三) 人口稠密の地域にあつては、勢ひその班田給與が、或者は遙かに自分の住む家屋から離れて配給を受けることとなるが故に、實際農耕經營上の不便が多かつた。

これ等の諸點について注意を拂ふて、班田收授の實施に困難なる事を明確に知らしめた。それから實際にかかることは永續し難い事をも知らしめ、終に自然的に廢止されるに至つたことを説明する。そしてかかる平等性のものは人間が體力に於て、智力に於て、將亦能力に於て根本的に同一となり得ないから永續は出来ない譯である。果して班田收授の六年毎に行はれなくなり、持統天皇の頃から行はれなくなつて、淳和天皇の天長の頃から五十年に一班、三十年に一班、または四十年に一班となりて全く行はれなくなつた。

第四、税制については 土地制と關聯して扱ひ、租庸調の三種の税については租は輕微であるけれども庸調は可なり重いやうに思はれることを説明する。

第五、兵制については 次の點に觸れることにする。

(一) 我が國中古に於ける兵制について、國民皆兵制度であつたことについて指示し、かつ國民皆兵制が國民自からの力を以て國家を防禦するといふ建前で、最も國防制度の上から重要性を有することを明かにしたい。

(二) またこの際に當り、募兵制や傭兵制などと對照して見て、強制徵兵制の體制が最も國防上要義なることについて指示し、更に近時動もすれば唱へられる徵兵税、即ち單に身體の健全によつて國家最高の義務たる兵役負擔が決められるとするならば、身體の健全ならざるものはその徵兵の義務から免れるが故に、國家義務に服役する上から平等を期するため、兵役に服せざるものに兵役税を課し、これを以て兵役に服する者に對する待遇を改善すべしといふ説を爲すものも存する。これに對しては、何處までも兵役が國民的、國家的の尊い義務だと感じて、これに服する獻身的の態度が最も好もしきものであつて、兵役服務を以て職業化、傭兵化せしめることはいけないといふが如くに、生徒の考案を指導せねばならぬ。なほこれに關しては、西洋史上傭兵の弊害について近古傭兵のことを思ひ起さしめるがよい。又上古ローマ・カルタゴの決戦たるポエニ戰役の勝敗決定の論も、無論其所に存したる所のものであることを思ひ起さしめるもよし。

● 律の内容に關しては、單に抽象的に刑罰として離して考へず、我が國民生活の立場からして、家族的、國家的體制上から批判し、たとへそれが支那の刑律模倣であるにせよ、支那と共に同一の中央集權的基調に立つて居り、かつ家族的體制を根據として社會を構成して行く上に於て彼我共通せることが、兩者法律制定上に偶然の一致が存し、また我が國に於ける固有の體制に違ふべく修正した事實についても種々考察せしめることにしたい。

(一) 謀反 天皇を書し奉らんと謀るのをいふ。これを犯した者は斬罪、その一族の中父子は没官、祖孫兄弟は遠流に處せられ、家人・資財・田宅も亦公收せられた。

(二) 謀大逆 山陵及び宮闕を壊さんと謀るをいふ。處刑並びに縁坐の法は謀反と同様である。

(三) 謀叛 國に背き、または僞に従ふをいふ。これを犯した者は絞罪、既に上述せるものはすべて斬罪に處せられた。

(四) 惡逆 祖父母、父母を毆ち、殺さんことを謀り、伯叔父母・姑・兄・姉、外祖父母・夫、夫の父母を殺すをいふ。その罪は斬罪に當る。

(五) 不道 (イ) 一家死罪に非ざる者三人を殺し、(ロ) 人を殺して手足を支解し、(ハ) 蠱毒を造著し、(ニ) 厭魅し、(ホ) 伯叔父母・姑・兄・姉、外祖父母、夫の父母毆打、(ヘ) 若しくは告訴し、(ト) 又は殺さんことを謀り、(チ) 四等以上の尊長並びに妻を殺せるをいふ。これを犯す者は、(イ、ロ) は斬罪、その子は徒罪三年、(ハ) は絞罪、(ニ) は徒罪二年、(ホ) は兄妹ならば徒一年半、その他は一等を加へ、(ヘ) は徒一年、(ト) は外祖父母・夫、夫の父母などは斬罪、その外は遠流、(チ) は斬罪に處せられる。

(六) 大不敬 (イ) 大社を毀ち、(ロ) 大祀神御の物、若しくは乘輿服御の物を盗み、(ハ) 神璽内印を盗み、または僞造し、(ニ) 至尊の御藥を調合するに、處方封題を誤り、御膳に誤つて食禁を犯し、乘御の船の牢固を缺き、(ホ) 乘輿を指し、(ヘ) 勅使に對して人臣の禮なきをいふ。これを犯した者は、(イ) は遠流、(ロ) は中流、(ハ) は神璽ならば斬罪、内印ならば遠流、僞造ならば絞罪、(ニ) は徒罪三年、(ホ) は斬罪、(ヘ) は絞罪に處せられた。

(七) 不孝 (イ) 祖父母、父母を告訴し、(ロ) 呪詛、若しくは罵詈訾し、(ハ) 祖父母、父母が在つて然も籍を別ち、(ニ) 或は財を別になし、(ホ) 父母の喪中に嫁娶し、(ヘ) 樂を作し、服を缺きて吉に従ひ、或は祖父母、父母の喪事を匿し、僞つて祖父母、父母の死を稱し、(ト) 父祖の妻妾を姦するをいふ。これを犯す者は、(イ) は絞罪、(ロ) は徒罪二年、(ハ) は徒罪二年、(ニ) は同三年、(ホ) は同二年に處した上に各これを離縁せしめ、(ヘ) は各徒罪一年半、(ト) は妻ならば徒罪三年に處し、妾ならば一等を減ずる。

(八) 不義 (イ) 本主、(ロ) 本國司、(ハ) 教へを受けた師、(ニ) 本郡官長を殺し、(ホ) 夫の喪を匿し、または(ヘ)

喪に於て樂を作し、(ト) 若しくは服を缺き、(チ) 若しくは改嫁するをいひ、これを犯した者は、(イ、ロ、ハ、ニ) は共に斬殺さんと計つた者は徒罪三年、傷けた者は遠流、(ホ) は徒罪五年、(ヘ) は徒罪一年半、(ト、チ) は徒罪二年に處せられ、妾は二年に減じ、各これを離縁せしめた。

● 律令内容の特色については次の點に注意を拂ふことにする。

(一) 支那風の模倣について、具體的の事實をあげて理解せしめる。そして其所に存する官尊民卑の思想は、何れの國にも存し、それが特に文化のまだ低く、特に中央集權的政治の行はれてゐた事情から極めて自然で、何れの國にも見られる現象であつたことについて理解せしめる。

(二) 併しこれと共に外國文化は模倣し、その輪廓は取入れても、その根本の精神に於て我が建國以來の固有の民俗の重んぜられた一面をも觀取せられる點を指示して、本書三八頁欄外に於ける註釋の意味を理解せしめるやうに扱ふ。

第四章 奈良平安時代の文化

教授上の主眼

本章にあつては大陸文化輸入の影響によつて、奈良平安時代を通じて文化隆盛を致し、かつ一面に於て我が國民的自覺に基く國民的文化的創造發達をなし、國民生活の進歩した點あることを理解せしめるのが主眼である。そして特に左の諸項に對して注意を拂つて教授を進め

て行くことにしたいと思ふ。

(一)奈良時代及び平安時代に於ける文化を考察せしめるに當つては、宜しく當時の時代思潮と關聯せしめて、歴史の展開國民生活がその時代思潮と深く相關聯する所のものなりとの觀念を、十分に把握せしめることが大切である。

(二)當時に於ける國民文化の發達は、要するに我が一般國勢の發達と深く相即し、相關聯するものなることについて指摘する。

(三)國民文化發達の過程に於て、最初に模倣の階段をとり、ついで獨創の階段に達するものにして、偉大なる國民文化の發達隆盛に對して、國家をあげて、また國家政治の我が政策として、大陸文化を輸入したことの意義を十分に理解せしめるが必要である。

(四)對外的關係からして國民的自覺を導き、國家的觀念は旺盛となるものであることを指示し、我が國に於ける國家的國民的自覺が、早くから起り得べく、また發達すべく極めて特殊な國情にあることを理解せしめる。またこの際支那に於ける國家觀念國民的自覺の極めて漠然たるものなることが、その歴史と國情によつて支配せられてゐることについて生徒の考察を指導し、かつ國家的國民的自覺が對外關係から形成せられるものであるといふことについては、西洋中世史に於けるイギリス・フランス等に於ける場合について考察せしめ、對照的に我が國情を理解せしめる便宜とするともよからう。

教授上の注意

●文化の發達と奈良奠都については、

(一)本書三九頁所載上代帝都陵墓分布圖を見せしめて、奈良奠都以前歴代奠都の風の存在せしこと、そしてその帝都の分布が、大和地方を中心としてゐる事實を觀察せしめる。

(二)またこの際に帝都の所在地によつて、それを中心とする上代文化發達の態度から、上代文化中心を考察せしめる。

(三)奠都と國民生活との關係について、そして穢を嫌ふの國民性から一代毎に奠都せる理由についても、初級に於ける既得事實を思ひ起さしめることにする。

(四)奠都の事實から、外國との交通關係による我が文化發達國勢興隆を致し、特に大化改新、若しくは大寶律令制定に基く所の政治擴張とその機關の膨脹せる結果、遷都の困難となる事實について理解せしめ、この立場から奈良奠都の意義を理解せしめる。

(五)更に支那との國際關係の緊密を加へ、交通瀾繁となるや、一面我が國勢の興隆を致したのに加へて、支那に對する國家的觀念により國際的に我が體面を維持せんとする點より考へて、奈良奠都の意義を解せしめることにしたい。そしてこれに關しては當時の我が國勢から見て、平城京の規模が不必要不相應に大なりしことの事實と關聯せしめるがよい。

平城宮朝集殿遺構(四〇頁所載)

本圖は奈良の唐招提寺講堂内部の寫眞である。孝謙天皇天平寶字三年、唐招提寺草創のとき、平城宮、朝堂院の東の朝集殿と稱したもので、恐らくは元明天皇和銅年間御造營のものであらうと信ぜられる。

建物は九間四面で、單層、屋蓋は入母屋造の瓦葺、組物は割合に簡單で、天井はもと化粧屋根裏であつたのを、後に組入天井となした。朝集殿は即ち大極殿の所屬の一堂宇で、大極殿儀式の前に百官の集ふ建物であつた。この遺構によつて平城京大内裏の規模を察し得べきである。内陣廻り天井の外は多く鎌倉時代の修繕が加へられてゐる。特別保護建造物となつてゐる。

●時代の形勢と文化特色については、

(一)奈良時代支那との直接交通は頻繁にして、遣唐使の發遣並に留學生・學問僧等の隨行派遣があつて、支那文化輸入の傾向が盛んで、唐代の文化の我が國の文化に及ぼした影響全般について考察せしめたい。そして東洋史既得事實と對照的に理解せしめ、また年代的に對照せしめる。

(二)遣唐使派遣の結果、若しくは影響として、推古時代に比して我が文化の一層の向上發達と、更に文那唐代文化の影響を蒙る事が著大で政治・宗教・風俗等一切唐風を模した觀がある。そしてまた著しくギリシヤ文化の世界的潮流の影響をうけた事について指摘する。

(三)大陸文化に對する我が國民の態度について批判し、其所に我が國民性の發露について指摘する。

●佛教の隆盛については、

(一)奈良時代佛教隆盛となれる事實について回顧せしめる。

(二)國分寺の建立並に東大寺建立の事實と關聯して、宗教と政治との關係について、即ち政治

に於て或る特殊の宗教に就いて政治的關心の總べてが傾倒せられる時、幾多の弊害が起り來るのが通常であることを、近世ヨーロッパに於けるドイツ・イギリス・フランス等國內宗教爭亂惹起の狀と比較して思ひ起さしめたい。そして奈良時代朝廷の佛教に對する熱烈なる態度について、西洋に於けるが如き内亂狀態を惹起せなかつたことについて、我が國特殊の事情を認識せしめる。

(三)佛教の隆盛が貴族階級を中心とせるもので、まだ眞の國民的生活と深く關係をもつに至つたものでないことを指示する。

(四)國分寺と地方文化との關係については、これを國分寺の遺物遺跡に徴して以て當時の國分寺の規模と、佛教の地方弘通考察の一資料としたい。そして國分寺に關しては各地方のその遺跡から布目瓦を産する事實によつて國分寺の觀念を具體的ならしめ、かつ文獻以外遺物遺跡の史的研究上の意義をも理解せしめる。

(五)西洋史の中世時代に於けるキリスト教會がなした幾多の文化的事業を思ひ起さしめ、また教僧並に律僧の教會の二系統を統督したローマ法王の地位に我が皇室を推して、その統制的權威としての存在について幾分類似する點を考へしめる。

●國府及び國分寺配置圖(本書四二―四三頁所載)

本圖は奈良時代聖武天皇の御代に置かれたる全國國分寺の配置を示し、その國の政治の中心である國府との關係を考へ、これが地方文化の中心であつたことを知らしめる。そしてこれが現今の地方の中心文化と大いに異なる趣を呈する事實な

どを理解せしめる資料として挿入した。

國分寺は國分僧寺と國分尼寺とあつて、その位置は概ね國府と同一場所かまたは極めて接近したる地域、國府を挟んだ位置に設けられ、僧寺と尼寺とはその間に相當の距離を有せしめて直接には接続せしめぬやうである。現今國分寺、國分寺村、或は國分・府中などいふ地名が残つてゐるが、これは國府及び國分寺・國分尼寺の遺跡である。元來國分寺の建立は全國一齊に行はれたるにあらずして、國によつて相違があつた。そしてその寺院配置の様式についても百濟様即ち飛鳥様の配置をとりたるものと、奈良時代の唐様の配置をとりたるものとありたるが如く推定せられ、寺院の設備規模などについて或る一定の制規ありたるも必ずしも一時に建築せられたものとも考へられぬ。國分寺に關しては今日でもその遺跡によつて、その建築の規模が考へられ、その附近から發掘される布目瓦の文様によつて大陸との交通を考察し得る資料ともなり、瓦に記入焼付けられた文字でその製造廠上せし郡名を知り得られる。またこれにより國分寺建立がその地方の經濟的賦課による事實などを考察し得られ、文獻以外の遺物・遺蹟による考古學的研究を得て、郷土研究上の趣味ともなし得る。

全國の國分寺分布を次に表示するが、僧寺は金光明四天王護國寺といひ僧徒二十人を置き、封戸五十戸（封戸とはその所屬せるものに對して租税を治むべき民戸）、水田十町を給した。また尼寺の方は法華滅罪寺または單に法華寺といつて、尼十人、水田十町を置きて、その待遇は僧寺の半に當つた。また國分寺には多く七重塔が建設されたやうである。

- | | | |
|----|---------------|----------------|
| 伊勢 | 河藝郡河曲村大字國分 | 鈴鹿郡國府村大字國府 |
| 志摩 | 志摩郡國府村 | 志摩郡國府村 |
| 尾張 | 中島郡國分村大字矢合 | 中島郡國府村大字松下 |
| 三河 | 寶飯郡平幡村大字八幡 | 寶飯郡國府村大字國府 |
| 遠江 | 磐田郡光明村大字山東 | 磐田郡中泉町大字中泉 |
| 駿河 | 安倍郡安東村大字北安東 | 靜岡市 |
| 甲斐 | 東八代郡國立村大字國分 | 東八代郡英府大字國衙 |
| 伊豆 | 田方郡三島町大字三島宿 | 田方郡三島町大字三島宿 |
| 相模 | 高座郡海老名村大字國分 | 中郡國府村大字國府本郷 |
| 武藏 | 北多摩郡國分寺村大字國分寺 | 北多摩郡中町府中驛 |
| 安房 | 安房郡館野村大字國分 | 安房郡國府村大字府中 |
| 上総 | 市原郡市原町大字總社 | 市原郡市原村 |
| 下総 | 東葛飾郡國分村大字國分 | 東葛飾郡市川町大字國府臺 |
| 常陸 | 新治郡石岡町 | 新治郡石岡町 |
| 近江 | 滋賀郡石山村大字國分 | 栗田郡瀬田村大字橋本 |
| 美濃 | 不破郡青野村 | 不破郡府中町大字府中 |
| 飛騨 | 大野郡高山町 | 大野郡高山町 |
| 信濃 | 小縣郡神川村大字國分 | 東筑摩郡松本町 |
| 上野 | 群馬郡國府村大字東國府 | 群馬郡國府村 |
| 下野 | 下都賀郡國分寺村大字國分 | 下都賀郡國府村大字國府 |
| 陸奥 | 陸前國宮城郡原町大字南日 | 陸前國宮城郡多賀城村大字市川 |

瓦は本邦建築上の一要材として早くから使用せられたことは事實で、朝鮮半島から傳來せるものである。そしてその起源は支那大陸であることは勿論である。瓦の文様に關する研究は近來歴史研究の立場からまたは一箇の趣味として漸く盛んになつてきた。本書に収録せる圖版に收むる所は古瓦圖鑑所載によつて、各時代に應ずるものを擧げて瓦を通じてそれが歴史展開または時代的背景と關係する所を指示し、簡單ながら瓦に對する鑑賞の一素地を作らしめんとする資料とした。但し上代から奈良時代にかけて、古代佛教藝術の一要素として解説の資料とせんとするのが主眼で、以後のものについては副次的であるからここで瓦に對する専門的の説明を與へるの要はないと思ふ。

瓦には大體軒端部の疏瓦(鏡瓦、巴瓦)と唐草瓦(宇瓦)並びに鬼瓦が主なるもので、これ等に現はれる文様はそれぞれ時代的特色と密接な關係を有してゐる。本書には奈良時代を主としたが故に、飛鳥時代のものも載せなかつたが、飛鳥時代から奈良・平安兩時代にかけては疏瓦文様は殆んど一律に蓮華文様に限定されてゐる。勿論佛教思想の影響であることは當然であるが、同じ蓮華文についてもその手法はそれぞれ趣を異にせるものがある。

第一、蓮華が單瓣にて、瓣面に何等裝飾を加へず、中央子房部の小なるもの、大和飛鳥寺趾の發掘の如きはそれである。
第二、瓣面に更に胡桃形一個づつを現はすに至れるもので、前者より文様が複雑となれるもの、例へば大和山田寺趾出土のもの如きはそれである。

第三、蓮華が單瓣式から複瓣式に進み、子房が比較的大きく蓮子を配し周縁には鋸齒文を多く繞らせるもので、大和輕寺趾出土のものはその例示である。

而して飛鳥時代には主に第一、第二の製作多く、白鳳期から奈良時代にかけて第三種のものにして漸次豊麗さを増して立派のものが出來て來た。

然るに奈良時代の後期、天平時代に入ると佛教の隆盛並びに一般文化上美術工藝の進歩と伴うて、技術は一般に進歩した。この時代の疏瓦はその文様に變化なしと雖も、その手法は多種多様となり、漸次形式化せられ、象徴化せられて來た趣がある。

一方唐草瓦の文様は、飛鳥時代には、極めて尖鋭で雄勁な忍冬唐草が用ひられたが、奈良時代に入ると、漸次忍冬の特

色を失つて、軟い波狀のうねりとなつた。更に天平時代になつて、この文様に更に幾多種類を生じ、文様が豊麗となつたのは疏瓦と同じである。天平年間に勅旨によつて國分寺が諸國に營まれたが、その建築に使用せられた瓦はまた何れも中央に於ける工藝の傳播であるが、一度それが地方に至るや、瓦の文様は著しく崩れて行つて鄙びたものになつた。これは各地に發見せられる布目瓦によつて知られ、當時中央と地方との文化に相違を認め得る一資料ともなる。

平安時代初期に至るや、瓦に對する熱意は稀薄となり、一層概念化されて形式化せられた文様が現はれた。そして藤原時代に入るや更に前代の蓮華文様の他に優雅な寶相華、或は寶塔、または佛像の如きものが取扱はれた。また現今盛んに使用せられてゐる巴文様が現はれ出したのもこの時代からである。唐草瓦にあつても、新しく寶相華文または劔巴文・寶塔文等が試みられてきたし、更に文字を加へたが如きもの、或は碧釉をかけて裝飾とするが如きものも行はれるに至つた。

かくて鎌倉時代以後の瓦になると、最早蓮華文様は極めて稀れになり、巴文または文字を現はすことが盛んになり、巴は水の渦く形にして火災を防ぐ意味を有すると解せられ、その初期のものは、巴の頭が小さく、尾が長く引くが後になると漸次「おたまじゃくし」のやうになる。文字を現はすものにも、法隆學問所の如く、蓮華文の子房内に配するもの、または子房を繞つて文字を連ねるもの、蓮華文を略し、春日「東郷塔」の如く文字だけを以てするもの等がある。

桃山時代に及んでは、漸く封建的勢力の建設並びに各大名家の觀念が發達した時代を背景として、家の紋所を疏瓦面に表はすことが盛んに行はれた。豊臣秀吉の伏見城・聚樂第の瓦に五七桐を現はし、時に金泥をその上に塗つて一代の豪華の生活を表現したるが如きは何れも周知のことである。またこの風は江戸時代に及び寺社・諸家の瓦の文様は何れも家紋を表はすことが盛んに行はれ、寛永寺及び江戸南部屋敷、または土佐屋敷等から出土せるものは何れもその例示である。そしてこの時代に於ては唐草文様の如きは一般に破綻的の形式に墮し、全く萎縮してしまつた。

東大寺の普の大佛圖(本書四三頁所載)

本圖は信貴山緣起尼公の卷の一部に據る。信貴山緣起は繪卷物、大和信貴山朝護國孫子寺藏全三卷、昔この山に毘沙門天を勧請した信濃のひじり命蓮に關する物語を描けるもので、この物語は「宇治拾遺」にも出てゐる。

その一卷は飛倉の卷、第二卷は延喜加持卷であつて、三卷は尼公卷である。これは命蓮の姉が弟の行末を尋ねて、信濃か

ら遙々信貴山に來り共に毘沙門天に歸依するといふ話である。

本繪卷の構成は普通の繪卷と異なつて、繪と詞と交互に短く段を切つて話の筋を辿る遣り方と違ひ、詞書は三卷を通じて僅か四段あるだけで、專ら長く連続する構圖や布局の力によつて自から事件を次から次へと巧みに展開せしめてゐる。その人物山水等の描寫は實に巧妙にして、「源氏物語繪卷」に見る濃彩のつくり繪と違つて流麗な描線をつかひ、色彩は割に濃厚でない。また内容も貴族生活を題材とせず平民化し、活動の舞臺も戶外や山水が主となつてゐる。而して全體としてその繪は描法が、活動本位で畫致清新の趣がふかい。そして藤原時代固有のつくり繪に對して鎌倉時代の描線主義の特色を發揮してゐるが、なほ藤原氏時代の穩健な描法も顯著で、先づは藤原末期の製作として活動的の鎌倉繪卷の先驅をなすものと見るべく、しかもその描寫の精彩の點に於て新派の鎌倉繪卷を凌駕するものがある。

本繪卷は一般には鳥羽僧正覺猷筆と傳へられてゐるが未詳である。

本圖は即ち第三卷尼公傳の中の一部で、尼公が信貴山に參詣の途中、大佛に詣でた狀を畫いたのであるから、まだ火災にかからぬ以前の大佛を偲ぶことができる。

武藏國分寺遺蹟圖（本書四四頁所載）

武藏國分寺は武藏北多摩郡國分寺村字國分寺にある。寫眞は國分寺遺蹟に於て現存する礎石を示す所のものである。國分寺遺蹟に於ける礎石分布の狀は概ね示す所の如くである。

即ち礎石は圖の如く北方に一群、その南に一群、この二群の中間の西方に一群ある。北方はその數も少く比較的明瞭でないが、南の方は整然と五列残つてゐる。中央の道が昔の正面の通に相違ないから、七間四面である。これを奈良時代の寺院のプランと對照すれば、これは金堂に當る。そしてその北なるは講堂である。この中間西方の一群は僧房で、講堂の北方道を隔てて桑畑中の二個は北門、金堂の南方にあるは南門と推定する者もあるが未詳である。

なほこの他に金堂址の東南百八十米餘の所に一群ある、畑の間の木の茂つた小高い所がこれで、今一部墓地になつてゐる。礎石は東西に三つ四つあるが草木が繁つてゐて見難い。これは鼓樓と推定する向がある。この東方十八米の所にまた一群十個の礎がある。これは塔址で、眞中に心柱の礎石がある。これは大きき縦二百五十一釐、横百五十一釐、中

央に徑七十九釐の心柱の穴がある。

なほまた八幡神社の西方、下河原行貨物線路の直西の丘上に礎石群が発見された。瓦片も多く散布し、これを國分寺の西院または、尼寺址と推定する者がある。布目瓦はこれ等礎石のある邊到る所に散布されてゐる。圖は金堂址の礎石を示してゐる。

④ 佛教の隆盛とその影響については、

(一) 僧侶の社會事業として、初級に於て學習せる具體的事實によつて、この觀念を具體化せしめるやうにしたい。

(二) 佛教と文化發達については、佛教隆盛が學問發達を將來し、これと深く關係すること、特に佛教それ自身が高遠の學問であることから、僧侶を中心とする研學の氣運は、我が學問の發達と深く關係したことを會得せしめ、更に佛教と美術工藝との關係については、飛鳥時代と何等異なる所なく、極めて深く關聯するものなることに注意せしめる。

(三) 僧侶の文化的活動が後世に及ぼした貢獻について、これを亦西洋史の中世キリスト教僧侶、特に律僧の律院に於ける生活と對照して考へしめ、この際寫經といふことの文化史的意義についても觸れることもよろしい。

(四) 佛教の隆盛とその弊害については、その根本が、

(イ) 佛教に基く國政方針が政治上に齎らす弊害。

(ロ) 佛教興隆による僧侶の勢力の増大、並にその世俗的勢力の結果が政治方面に向つて發

展し、政治上の干渉となり、政治綱紀の紊亂を來した事實、

これ等の點から、玄昉の專横、道鏡の非望を企む如きことが出でたることを指摘し、我が政治上から見て當時の佛教を背景とする僧侶階級の隱然たる勢力が、政治の改革、皇威發揚等の上に、非常な大障害であつたことを知らしめる。そして桓武天皇の平安奠都の必要なる所以を暗示する。

③奈良時代學藝の發達については、

(一)奈良時代唐との交通が極めて頻繁であつたため、漢文漢詩その他奈良時代文化全體が支那文化模倣に存したことを理解せしめる。そして同時に我が國に於ける漢文漢詩の發達が、相當に高き程度に進み居りしことを指示し、更に一面この時代が支那に於いては、唐の玄宗の時代即ち開元の隆盛時代に相當し、詩に於て杜甫李白、文章に於て韓愈柳宗元等が出て、支那各時代を通じて學問文藝が最高の發達をとげた時代であつたことを對照的に指摘する。

(二)國史編纂については次の點を指示して理解せしめることにする。

(イ)史學發達の動機として國家的國民的自覺。

(ロ)古事記及び日本書紀編纂上の態度についての相違。

(ハ)日本古代史編纂の態度と、我が國體國民精神との關係について、更にそれを江戸時代の尊王論發達の事實と關聯せしめる。この際に生徒既得の事實を基として、古代史編纂

の態度が、上代の傳説を本として構成せられたるものたるは事實なるが、傳説の解釋並に古史に對する解釋は、本書第一章所述の著者の扱方参照せられたし。單に教育的の見地から大切であるのみならず、更に科學的の立場から見ても、我が國史の要素機構が決して一個の假空的のものならで、多くの眞實を含むものとの結論を得ることに鑑みて、慎重に扱はねばならぬ。但し徒に考證銓鑿に努めて大局に着眼せぬ弊は、國史教育上から遺憾とすることが多い。

また江戸時代に於て澎湃として興つてきた尊王論の思想が、古事記萬葉集の如き古典研究に負ふ所のあるは既知の事實であつて、これ等を通じて、我が上代の皇室と國民との關係、國體の體制、或はまた當時の制度の上から、我が國政治上の本體を理解せしめ、かつ上代人が何の得る所なく皇室に對する純眞にして忠誠の感情を吐露してゐる所に起る國民固有の精神を自覺することができたこと等から、それが尊王思想となり、幕府の存在を否定するに至つたものであることについて、注意せしめることにした。

(三)國史編纂がまた一方支那に於ける過去の治亂興亡、政治の得失の跡を考へ、將來政治の鑑となすべしとの編纂態度と對照し、我が政治との關係について指示する。

(四)和歌の發達に關しては、萬葉假名發達の道程と關係せしめ、假名が我が國文化發達上に大なる意義を有する點を明かにする。

史學發達の動機と國民的自覺

史學發達がその國民の自覺に端緒を有することは何れの國でも見る所である。即ち國民文化が或る階段に達する時、その生成發展して來た過去に對しての省察の起るは當然で、それまで國民間に傳説または文字に記述せられて來た過去の種種の出來事を、一つに綜合し體系だてんとする運動の起り來るは自然の過程である。

この際若し對外關係の刺戟を受ける時、國我に就ての意識は一層助長せられて來るものである。而も自國に比して外國の文化高き時、競争心と模倣慾の二つの心理的の働が盛んとなると、自國我は一層明確となつて強化せられ、それが國史編纂の事業に向はしめるに至ることも屢々。史上に實際に觀る所である。聖德太子が出でられ我が歴史の上に重要時期を劃した推古時代は、實にこれに相當する時代であつて、我が國の國史編纂事業の端緒も實にこの時に存する。

當時は恰かも我が國家が愈々一つの完成期に入り、皇威擴張と共に國家統一の實が愈々擧げられようとする時期であつたことは更にこの氣運を促した。太子の憲法十七條制定による朝廷を中心とする國家統一の集權的政治の畫策、隋に使節を派して對等の地位に於て我が國家の尊貴を保ちたる外交的氣魄、及び蘇我氏と共に我が國史編纂事業に著手せられたことは、それ等を説明し得べきものである。

國民我的自覺と、他國模倣の心理とは相矛盾するが、併し人文生活上特に國家の如き複雑性を有するもの生活上にあつては、相背馳する概念または心理が共に存し、共に働らくことは決して不可能のことではなく、國史編纂の事業はこれによつて促進せしめられた。隨つてこの事業過程に於て支那の史書形式のとられるのは當然の徑路であつた。太子御編纂の天皇紀・國紀等の歴史は蘇我氏滅亡の際焼失し今日傳はらず、但しその遺業を繼承して完成したのが日本書紀である。隨つて日本書紀はまた外國に對する國家自尊にあるので漢文で作られ、その體裁は明かに支那の史記・漢書に類似して劣らぬものとしたのであつて、日本書紀の後をうけた續日本紀等六國史は何れも同一型式である。

この編纂により我が國では神國としての特殊性を自覺し、これに基く所の國體を闡明し、かつ皇祖建國の偉業と、皇室を中心とする國家統一の跡を明かにすることを目的とした。ここに於てか、これを表示することによつて支那の隋唐に對して、我が國家を對立的に並立的に獨立的に表示し得べく、國家我的自覺と統一意識と先進國への模倣とによつて主とし

て編纂された我が國史は、それがため支那で孔子が春秋に示したるが如く編纂者自身の理想主義、方針からして政治的特質を論じ、榮枯盛衰の理法を明かにするが如き態度は見られなかつた。編纂の動機と目的とに於てかかる理法は見えぬが、併し我が皇室歴代の國家統治に於て、國史の成績を知るといふことの大切なことが漸次強められるに至つて、日本紀の進講といふことはこの後に於て朝廷に長らく行はれて近世にまで及び朝廷に於ける讀書鳴弦の御儀に於ても日本紀の讀まれることが存してゐる。王朝時代に於ける歴史編纂、または歴史に對する認識に於ては政治的意識が強く動いてゐるその記載が大部分を占めてゐる。

然るに王朝政治が衰頽に向ふや歴史編纂の動機に於いて異なる趣が現はれた。即ち藤原氏の榮枯盛衰、武士階級の擡頭等の歴史的舞臺の展開を背景として、過ぎし時代の榮華の追憶が記録となり、失意の状態にある現在を慰めんとする空氣から歴史が起つた。平安朝中期に出た大鏡や榮華物語は此の如き動機と性質とをもつて生れたもので、隨つて得意の絶頂から失意の深淵に顛落しつゝあつた藤原氏の過去追憶の心の記録であつた。隨つて國家政治といふ立場から見る時極めて意味に乏しきもので、時代の背景による國民生活の反映であるとも見られる。

眞福寺本古事記 (本書四六頁所載)

本圖は眞福寺本古事記の卷頭一頁を撮影せるものに據る。

眞福寺は名古屋市中區門前町にあり寶生院また俗に大須觀音といふ。もと建久年間中島堂と稱して尾張中島郡長岡の莊大須、今の羽島郡小笠村に創建され、元亨四年の頃河西郷眞光寺の能信これを兼攝して堂塔・僧房を營み、眞福寺寶生院と號した。

その後四世任瑜法親王の時寺勢大に振ふに至つたが、戰國の亂世と木曾川氾濫のために屢々遭難し、殊に慶長十年には架藏せる珍籍、古文書を多く流亡散佚せんとした。よつて十七年堯通が徳川家康に請ふて現地に移轉した。文政・天保の頃五重塔も建立せられ、文久年間本堂成りしが明治二十五年類焼して烏有に歸した。併し寺寶には國寶となつてゐる古典・珍籍多く、古事記もその一である。この古事記は現存せる古事記の中で最も古きものとして世に知られてゐるものであるが、鎌倉時代の文永三年に神祇大副吉田定世の寫せしものを、更に吉野朝時代の應安四年眞福寺の寶璽が更に寫したもので

ある。そこでこれを世に文永本と稱し珍重する。この寫眞は眞福寺本古事記の上巻序の最初の所を複寫したものである。
日本書紀(本書四七頁所載)

本書載する所の圖版は京都田中教忠氏所藏日本書紀「應神天皇紀」の一部分に據りたるもので、平安朝初期の寫本であつて、故末松謙澄氏藏「神代紀」の殘闕と共に、殘存最古のものである。

それについては寛平・延喜頃の寫本と稱せられる「推古天皇紀」、「皇極天皇紀」(東洋文庫所藏)、藤原能信筆の「仁德天皇紀」、「繼體天皇紀」、藤原賴宗筆「雄略天皇紀」、藤原教通筆「敏達天皇紀」(以上前田侯爵家所藏)等がある。この外圖書寮・北野神社・吉田良兼氏・彰考館・熱田神宮等にも古寫本が傳はる。後陽成天皇が慶長四年「神代卷」を活字を以て刊行せしめられてから次第に流布し、近年には國史大系に收められた。大正九年には本書撰進一千二百年に當り記念會が有志によつて組織せられ記念祭典が行はれた。

桂本萬葉集(本書四八頁所載)

一軸寫、もと前田利家内室(芳春院)所藏なりしを、後桂宮に奉獻したので、今は御物となつてゐる。草・白・紫・藍・黄・茶・朽葉・薄赤の八色の繼色紙に金銀泥で草木花鳥を畫いた卷子本で、卷四の殘卷である。筆者は紀貫之或は源順となす説あり。その斷片を拇尾切と稱するが、ともに確證があるのではない。平安中期の書寫であることは確實である。御物の一軸は、明治三十二年、宮内大臣田中光顯伯が允許を蒙つて玻璃板とし、同好の士に頒つたが、更に大正十四年、佐々木信綱博士がまた允許を蒙つて、料紙の染色繪模様すべて原本に模し、解説一冊を附して印行し、なほその諸家に散離せる斷簡を集成して「桂の落葉」と名稱して昭和五年十一月印行した。本書載する所は佐々木博士の模本に據る。

萬葉集の歌體について

萬葉集の和歌には様々の體があつて、長歌・短歌・旋頭歌等ある。

(一)長歌

三十一文字の歌を短歌としこれに對して多數の句から成るものを長歌といふ。五七調または七五調のものが多く、四六調から成るものも存する。末句は七言二句で結ぶのが方式である。句數には定がない。なほ別に反歌と言つて、

三十一文字の短歌を添へることがあつた。

古事記神代の卷に「八千矛の、神のみことは、八鳥國、妻まきかねて……(沼河比賣長歌)を初見とする。奈良時代を通じて盛んに作られたことは、萬葉集のみならず、古事記及び日本書紀によつて明白である。そしてこの時代の長歌は七五調を以て常としたが、古今集になると長歌の數はいたく減少し多く七五調となり、寧ろ短歌の流行に於て漸やく衰へて行つた。

(二)短歌

五、七、五、七、七の五句三十一文字から成る體のものをいふ。古事記の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくるその八重垣を」(素戔鳴尊)を短歌の最初なりといふ。

(三)旋頭歌

短歌の上句に五文字又は七文字の句一つを加へたものをいふ。上下二句共に五、七、七から成り、下より上に旋るの意である。殆んど五、七、七、五、七、七の樣式から成るが、五、七、五、七、五、または五、七、五、七、五、七の樣式から成るものもある。なほ旋頭歌・混本歌・雙本歌とも稱され、雄略天皇紀十三年九月條「あたらしき猪名部のたくみかけしすみなほしかなければそれかかけんよあたらしすみなは」を初見とする。主として奈良・平安時代に行はれしが萬葉集・古今集などによつて知られるが、鎌倉中頃以後殆んど見ない。

●美術工藝の發達については、次の諸點に注意を拂ふことにする。

(一)奈良時代美術工藝發達の原動力については、

(イ)佛教隆盛のため、

(ロ)外國、即ち支那唐代文化輸入の影響、

(ハ)我が國民性の模倣性に富み、更に文化發達に對する潜在力に豊にして、模倣から獨創に

進まんとする國民的努力、並に對外的敵愾心または國民的自覺から起り來る自尊心等の結果、

これ等の諸點に觸れて、生徒の考察を指導することにする。

(二)隨つて全體としての奈良時代即ち天平時代の美術工藝の特色は、推古時代即ち飛鳥時代と比較して、その特色を理解せしめるために實際の資料によつて、觀念を具體的ならしめることが重要である。

(三)天平時代の美術工藝は一面に飛鳥時代と類似した時代思潮を有したからそのために、全體として次の點に注意する。

(イ)佛教に關する美術工藝であつて、何れも宗教的のもので所謂佛教美術であつた。

(ロ)支那文化模倣が盛んであつた。

この二事實を指摘するがよい。併し更に一面に於て飛鳥時代に於ける美術工藝が、極めて長足なる進歩發達の跡を示し、大陸文化の模倣から漸次獨創的過程に進み、その制作にも著じるしく我が國風に化して來た傾向を觀取せしめ、この時代から所謂藝術の日本化傾向が起つたことについて、實際の例を示すがよい。そして天平時代の我が藝術の眞價について、支那に模倣して支那以上のものを産し、當時の作品については、遙かに唐の藝術を凌ぎ、世界的立場から我が藝術の批判をなすは、その趣こそ異なれ、又其所に同じギリシヤ藝術の潮流の影響によつて極めて高度の發達をとげて、西洋のギリシヤ古代藝術に

比して何等遜色なき立派なものを出せしことについて、國民的自覺を得せしめるがよい。

(四)正倉院藝術については、特に世界文化史の見地から單なる文化に非ずして、ペルシヤ・インド・ギリシヤ等の西方藝術とその要素を融合した綜合的藝術であつたことを指摘するが宜しい。

(五)なほ工藝文化について、百萬塔内陀羅尼について、印刷術發達の上から觀じて意義深きものなることを明にするが可しい。

唐招提寺金堂並びに同内部

唐招提寺金堂は、天平寶字三年八月、唐僧鑑真和尚が聖武天皇の奉壽に新田部親王の舊宅に創建した寺院で、所在は右京五條三坊、盧舍那佛を本尊とし、我が國律宗最初の寺院として名高く、律宗大本山である。長い年代の間幸に堂宇什寶は何れも能く保存せられ、我が國美術史上天平時代の遺構を傳へて重要である。

金堂は七間四面、屋根は四注、本瓦葺、天平建築の標式的遺物として他に類例なし。總體圓柱を用ひ、正面一間通りを吹き放しとなし、柱にエンタシスを施してある。組物は完全な三斗三手先組、軒は二重、地垂木は木口が楕圓形をなし、飛檐垂木は四角形をなす。隅肘木尾榑木上には曳斗を使用し、小天井と支輪とを有す。支輪の傾斜は極く緩やかである。屋根の隅棟の勾配が特に緩く造つてあるので、四注造の形が實に美しい。大棟の東西兩端には鴉尾が上げてある。西の一つは天平寶字三年草創當時のもの、前時代のもの如き鱗片を有せず、四面及び輪廓は實に美はしく、更にまた豪壯の氣に富んである。東の一つは後補にかかる。

金堂内部は兩側及び後方の一間を外陣とし、残りの五間二面を内陣とし、土壇を築き、その上に本尊盧舍那佛以下の諸尊像を安置す。その背面三間の柱間は板壁を以て張詰める。外陣には二重繫虹梁、内陣には大虹梁を用ひ、前者の上重中央に板幕一枚を置く、これは天平時代の特色の一である。後者には各端に各一つづつ二箇を載せ、以て小天井及び折上

組入天井を支へる。外陣の天井は内陣のものより一段低い、特に内部にては、天井板・支輪板・虹梁・格間・支輪・葦段・柱頭等すべて極彩色装飾を施し、殊に支輪板・天井板・虹梁のものが美しく、佛菩薩・飛天寶相華・蔓草・雲等が描かれて目を惹く、また本尊の後壁及び柱には一面に千佛像が描かれてあつたと傳へられる。極彩色の装飾は内部のみならず外部にも及ぶ。支輪板・扉・柱等にも窺へる、その莊麗なことは確に天平時代藝術を推知すべき一資料となる。

また金堂内安置の諸像は何れも亦天平式彫刻の代表的のものである。圖中中央にあるは盧舍那佛丈六の坐像、その他千手觀音立像(一丈七尺)、藥師如來立像(一丈二尺)みな乾漆佛である。東大寺大佛殿に比してその規模小なれどこれ等の像が狭小な堂内に天井を摩して立つ雄大さはまた格別である。これ等三尊は何れも天平時代の傑作である。なほこの外に梵天帝釋天立像(木像著色)二軀、四天王立像(木造)四軀、大日如來坐像(木造)一軀などが安置されてある。總じてこれを東大寺の三月堂の諸尊に比すれば氣品稍々下ると雖も、技巧に於ては一步を進めたものと見られる。三尊共に頭部が特に大きく作られてゐること、或は頭光が同心圓でなくて上方を擴げてゐることなどは作者の實際的經驗による技法として狭い室内に於て禮拜の際注意すべき點である。

藥師寺東塔及び相輪並びに水煙細部

藥師寺は法相宗大本山、天武天皇の白鳳九年、皇后御病氣平癒の御祈願のため天皇の御發願により金銅丈六の藥師如來を鑄し、高市郡岡本の地に堂を起して安置せられたものである。その後元正天皇の養老二年、平城の右京に移し、天平年中に造營終了した。これが今の位置である。南大門から入ると正面に金堂があり、右に東塔・東院堂、左に佛足堂・文珠堂、そして金堂の背後に講堂がある。本寺創建當時の建築様式が傳へられてゐる。

藥師寺の東塔は天平建築の遺蹟で、東塔は西塔と相對し、三重塔でその形状の美とその年代の點に於て法隆寺五重塔につぐ名塔で、全長は百一十一尺、三層塔婆であるが、各層に裳階が附してあるので一見六重塔に見える。この異制は當時再建の際は諸堂にも應用されてゐたもので、金堂、東西兩塔を初め七堂伽藍、總てこの式を以て統一されてゐたので偉觀の程が想はれる。これを俗に龍宮造と稱す。各層本瓦葺で、初層第二層は方三間、第三層は方二間、エンタシスを有する圓柱を用ひ、軒は二重、地垂木は楕圓、飛檐垂木は長方形で、法隆寺堂塔より一步を進めてゐると評せられる。

なほまた彼が雲肘木、雲斗を用ひ、軒下に小天井なきに比し、これは三手先の組物を用ひ、軒下に小天井を備へてゐる。併し唐招提寺金堂に比すれば斗拱の制はまだ完成せず、また支輪も備つてゐない。要するに飛鳥時代と天平時代の中間に介在せる白鳳時代の建築様式として他に類のない遺物であることに興味がある。

二層三層は勾欄を繞らし、二手先の腰組で支へ、勾欄の架木の端にはまだ反りを見せぬ。東のみは撥形に進歩してゐる。肘木の下端には、法隆寺式の薄い作り出しが彫り出されてゐる。外面はすべて丹塗り、木口は黄土を塗る。内部の床は土間で、天井は組入天井、裳階は化粧屋根裏、格間と垂木間とは極彩色の模様を施し、唐招提寺金堂の先驅をなしてゐる。かくて東塔の全形は勾配の緩い軒が或は深く或は淺く、交互に入混つて美しく輪廓をなしてゐる。しかもまたその相輪は空高く屹立し、全形の均整をよく助けてゐる。そして相輪にも亦獨特の構造がある。即ち水煙は三體の飛天、雲中供養の狀に造り、頂上の寶珠龍車には蓮座を附する。而して普通に見る請花がこれにはない。全長三十三尺に及び、もとは總體鍍金されてゐたものである。また九輪の下に刻銘がある。これについては議論がある。

同版所載右下は東塔の平面圖、同中央は水煙細部の擴大であり、なほその上の圖は一般塔婆の相輪を示せるものである。東塔のものではない。比較對照の便宜のために收用した。

東大寺法華堂月光・日光

法華堂の解説は初級用資料参照、法華堂のこの二尊は、本尊の不空絹索觀音と同じ八角壇上左右にある。これ等二像は他の諸像と異つて塑像であつて大きさもそれ等と不均衡のほど小さく、何れも六尺八寸餘のもので、かつ八角壇上狹苦しく立つてゐる事などからして、後世他から移轉せられたものと考へられる向もある。また形からいへば梵天・帝釋天と定むべきものの様にも思へる。併しその藝術的傑出に至つては實に天平彫刻の絶頂である。殊に向つて左の月光(梵天)の美しくしきは天平塑像の精鍊至妙の境地に立つもの、その圓滿な形態の影に隠れて人工に成れることを忘れしめる概がある。かつその貴く麗はしい相貌は、豊頬曲眉の當代の美人の理想化されたものか、天平時代彫刻の特色が見られる。而して二尊ともに、もとは全身に彩色を施したもので、身體衣紋の所々に顔料が遺つてある。殊に袖口の裏に見る綠青が、今なほ全身の灰白色を一層莊嚴ならしめてゐる。又菱文、忍冬文などの鍍金の使用にも注目を要するのである。

東大寺戒壇院持國天

戒壇院は東大寺の東方にあつて創立以來、治承四年、文安三年、永祿十年の三度火災にかかつた。今の戒壇堂は享保十六年江戸靈雲寺の慧光和尚によつて建てられたものである。

堂内の戒壇は二重の土壇から成り、中央に多寶塔を置き、中に釋迦・多寶の二佛を安ず。而して壇上四隅鎮護の像四軀が四天王像である。

四天王像は塑造着色のもの、元來この戒壇堂創立當時のものは銅造なりしが火災に失はれ、近世他から今の四天王像像を移されたものである。

四天王は法隆寺金堂四天王を最古とし、天平時代のものの代表としてはこの四天王がある。兩者の間には、四天王及び足下の邪鬼の姿態上に著しい變化があり、更に技術上長足の進歩をなしてゐる。即ち土を自由に使用し、思ひのままに作者の理想を現はし得た完全の作で塑像傑作と同時に、更に四天王像の最傑作たるべき作品である。寶塔を捧げて東北隅に立つ多聞天、劍を低く構へて東南に位するのが持國天で、本圖に示すは即ちこれである。なほ口を開き鋒をついて西南隅に立つのが増長天、卷子と筆とを執つて西北に位する廣目天、何れも等身大像(各五尺四寸)で、雲母地に彩色を施し、眼珠には黒耀石を嵌入し、四軀夫々異つた味を持つてゐる。なほこの四天には身體に其々彩色が残つてゐて、裝飾文様も見られる。また一説には四軀夫々四神の色(北方黒、東方青、南方朱、西方白)を以てその顔面に塗られてゐたともいふ。

東大寺大佛殿燈籠

本圖は東大寺大佛殿前にある銅製の八角燈籠に據る。火舎、北面西寄以外の扉、及び火舎受座等は天平當時のものなるが、その他には康和年間以降數度の補修が加へられてゐる。鎌倉時代の大佛修理に當り陳和卿もまたこの修補したことがあるらしい。そして全體均衡上火舎の特に大きく造られてゐて、いかにも堂々たる趣が示されてゐるのは大佛獻燈としては實に相應しい。火舎扉の音聲菩薩像の豊麗な姿態と、優美な衣裳・天衣とは透彫寶相華文様と共に稱讃せられる。

當時の陽刻線の妙いことから注意すべき作品である。灯棹には菩薩本行經、阿闍世王受決經、業報差別經、施燈功德經等の各奉燃燈籠・奉香花供養の功德を説く要文が刻してある。高さは一丈五尺、我が國最古最優の燈籠である。

大佛蓮瓣彫刻

大佛蓮瓣中には改鑄補造されたものもあるが、多くは天平最初からのもので當代の繪畫研究資料として重視せられてゐる。各々には蓮華藏世界圖が線刻されて居り、中央に釋迦坐像があり、多くの菩薩がその左右に群集し、釋迦の眉間から放つ光明の中には化佛が現はれ、又下方には二十五段の横線を劃して、各段中に殿堂・佛・菩薩を現はしてある。この各段は各一世界を示し、すべて二十重世界と稱され、最下には須彌山を現はす。諸世界佛・菩薩を戴くの意である。これは全く蓮華藏世界圖と呼ばれるべきもので、經に盧舍那佛はこの世界に住すとせられるに由る。この中尊の衣紋の線や光背の形式などは當麻曼荼羅の中尊のものに類似し、菩薩は面相豊滿にして眉長く接近して半月形をなし、衣紋の線、天衣光焰など極めて流暢であつて、殊に佛陀の衣紋は印度佛の曲線に似てゐる所があるが、周圍の諸菩薩の姿態はよく整ひ、自から統一的の趣き現れ、配列上にも特色がある。全體として形を重視せることと、畫面の統一に注意が拂はれてゐることは著しい特徴である。この蓮瓣も始めは鍍金の施されてゐたもので、後方の瓣にはなほ金色が残つてゐる。

法華寺十一面觀世音木像

法華寺創立當時の本尊ではないが、舊くから時代不明なるが、觀世音が本尊として崇敬せられてきた。當時には光明皇后も屢々行啓があり、時に天竺健陀羅國の工師文答が、皇后の御内命によつて來朝し、その行啓の際に寺内蓮池御遺遙の尊容を私に拜し奉つて、十一面觀世音像二體を製作して、その一體を當寺に置き、他の一體を携へて天竺に歸つたと傳へられてゐる。

像は白壇一木彫で素地のまゝを表し、ただ頭髮及び唇に彩色し、眉・瞳を墨書してある。頭上に十一面を載き、左手に蓮莖を挿した寶瓶を持ち、右手を長く垂れて綬帶の一端を握むでゐる。天冠台・垂髮・臂腕腕等々は金屬製、光背は蓮華蓮葉を聯結して舟形に配した金屬製の特殊なもの、像の高さは約二尺二寸、持物・光背・蓮華座蓮瓣の一部は後の世の修補にかかる。

像の體軀は頗ぶる豐滿で、その肉は血潮の通へるを思はしめ、相貌は優麗の中に一種の陰影を藏し、腕は甚だ長くしてその指の一本づつに或る力の潜めるを感じ、見る人をして不氣味ならしめる神秘力に富む。蓮肉の外にまで踏み出した右

足の拇指に力を入れて稍上に伸した點や、體の前にまた横に、垂れ纏る天衣の捌き、襜の彫法、右肩下に渦巻く布縁の文など、その一々の細かい注意がその氣分を一層濃厚にして、不可思議な解き難い、然も魅力に富む一種の謎を存してゐる。平安朝初期の密教に根ざした神秘的暗示を含む彫刻の中最も傑出した作品である。

支那新疆省發掘土偶

支那新疆省の喀喇和卓發掘唐代女子圖像、長さ四尺餘の紙本着色畫で、西本願寺派遣の探險隊一行の將來品である。この地方は沙漠で降雨稀有なれば長い年代を経てもなほ完全に保存されてゐた。

衣は丹の上に薄い緑をかけた色、裳は朱土色、そして鳥毛立女屏風繪と同じやうに肩から領布を懸けてゐるがその色は薄い緑色である。この繪の裏には開元四年の戶籍帳の反古が張つてある。開元は唐の玄宗の年號で、その四年は我が元正天皇靈龜二年に當り、正倉院御物鳥毛立女屏風の裏には天平勝寶の古文書が発見されたが、これとあれとの間には僅か三十五年しか年代上に相違がない。そしてこれは唐畫であることに於て何等の疑がない。そして鳥毛立女屏風のそれと比較して、支那文化傳來または支那文化模倣の一面を窺ふ資料となる。

正倉院鳥毛立女屏風繪

正倉院御物鳥毛立女屏風の一扇で、寸法は長さ四尺六寸、幅一尺九寸一分、紙本に胡粉地を施した上に墨書の下繪を作つて、鳥毛で衣服を飾り、木石を拵へ、人物の面・手・衣等には皆彩色を施したものであつたが、鳥毛は離脱し彩色は剥落して今は唯下書の墨繪だけ残つてゐる。從來この婦人の像については我が奈良時代の貴婦人の服飾を知るべき代表的資料として重んぜられて來た。併し今日では寧ろ支那唐代の女子の風俗を知る參考となるもので、之を日本女子とすれば當時唐制模倣の風潮に隨ひ、彼國の服装を用ひた有様と見るべきである。本圖は支那新疆省發掘の繪及び東京美術學校大理石婦人像等に比較すると極めて類似してゐるを見る。像その物及びその構圖に於て殆んど一致してゐる。

この婦人の顔は黃工具を施し、兩頬に臙脂をつけ、唇にも臙脂をさしてゐる。先年御物整理でこの屏風を解體した時に、その裏張の反古の中に天平勝寶四年の古文書が発見された。これに由つてこの屏風が我が國の製作であることを確めることが出來たのである。

鳥草夾纈屏風及び象繡屏風（正倉院）

奈良時代に於ける染織は頗る進歩し、これを正倉院御物並に當代の遺物に徴して知られる。以前から行はれてゐたらしい繡・夾纈並に繡などこの時代に入つてその色彩文様なども複雑と麗美とを加へてきた。本書所載夾纈及び繡屏風は、正倉院北倉の階下の棚に納められるものによつて據る。夾纈は薄い二枚の板に文様を彫り抜き、之を以て絹・布の類を挟み、これを染汁に浸して製する所のもので、幅廣の裂地は二つ折にして挟むので、でき上つた時に文様は左右シメトリーとなるものである。鳥草夾纈屏風は東大寺獻物帳の「鳥草夾纈屏風十疊」に相當し現存六扇中の一である。

繡は煮溶した蠟を以て文様を描き、染汁に浸した後蠟を去つたもので所謂蠟染である。本書所載のものは東大寺獻物帳にある「繡屏風十疊各六扇高五尺五寸廣一尺九寸云々」と録するものに相當し、現存四扇中の二であつて齊衡實錄に「椽地象羊木屏風一疊云々」と記してあるのが即ちこれであらう。羊圖の下邊には墨で「天平勝寶三年」と書いてある。

これ等の染織法はまた一面唐代に於て圓熟盛行したもので、更にその源流は西部アジア及び印度方面に存するならんと稱せられる。文様の如きも異國情緒を著へ、更にその構圖並に形象の如きも極めて自由豊富で生氣に充ちてゐる。天平染織の技術並にその文様を通じて、この方面に於ける奈良文化考察上の重要資料となる。

百萬塔及び百萬塔内の陀羅尼圖（法隆寺藏）（本書五〇頁所載）

百萬塔は孝謙天皇の天平寶字八年九月、惠美押勝の亂平定後、天皇は一切罪障消滅の御願を以て三重の小塔一百万の造修を企てさせ給ひ、神護景雲四年四月に成就し、一基毎に陀羅尼一卷を籠めて大安寺・元興寺・興福寺・藥師寺・東大寺・西大寺・法隆寺（以上南都七大寺）・四天王寺・崇福寺（近江）並に弘福寺（大和）の十大寺に各十萬基づつ御分納せられた。その数は實際一百万基ありしが、現今は法隆寺にのみ、四萬三千九百三十基遺存してゐる。

百萬塔の高さは七寸、基底の直徑三寸五分、我が國木工品中、最古の輻輳細工である。塔は三重の塔身とその上に置かれた相輪から成つてゐる。用材は塔身は檜で相輪は櫛の類である。塔の外周は全部胡粉で塗つてあつたが今は概ね剥落してゐる。この塔は塔身と相輪と相接する所で取外され、塔身の中に筒形の穴があつて、ここに陀羅尼一卷を納め、相輪を嵌めて蓋とする。百萬塔中には稀れに群青と綠青、或は綠青と朱、または朱のみで塗つたものもある。

陀羅尼は百萬塔の各塔身筒状内部に藏められてある。陀羅尼の紙質は寺傳に黄紙、黄麻紙、穀紙の三種あることを傳へるが、遺存のものは概ね黄麻紙のみである。寸法は幅一寸八分、長さは圖の如く陀羅尼の種類によつて異なる。文字は一行に五字宛を配し、無軸の卷子本で、固く纏卷した上を帙紙で糊封し、一、二、三、四の數字を書いた小紙片を張りつけて標としてある。

なほ陀羅尼の文字は普通の摺本であるが、稀に奈良朝の寫經生の手寫したものと、摺本の不鮮明のものに補筆したものもある。摺本については、活字版、木版、及び銅版の三説ある。要するに陀羅尼の文字の大小、字體字劃の不齊の點について活字説に非難あり、また印刷の墨色と字形もその漫滅を見ないので銅版説を主張するものについても、同一種陀羅尼でも工作如何によつてその版成に巧拙あるのみならず、文字の大小、書風の難俗等から別版と斷ずべきものが少なく、文字に漫滅を見ざるは金屬版使用の爲めでなくて多くの版木使用の結果なりとの主張もある。これ等の議論はあつても陀羅尼が最古の現存印刷物として、認められることは確實で、これは印刷術史上にあつては世界的の意義深きものである。

●奈良時代の地方文化については、左項について注意し教授を進めたい。

- (一)奈良時代の地方文化を理解せしめるため對照的に、奈良を中心として發達せる都市文化について先づ理解せしめる。この際に
 - (イ)都市文化は中央集權政治と關係して發達した。
 - (ロ)都市文化が主として貴族文化であつた。
 - (ハ)都市文化發達のために各種の適好な境遇にあつた。こと等の諸點について理解を與へる。
- (二)地方文化について、よく生徒に地方が文化の發達を妨げられてゐて、不適當な境遇に存し

た事情を考察指摘せしめ、そして、

(イ)交通が不便。

(ロ)文化の程度が低い。

(ハ)生活の程度が低い。

等の已むを得ない事情について、單に奈良時代だけでなく、何時の時代に於ても共通な現象であることについて理解せしめたい。

(三)寧ろ都市の文化の發達せる狀と、地方の文化の程度低くて民衆の貧しい生活の行はれてゐた有様を、具體的ならしめるために、

青丹よし寧樂の都に咲く花の匂ふが如く今盛りなり

(小野 老)

家にあらば筒に盛る飯を草枕旅にすれば椎の葉に盛る

(有馬皇子)

鹿妙の布衣をだに著せ難てに斯くや歎かん爲ん術を無み

(山上憶良)

の和歌によつて示すもよし、これ等の和歌は何れも萬葉集の中にある。

(四)欄外文化發達の上から見て都市に對して地方が常におくれ、かつ保守的であることについては、地方の生活はその環境が文化的の刺戟の少ない點に着眼せしめるやう指導した

5. (五)又日本魂については、種々の説明もあらんが我が國民の忠君奉公の固有の精神であるといふことが理解されればよい。その例としては筑紫の軍丁であつた大伴部博麻が齊明

天皇の七年に百濟の役にありて他の四人と共に唐軍の捕虜となつた。それから唐の軍中にあつて唐の計畫を歸來して朝廷に内奏し、防備をなさしめんとしたが費用がなくて如何とも出来なかつた。そこで博麻は自ら願つて、その身を賣らしめて費用を得て他の人を還し、唐の軍狀を奏せしめた。ために博麻は唐に駐る三十年にして歸國した。その朝廷を尊び國を愛する情を嘉せられて、持統天皇は物を賜ふて表彰せられた。また卑賤の民であつた中室淨人が公役に忠實であつたが、公役を後にし、一家の孝悌を先にしたことがあつたと謝狀を上に出し、公役に勵んだことがある。これ等の例はなほ多いのである。かくの如き固有の健全な國民精神が何時も、都市より地方民衆、上流より下層の間に健全に保持せられてゐる場合の多いことについて指示するも可し。平安時代に於ける貴族生活の頹廢の陰に、下層階級の擡頭となり、地方から武士が起り、健全な武士道の起つてきたことも關聯的に後章に對する説明の伏線とするがよろしい。

●遺唐使の停止については、次の諸點に著意して教授をする。

(一)遺唐使の發遣が、留學生の渡唐等を伴つて、我が文化發達上極めて大なる影響のあつたことについて、思ひ起さしめる。

(二)本書五二頁所收高野大師行狀圖繪によつて、遺唐使の渡唐の狀況を偲ばしめ、その航行、船舶の形態規模などと關係して、海上に於ける危難遭遇のことの思ひやられる點を指示し、かつ生徒をして東洋史で習得せる歴史事實から、唐末の亂世と關聯せしめて、更に一方外

來文化の影響により、文化發達に相當自覺を有し得るに至つた時、遺唐使發遣停止に至ることが當然であつたことを理解せしめ、遺唐使停止の事情について考察をまとめしめるがよろし。

(三)遺唐使の廢止が我が文化上に大なる影響を與へたことは當然であつて、この點に關しては、

(イ)政治上 律令政治の日本化してきた。

(ロ)宗教上 佛教が日本化してきた。

(ハ)學問上 一般に日本化し、特に國文和歌がさかんになつてきた。

(ニ)藝術上 美術工藝が日本化して優美なものとなつた。

(ホ)風俗上 また日本化して優美艶麗のものとなつた。

ことを述べて、飛鳥時代より奈良時代、更に奈良時代から平安時代初期、更に中後期に至つて、全く日本化的傾向の盛んになつたことを指示して、時代思潮と文化との關係を明かにし、後の説明全體に對する概括的の説明とする。

遺唐使の渡唐の狀況圖(本書五二頁所載)

本圖は高野大師行狀圖繪といふ空海の傳を示した繪卷物(全六卷高野山地藏院所藏)に據れるものである。この繪卷物の製作年代は鎌倉時代であるがために、この繪卷物の畫面に現はれる所の風俗は鎌倉時代のものであることも已むを得ない。

本圖は延暦二十三年五月、空海が三十一歳の時唐に留學を命ぜられ、大使藤原賀能等と共に出帆せる所の場面で、本繪

卷第二卷から抄出する。圖中に現はれてある船形並びに船内の設備結構などは、初級用所載の鑑真東征傳繪卷と相通する所のもがあり、これも鎌倉時代に於ける日宋交通の事實から割出されたもので、船形そのものの考察よりも、これによつて繪畫の史的考察指導上の一資料となし得ることにもなるべし。

平安時代貴族の服装（本書五二—五三頁所載）

本圖版は平安時代の貴族生活を理解せしむべく、その一資料として貴族の服装を掲げたものである。即ち東帶、十二單衣の盛装に對して、直衣・狩衣・また婦人の水干等の制規につき、それ等の服装上についての比較的考察をなさしめ、平安朝貴族生活の實際と對照理解せしめ、なほ國語教科書などに出て來るべき貴族服装に關する名稱などについても關聯理解せしめるため、一々名稱を施して置いた。

九 律令政治の日本化については、

(一)大寶律令制定の由來について既得の知識を思ひ起さしめ、そして政治について、その形式に關しては、各國家の間に共通する所あらんも、實際に處しては、國民性なり、また國體の相違によつて、それぞれ特殊性を具備するものである點から、年月の經過によつて、律令政治が漸次、日本の政治の特殊性に適應せらるべきが如く、修正増補されることが當然の成行であることに注意せしめる。

(二)律令に對する格式の意義を理解せしめる。

(三)令外の官について藏人・檢非違使或は關白の如き、何れも實際の必要に迫られて作られた官職なるが故に、この職に補せられる所のもものが政治上非常に勢力を有し、立身出世し得たといふ事實と關聯して理解せしめる。

三代格式

平安朝の初期、弘仁・貞觀・延喜の時代、それぞれ格及び式の編纂を見たが、格は三代ともに佚失して傳はらず、唯三代の格式を事項によつて集めし類聚三代格の大部を存するのみである。

式の方も弘仁・貞觀二代のものを佚したが、延喜式のみ残つて五十卷だけ完存してゐる。延喜式の傳本中最古のものは、一條公爵家本（五卷存）並びに九條家本（二十七卷存）である。共に平安朝後期の書寫と考へられてゐる。またその刊行も江戸時代以後屢試みられ、中に慶安元年舟橋賢忠と林羅山の跋を附して開版したるものを最古となす。

延喜式は醍醐天皇延喜五年藤原時平に詔して藤原定國・紀長谷雄・三善清行等に撰輯せしめられたもので、唐の開元・永徽の式例によつて、また弘仁・貞觀の兩式を併用して撰定した。この間時平始め多く死せる者ありて成らず、結局十二年春二月藤原忠平・橘澄清等に勅し、先業をついで撰ばしめた。延長三年八月更に藤原清貫・大中臣安則・伴久永等をして業を助けしめ、延長五年十二月遂に撰定成る。前後二十三年の久しきに及ぶ。全部五十卷。これが内容は朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、及び諸官中の事務、その他國々の恒式等を詳かに記したものである。

十 佛教の日本化については次の諸點に觸れて教授を進めたい。

(一)平安時代佛教の特色を理解せしめんがために、佛教が皇室國家の安泰鎮護の祈禱を主とした點と、奈良から帝都を他に遷すことの必要なる理由が、奈良諸大寺に據る僧侶勢力の強大にして、これが政治に干渉し、改革及び皇威の發揚に對して一大障礙をなしてゐた事實とを説いて、天台眞言の新興の二宗が、平安奠都、皇威發揚と關係の深かつたことを理解せしめる。

(二)奈良時代の都會佛教と對照して山岳佛教となつたため、天台眞言の僧侶等が世俗の欲望から脱し、奢侈風流から遠ざかり、政治と關係を絶ち、戒律を嚴守し、心靜かに靜思思索に身

心を専念ならしめた、生活上の變化から齎らされる偉大なる名僧の輩出の事實が、新興佛教の地歩を確立せしめたことについて理解せしめる。更にこの際に、

(イ)西洋史で既得せし、中世時代の律僧の生活が、天國を祈つて世俗を離れて一生懸命に修業を積んだ生活態度と類似せる點を指示し、

(ロ)寺院に山號の附けられるに至つた所以、

(ハ)山岳佛教となつてから、その寺院建築の建物の配置が、飛鳥時代の百濟様式や、また奈良時代の唐様式と異つて、不規則となつた點、

について指示することもよろしい。

(三)新興の天台眞言二宗が盛んになると祈禱萬能の弊に陥り、禍福を轉じ、治病・延命・兵亂鎮定等の祈禱が盛んに行はれて、佛教が現世を主としたものになつたことに於て、宗教に對する關心がなほ極めて幼稚であつた點を指示し、この事實は無智蒙昧な善男善女と、思慮と辨別の修養ある者との間に於ける相違として、時代と民族との差別なく見られることであることを指示する。

(四)現世を主とした佛教が他力本願の未來教に轉向するに至つた事情については、

(イ)佛教の隆盛に伴つて因果應報の思想が盛んになつて、現世に於ける行爲に對して來世の報を理解せしめるに、勸善懲惡の意から通俗な地獄極樂の思想が植ゑつけられた。

本書五〇頁所收春日權現驗記の中の地獄閻魔圖參照。

(ロ)現世に於ける佛果を得ることを庶幾ふ念願と別に現世をば來世に對して無常不安を感じしめ、更に人生に對して全く罪深きものなりと觀する立場に於て、自分以外の偉大なるものによつて、來世に於て欣求淨土の思想に盛んになつて來るは當然である。

等の事實を適宜理解のできるやうに扱はれたい。

(五)阿彌陀如來の信仰については、早く現世淨土の思想實現のために起り、藤原時代即ち平安時代中末期美術上重大なる精神となつたものであるが、その顯著な例として關白藤原道長の法成寺阿彌陀堂、即ち無量壽院、關白藤原頼通の宇治平等院鳳凰堂、鳳凰堂は平等院の中心をなす阿彌陀堂である。平泉中尊寺金色堂、純然たる阿彌陀堂ではないが、阿彌陀三尊が祀られて居る、更に遺構としては山城三千院往生樂院、山城淨瑠璃寺本堂等で、財力を盡して造營した大伽藍の藝術裝飾の如何に美はしかりしかを、鳳凰堂について偲ばしめ、欣求淨土の思想の盛んなりしを理解せしめるがよい。

(六)欣求淨土の思想と關聯して、來迎藝術について對照理解せしめる。本書五四―五五頁挿入圖版紀伊高野山藏の傳惠心僧都筆聖衆來迎圖を示してこの思想を説くがよい。これはこの種の藝術中の最大傑作で、そぞろに欣求淨土の念願の達せられる悦ばしさを感ぜ得べく見て居るうちに無限の親しみが興へられ、そして敬虔な宗教的情熱が思はず湧いてくるのを覺える。

(七)源空の往生要集は淨土教發達の土上から極めて重大な文獻であるが、これに關しては、叙述

が國語國文を以てせられ、讀んで理解し得る外面的方面と、更に内容的には淨土往生の法が實に通俗安易で、ただ念佛を唱へることによつて達成し得べく、極めて實際的であつたからである點を指摘する。そしてこの態度から起つた淨土教が、天台眞言の如く、その他奈良六宗の如く模倣的で、理論的で、形式的であつた佛敎に對して、不滿であつたものに對して、最も關心を有たしめるに適したることについて指摘する。

(八)本地垂迹説については、初級習得の垂迹説の要旨を思ひ浮べしめ、本書五六頁所收奈良東大寺藏の僧形八幡について例示し、更に特に、次の點を理解せしめるがよい。

(イ)本地垂迹説の起つた根本は、我が國民の固有の神に對する信仰の關心を佛敎信仰に誘導するため、考案せられた思想であつて、本地垂迹説がひろく行はれるに至るや、ここに始めて佛敎に對する國民的信仰の成立せるものなることの所以を知らしめる。隨つて佛敎の信仰が始めて普ねくなつた。

(ロ)我が國民の宗教的關心は極めて寛容に富み、ヨーロッパ人がキリスト敎の信仰に於て自分の信仰する宗旨のみが正しく、他は隨つて神に對する異端邪宗であつて、これが撲滅こそ神に對する最も眞實敬虔なる所以だとす點から、宗教的動機から屢々大戦争大殺戮の行はれた事情と異なる所ある所以を知らしめる。

(ハ)佛敎の日本化に因る、佛敎のみならずいかなる宗教であつても、我が國民生活に同化し、日本化せられなければ、我が國家の體制上から觀て種々の弊害が其所に起つて來る。

國體國情と背馳する宗教は我が國家的の立場から排除せねばならぬものである。また我が國にては、國民化し國風化して始めて信仰に對する關心をあつめ得るものなることを指示理解せしめる。

(九)奈良時代から平安時代にかけて佛敎の信仰が一の高尙な趣味として顯はれたことは見逃すことの出來ぬことである。奈良時代には單に寫經となり、正倉院などに残つてゐる多くの寫經の事實はこれを説明するに充分である。それが時代が下るに連れて一の趣味ともなり、高尙な娛樂となつた。この趣味が建築にも顯れて藤原道長の法成寺となり、同頼通の平等院鳳凰堂ともなり、藤原秀衡の中尊寺などもその例である。またこれが寫經ともなつて豊富な趣味を有したのである。鳥羽法皇美福門院待賢門院などの書かれた久能經や、平家一門の嚴島神社納經などは好くこの事實を説明するに足るものである。かくして佛敎信仰は平安朝の末には全くの娛樂のものとなり、趣味のものとして化し、道樂なものとなつた。そして追々にこれが低下して惡趣味となり、やがて信仰が形式化されて來るやうになり、實際に即し、強い信仰を必要として新佛敎の興隆を促すこととなり、新佛敎が起る前提となることを説明したい。

聖衆來迎圖 (本圖五四—五五頁所載)

本圖は紀伊高野山大圓院外十九箇院(有志八幡講組合寺院)所藏の阿彌陀二十五菩薩來迎圖とも稱せられ、村上天皇康保四年、惠心僧都二十四歳の作と傳へられる。原圖は絹本着色、三幅より成り、縦六尺九寸、横は合せて一丈三尺九寸の大

作である。

この種に屬する來迎圖は淨土教の發達に伴つて藤原期に入つてから製作が盛んになつた。極樂淨土に往生する者の臨終に當つては、阿彌陀佛及び諸菩薩が金色の雲に乗つて迎へに来るといふ信仰を現はしたる所のもので、淨土教の思想の普遍化と來世に對する渴仰の宗教的特色がよく現はれてゐる。更に本圖について注意すべき點は、雄大莊重な意匠と、構圖が多數の像を配して不自然に陥る所なく、變化と統一が保たれ、かつ筆致が雄大である。なほ左下隅に當つて描かれた山水の姿態がいかにも溫雅を極め、それが全體の諸尊群像と相呼應して調和し、更にそこに現實・理想の二世界を對照し彌陀來迎の意を含めたる所の畫意は眞に深長である。かつ更に諸菩薩の形相から特に山水自然の描寫が琵琶湖附近叡山の景趣を模せりと稱せられるが如くに、その景趣はまた全く日本化せられたる藝術として、新らしき日本化せられた信仰の表現として、何れから見ても意義深き畫面である。これはこの種の來迎圖の代表作にして國寶に指定されてゐる。

地獄閻魔圖 (本書五四頁所載)

本圖は春日權現驗記第六卷五十五に據る。因に第六卷の詞書をあぐれば次の如し。

狛行光は興福寺の舞人なり。生年十六歳にして父にしたがひてはじめて賀殿の一曲をつたへて後、よりより社頭に參てひそかにこの舞を奏すること年月に成にけり。あるとき重病をうけていきたえにける程に「閻魔の廳にいたりぬ。ここにけだかき人王宮に」いたり給。閻魔王專饗應の氣色あり。王にの給やう、この男われに忠節ふかし。生年十六歳よりこのかたその志いまだかはらず。ねがはくば「我にゆるすべしとのまふ。王おほせにしたがひぬ。乞得て王宮をいで給。行光あやしみ申けるは「いまゆるさるるたきみの洪恩なり。抑誰人」にておはしますにかと申せば、我は春日大明神なり」汝もし地獄やみたきとおほせられければ、そのこ」とこひねがふところなりと申。やがて行光をぐして地獄のありさまをみさせ給。くるしみの「やうすべていふべきにあらず。一々にみてのち」に、いかなる方便にてかは此報をまぬがる」べきと申せば、父母に孝養すべし。けうやうは「最上の功德なり。もしよくつとむれば地獄」におちずとをしへたまひけり。」とあり、

圖は狛行光閻魔廳にいたる繪のその六に當る。生前の惡業の所報によつて多くの亡者が地獄の多くの鬼共によつて苦しみ虐げられる悲慘の光景を現はす。地獄極樂の思想は佛教小乘説法の一、人心教化の方便、この思想は佛教が輸入されて漸やく行はれるに至るや、國民思想上に及ぼせる影響は實に著しく、因果應報とか、輪廻轉生とか、現在・過去・未來を一貫して立てられたる佛教の觀念が力強く基礎づけられるに至つた次第を理解せしめる一資料としたい。

僧形八幡神像 (本書五六頁所載)

本圖は奈良東大寺戒壇院所藏に據る。

東大寺と宇佐八幡とは縁があつたが、東大寺と限らず、天平時代以降、諸大寺にはその境内に八幡社を建てて鎮守とする風があつた。東大寺僧形八幡はもと手向山八幡の祭神と傳へられる。明かに奈良時代から萌芽した神佛習合・本地垂迹説を裏書する一遺物である。

本像は木彫の極彩色像、木蘭染の法衣を着し、朽木文様の袈裟をまとひ、右手に銅製鍍金の錫杖を持ち、左手は膝上に安ず、臺座は二遍蓮瓣木製極彩色、後背圓光、像身内部は悉く丹塗りで一面に文字がある。その胎内銘によれば、この像が佛師安阿彌陀佛快慶以下二十餘人の手に成り、建仁元年十二月二十七日開眼したものであることが判明する。高さ二尺八寸七分、神像とはいへ一種の肖像彫刻で、快慶作なるが、本寺地藏、西方院彌陀などは全く趣を異にし、姿態・面貌・衣紋等よく寫實の妙を得、裝飾文様亦甚だ精細の技を見せてゐる。以て快慶の多方面的技能を發揮せるを見る例示とするに足る。

●學問の日本化については、

(一)平安朝初期漢學が非常に隆盛であつたのは、唐との交通が頻繁であつたため、唐風模倣の思潮を背景として居たにもよるが、更に嵯峨天皇、或は皇后橘嘉智子、檀林皇后等、高貴の方々の御嗜好と御奨励によつた事實について指示する。

(二)漢學は當時の貴族の尊い修養の一つであつて、貴族の精神生活上重要な要素であつたと、更に漢學といつても經學の研究よりは寧ろ漢詩漢文の研究が盛に行はれた。それ等に堪能であることは立派な人物として、又立身出世するのに最も便宜の多かつたことについて、これを唐代に於て官吏登用試験たる科擧に於て見ると同一の現象が、我が國にも行はれたことを觀取して、兩者相互に出入せる關係を自覺せしむることにする。

(三)漢文漢詩の隆盛であつたことの觀念を具體的ならしめるために、次の事實を引用してもよからん。

(イ)各氏族の貴族學校の興起、これ等の貴族學校の起つた動機は各氏族の家門隆盛の便宜のために存するが、その主なる科目は、漢文漢詩であつた。

(ロ)當時多くの人々によつて、澤山の著作を見た事實。

(ハ)當時支那(唐)から輸入した書物の數なども實に莫大なものであつた事實。

因に當時は佛典に限らず漢籍の舶載されたもの夥しきに上り、藤原佐世の奉勅撰『日本見在書目録』これは略寛平の頃の我が國現存漢籍目録なるが、これによると四十部門すべて一五七九部、一六七九〇卷が著録されてある。しかしこれは貞觀十七年御府の秘籍を收められた冷然院が出火して圖書を多く焼失した後の撰にかかるとのであるから、隨つて當初から舶載された漢籍は通算したら、實に莫大の數に上らん。

當時また如何に漢籍の藏儲に富んでゐたかは、『秘府略』の撰集によつても證明し得

られる。それは淳和天皇天長八年、東宮學士滋野貞主奉勅諸儒と共に撰集する所、秘府存在の古今文籍を涉獵し、分類して各々出典及び關係記載を抄引撰錄せるもので、一部一千卷の大著で我が國空前のことに屬する。支那本土にあつても容易に見ない所で、これ等はまた平安朝初期の人々の漢學に對する趣意と當時漢學隆盛の一端を語るものと見てよからん。

又當時最もよく讀まれた書物としては白氏文集と文選である。白氏文集の如きは白居易生存中既に將來せられた。そして當時の漢文學發達が何れも盛唐詩人を向ふに廻して競争せんとした意氣を偲びて當時を想像せしめるもよし。

(四)遣唐使廢止の結果、漢文漢詩が衰へてそれに對して國文和歌の盛んになつた事實を指摘し、そしてその盛大隆盛を致した重大な原因として、國字の使用のことを指示する。そしてこの際、

(イ)假名がいかにしてつくられたか。

(ロ)音標文字としての假名がいかに容易に使用し得るか。それを漢字と比較せしめるもよし。

(ハ)最も發達進歩した文字といふのはいかなる文字かについて、音標文字で、しかも最も正確に容易に思想を發表し得る文字がそれであることを指示し、國字問題が一國文化と深い關係ある點を指摘せねばならぬ。

(五)和歌の發達については、勅撰和歌集のつくられた事實について説明する。そしてなほ和歌が漢詩と管絃と共に所謂「三船才」といつて、この三つを兼ね通ずるものを平安朝貴族の理想の極致としたことから、和歌が重要視せられてゐた一面を見るのもよし。

(六)國文の發達についても、國字問題と深い關係があることを指摘し、特に閨秀作家の輩出、並に彼等が國文發達に大なる貢獻をなした點について理解せしめるがよい。

なほ竹取物語その他物語類に關しては、國語科文學史で扱ふから深く詳細に關係しなくもよい。ただそれ等の物語の内容が何れも貴族の生活描寫であるといふ點を指摘し、假にその代表作としての紫式部の源氏物語と枕草紙の内容を簡単に述べることはよからん。

(七)國文の書籍については、漢籍についてでもあるが、書寫寫本といふことの大切な事業であつたこと、隨つてその間に種々の異本を生じて來たことの避けられなかつた經路を理解せしめると同時に、國文研究に當りて幾多異本を校合して原本正文に復原する校訂の事業も可なり大切であることについて指示することにしたし。また國文漢籍の書寫といふことが必要といふことの外に、一種の藝術品として書道の方面から觀賞せられる藝術的意義の存したることについても一言し、紀貫之を始め藤原行成、同公任、小野道風、藤原佐理或は遡つて空海、橘逸勢、嵯峨天皇の三筆の蹟を存するは多くその書寫によるもので、傳稱する多くのものあるもその中には、未詳のものも多い、又完本を存せずして斷切として何々

切として多く世に存し、古筆ものとして珍重せられることを指示し、書道と關聯して理解せしめるもよし。

(八)國文國史の著としての大鏡、今鏡、榮華物語などの著作に對して、これ等の歴史が、歴史本來の國家生活、國家の盛衰等の大主眼に立つて治亂興亡の鑑として編纂するの態度から脱して、過去の盛なりし榮光の追憶を辿るが如く、或はその對照とする主眼點が國家に存せずして藤原氏の如く、一家一族に限定せられたるなど、奈良時代、日本書紀編纂の態度以後三國史撰集の態度と大いに趣を異にする點について指摘すること。

藤原行成白氏文集の一部(本書五八頁所載)

藤原行成白氏詩卷一部

晩上^ニ天津橋^一閑望^{偶逢}盧^郎中^{服員}外^携酒^{同飲}
上陽宮^裏曉鐘^後。天津^橋頭^殘月^前。空闊^境疑^レ非^ニ下^界。飄飄^身似^レ在^ニ寥^天。星河^隱映^初生^日。樓^閣葱^龍牛^出煙。

此處相^レ逢^傾三^盡。始知^地上^有三^神仙。

行成は世尊寺流の祖であつて後世その流派が盛んとなるに及び、あつて尊敬せられるに至つた。更に明治末期から上代様の研究が盛になつて行成の名は更に知られてきた。されど行成の眞蹟と目すべきものは少い。この白氏詩卷が最も精確とされてゐる。行成の筆は道風の體を模してゐるが、更に佐理をも併せたと見え、道風の豊麗、佐理の變化とこれによつてよく窺はれるといふ。上代様巨匠の靈筆として貴むべきである。

●美術工藝の日本化については、左記に著意して教授を進める。

(一)美術工藝發達の動基については、貴族の愛好、特に藤原時代に入つてから貴族の榮華奢侈

の生活態度と深い關係あることに注意せしめる。

(二)特色については遣唐使廢止後、唐の影響が少なくなつて、國風化の傾向が助長せられ、優美な日本固有の風をなしたことに對して、これを實際の建築彫刻繪畫諸工藝品に徴して具體的に教授することが大切である。でき得べくんば實物幻燈などで教授し得れば最も効果が大きであらう。

(三)建築彫刻繪畫について、密教並に淨土教などの佛教信仰の思想が基調となつてゐた點について指摘し着眼せしめることにする。

(四)貴族の邸宅又は別荘が多く京都の郊外の地に營まれ、自然美をとり入れて人工美を盡くした事に關しては、宇治平等院鳳凰堂について例示として説明するがよい。

(五)工藝については、廣範圍にすべての方面に亘つて技術が發達したことを指示し、本書六〇頁所載嚴島神社平家細經を例示として説明あるやうにしたい。

鳳凰堂本尊阿彌陀佛その他(本書五四頁—五五頁圖版二)

中圖は鳳凰堂中堂安置の本尊阿彌陀佛の像で、藤原時代の名工佛師定朝作にかけり今國寶となつてゐる。

本像は上品上生の彌陀像で、相貌豐滿にして優美な風韻を盡し、實に藤原期彫刻の代表作である。像は厚い蓮座上に坐してゐる。その臺となつてゐる須彌壇は剝落はしてゐるが、塵地(梨地)に螺鈿で寶相華文を表し、光背は二重光に飛雲と天人とを表はしてゐる。

像の上部にあるのは天蓋で、光背と相連つてその製作の美事なる眞に木彫として信じ得べからざるが如き驚異の手法を有し一大偉觀を呈してゐる。なほ堂内の柱や天井はすべて寶相華の文様を彩色で表し、又天井下の小壁の間には圖に示す

が如く木彫で菩薩の雲に乗つて居る狀を象つてゐる。

鳳凰堂虹梁彫刻

これは虹梁の彫刻の一部を現はしたもので、文様は寶相華でこれを透彫に表はしてある。そして全部が少しも同じ様式を繰返へすことなく、自由に活動して、華麗温雅な藤原期の特色を遺憾なく現はしてゐるといへる。

鳳凰堂天蓋垂飾

天蓋垂飾の一部を現はしたものであるが、全體に寶相華唐草を透彫で表はし、その上に漆を塗つて金箔を置けるものであつて豐麗の意匠は實に優美の極致である。

鳳凰堂屋上鳳凰

中堂大棟の兩端に近く上に置かれ、高さ三尺二寸六分、重さ約十六貫目、體部は青銅鑄物、兩翼と尾とは銅板の打物であるが、所々鋸で綴合はせてある。もとは金銅即ち銅地鍍金であつた。全體としてその姿勢美はしく、雄健でかつ高雅の風を保つてゐる。鳳凰堂の建築の様式全體と極めてよく調和して鳳凰堂の美觀を添へてゐる。

嚴島神社平家納經(本書六〇頁—六一頁所載圖版)

本圖は安藝嚴島神社所藏平家納經に據る。

平清盛は安藝守在任當時から嚴島大明神に深く歸依してゐたが、家門繁榮し、子孫榮達して願望成就するや、二條天皇の長寛二年九月報賽のため、子重盛・弟頼盛・教盛・經盛等一門三十二人の人々が妙法蓮華經二十八卷、無量義經・觀普賢經・阿彌陀經・般若心經各一卷を書寫して寶殿に安置するといふ意味を以て自筆の願文を納めた。示願文にある經卷はやがて次の六條天皇の仁安二年二三月の頃寫し終つたものらしい。これをば略一定の寸法と表装とにして納めたものであるが、その装飾は書寫した人々の意にまかせたと見えて、華麗なものもあれば優雅のものもあり、濃艶・淡泊それぞれ趣が異つてゐる。そして寫經の表裏には金銀の切箔や、砂子や、禾箔が置いて、色々の模様を描いてある。

なほ各卷の見返へしにはその經卷の意味に因んで或は流水に草花を描き、或は五彩の蓮華を畫き、或は盛裝した貴婦人や奇獸などを金銀綠青などで畫いてある。源平盛衰記によると清盛の女にして花山院左大臣藤原兼雅室となりし者、その

他畫道に秀でしものもありたるが如く、これ等平氏の息女等の製作と見られる。

またその軸は水晶や、赤銅などで拵へて、その形は圓筒形・八角形・寶珠形・五輪形等のものもある。その端の金物は金銀で唐草や佛具などの透しがあり、その中央に金銀の鑲座があつて金か銀かの鑲をつけ、金銀を交へた露の付いた絹の組紐がついてゐる。要するにこれ等の經卷は平氏一門の男女各自が全力を盡してできたもので、その用紙・表装・外題・軸など何れも善美を盡した所に平氏一門の榮華を偲ぶと共に平安末期の工藝美術の發達の一端を窺ふ所の資料に供したい。

● 風俗の日本化についても、また具體的に理解せしめるために直覺的の資料に據るのがよい。そして特に

(一) 寢殿造を中心とする貴族日常生活の態様を偲ばしめる。本書六〇―六一頁挿入別刷圖版によつて説明す。

(二) 又貴族の日常生活上、經濟的の生活苦から放れて、全く享樂的な遊閑的な生活をしてゐた態度について指摘し、更に趣味生活が極めて高度に發達したことについて理解せしめる。

(三) 平安時代貴族の精神生活上、迷信が極めて盛であつた事情から起り來つた風俗。

(四) 總括的に平安朝貴族の生活の態度が優美で閑雅であるが、何れも多くは屋内的で、かつ女性的の風習の發達した事實を指摘し、後章起り來る武士生活と對照せしめる。

寢殿造(本書一六〇頁六一頁圖版表)

圖版上圖は寢殿造全般の平面圖を示したもので、中圖は寢殿平面圖にして、上圖によつて寢殿造全般に對する規模に關し、初級に於ける寢殿造所關既得の事項と連絡對照せしめ、中圖によつて寢殿の構造を理解せしめることにしたい。かつこの際に妻戸、簀子葺等の知識を具體的ならしめ、平安時代貴族の生活を偲ばしめる資料にしたい。寢殿の一隅を示せる切圖

泉殿の切圖などもこの目的のために適當に扱はれたし。

紫宸殿上踏歌の節會(本書六〇―六一頁所載圖版)

紫宸殿はその内裏に於ける關係位置については平安朝大内裏及内裏圖參照のこと。又前掲寢殿造、寢殿からその建物の規模を偲んでもよろしい。

踏歌節會とは往時天皇が出御あらせられて踏歌を見せなはせられ、また五位以上を召して宴を賜ふ宮中の年中行事の一である。男踏歌は正月十四日又は十五日に行はれ、女踏歌は正月十六日に行はれ、本圖は女踏歌圖である。

女踏歌の行はれる正月十六日には天皇南殿に出御があり、玉輦以下群卿を召して酒饌を賜はること元日節會の如く、一獻果てて國栖歌笛を奏し、二獻三獻にして舞妓を召す。舞妓四十人參入し、校書殿の南端に當つて東面して立つ。舞妓は更に殿西より分れて進み、校書殿の南端から東折して馳道を中にして分れて南へ進み、更に北還する大輪を描いて廻る。右廻一匝にしてまた左右に分れて南行し、更に内より北行して校書殿の東庭に留まり、東面して立つて歌曲を歌ひ終つて退出するのである。饗宴終つて舞妓は中宮に參入し饗祿を賜ふといふ。圖は舞妓が紫宸殿の南面階下を過ぐる所の圖である。男女とも踏歌はその起源は何れも舊く奈良時代に存し相當盛んであつたらしい。併し男踏歌の方は平安時代中程以降傳はらぬ。女踏歌も僅かに傳へられ、變化はあつたが兎に角江戸末期時代までつづいた。

かかる年中行事としての踏歌の節會は、他の大饗、白馬節會、或は叙位・除目・御齋會・賭弓・内宴・闘鶏、或は蹴鞠等と共に朝廷を舞臺として朝臣公卿の營める貴族生活を偲ぶ一資料ともならう。

貴族の調度(本書六〇頁六一頁挿入圖版裏)

寢殿造、寢殿構造等と共に室内に於ける調度としての帳臺、几帳、或は室内照明の調度としての、切燈臺、結び燈、臺高燈臺等の、實際用途についてその觀念を具體的ならしめて、貴族生活の狀態を具さにしたいために挿入收用した。

● 貴族生活の頽廢については、次の諸點に注意したい。

(イ) 京都の地勢が遊蕩的傾向になり易いこと。

(ロ)太平續くに連れて貴族生活は日に遊惰逸樂に流れ、國家のことを考へるよりは一門一家の繁榮から一身の遊樂にのみ専念するやうに導いた。

(ハ)遊樂は月雪花歌詩管絃が盛となり、室内遊戯に耽つた。

(ニ)政治上には藤原氏一族の醜い政權爭奪が行はれて相排斥し、宮中に閹閹を作るに努め、御堂關白道長の全盛となつた事實。

(ホ)女流の物語物の流行と共に、上流社會の淫靡の風は男女間の道德を紊り、道義を亂した。これ等の諸點を説明して、十分に批判し、これを地方から起り、やがて藤原氏に代つて政權を獲得して新時代を作るに至る武家生活、武士道と對照し得るやうに扱つて置くことにする。

第五章 武士の興起と武家政治

教授上の主眼

本章にては、奈良平安時代に於ける文化を通じて、王朝時代に於ける政治社會經濟各般に於ける國民生活の状態を明らかにせると關聯して、武家政治の成立に關して、これを政治上社會上經濟上の各方面から考察し、これが發達成立に對して明確なる知識を得せしめ、武家政治の成立が我が國史に於ける劃期的の意義を明確ならしめるのが主眼である。教授上隨時隨所、初級國史教授にて習得せる事項と結びつけて、統一ある歴史知識ならしめることが大切である。

尙本章の教授に當つて、一部分的の解説に對してのみ専門的に涉るがために、全般の配當時間に對する權衡を破ることのないやうに適當に扱はれんことを望む。

教授上の注意

●地方政治の紊亂の項については、次の諸點に注意を拂つて教授を進めたい。

(一)藤原氏の攝關時代、藤原氏の中央に於ける榮華な生活と對照して、地方政治の紊亂を扱ひ、延喜天曆の治と稱して、後世聖代と呼べることに對して、中央生活と地方の生活とを對照的に批判せしめる。

(二)地方政治紊亂の事實を具體的ならしめるために、大化改新大寶律令による中央集權政治成立の當初から、奈良平安の時代を通じて、中央と地方との相互交通の實際、中央地方の連絡の状態を考察せしめ、藤原氏失政の地方に對する政治的惡影響が最も甚だしかつた點を會得せしめたい。

(三)大化改新大寶律令に基づく田制が、公地公民主義から、口分田給與班田收授法を以て原則としてゐたが、その例外的事情として、特殊の私有地の存在したることについて指摘し、莊園發達の起源をこの特殊的地域と、口分田制度の當然の結果と結びつけて、豪族の土地兼併、公地公民制度に基づく中央集權制の類廢の事情と關聯せしめて行くことにする。莊園の増加が口分田制度の當然の結果であることについて、制度の實施上の困難の諸點も一應復習的に考へしめ、かかる制度が強大なる中央權力と、中央と地方の連絡交通の周

密なることを要する點に思ひ到らしめる。

(四)莊園の問題については、これが武家政治の成立と極めて重大なる關係を有する點を理解せしめることが大切である。それがために、

(イ)莊園の増加して來た経過に於て、この事實を齎らした中心勢力が政治上又は社會上に於て最も重大なる地位を有して居た權門勢家であつたことに於て、莊園増加の勢が抑へられなかつた。

(ロ)莊園の政治的特質を明らかにして、莊園が國庫に及ぼす影響を理解せしめて、後三條天皇の記録所設置、莊園整理を例示として、集權的統一政治實施上の大問題であつたことについて理解せしめる。

(ハ)莊園制度の發達が、政治的に見れば、中央集權に基づいた律令政治の頽廢による事實を示し、また社會的に見れば、中央の藤原氏を始め貴族を中心として發達して來た社會が、新に地方に武士階級の勃興を見るに至つた事實と深く關係する所を明らかにする。而して更にこの政治的社會的事情に對して、これ等と相伴ひ、相助成して、武家政治の成立に對して極めて重要な事實は、經濟的に見て、先には國家統制の立場に於て土地がすべて公地であつたのが、莊園となつて私有財産化し、個人の財産として、その使用收益權が扱はれるに至つた經濟制度の變化に存することを指摘する。この際經濟發達の程度低き時代、土地に對する經濟的價値の極めて大なる時代にあつて、財産私有上から土

地が最も重んぜられた事實と關聯せしめて、封建制度武家政治の組織體制の根本に於て、土地が最も重要要素として考へられてゐたことを指摘しておくもよい。

(五)地方官腐敗と地方政治の頽廢に關しては、具體的事實をあげて當時の實情を偲ばしめ、地方に於ける民衆生活の立場から見て、社會生活上の安全を得ることのために新しい社會組織と政治組織とが極めて必要であつたことを理解せしめるがよい。

この際地方政治の紊亂せる状態に鑑み、律令政治の頽勢を挽回し、中央の政治權力を強化するため、地方に於ける地方官の違法的行爲を停止し、また地方の權門勢家に對する行動の自由束縛に關する幾多の制令が發せられたにも拘はらず、その効果の極めて薄弱であつた事情について、地方に於ける新しい政治と社會とが發生するを必要とする勢は到底抑へられなかつたことを理解せしめて、武士興起が時代的に見て必然性のあつたことを注意せしめるがよい。

莊園について

(一)莊園の名稱と特性 時代によつて稱呼を異にしたが莊園とは莊(田舎)が主で園はそれに附屬したものであつて別莊・山莊などをいふ。古くは田宅・田莊等と稱し農業の場所であつた。されば莊園は本來の性質として田舎にあつて農業の場所であり私有地であることが主なる條件であつた。従つて家計に必要な農産物を調達するために、本據から離れた地に設けた田園であつた。然るに後その性質が漸次變化して、令制に基づく一般口分田に對して特殊な田地となり、

(イ)不輸租田として課税を免かれる。

(ロ)國司不入地 國衙の役人も一般公領と異つて干渉することを得ず。

(ハ) 莊園の領主は莊園に居住耕作する莊民をも支配するに至つた。如き特權を有してゐた。そして全く私領・私有地となつた。

(二) 莊園成立の原因

(1) 皇室御領たる屯倉・御縣・御子代・臣・連・伴造・國造等の所有地たる田莊は、大化改新に際して廢せられたが、慣習の久しきためこれを停廢することは困難であつた。また實際にこれ等のものにして改新政治に關與し、また社會上・政治上實際に關係して重要な地位を有した者に、宅地・園地の私有を許されたから一層この傾向は著しかつた。従つて名稱を變じてその實を有し、莊園成立の一原因となつた。

(2) 寺社領地は不輸租田であつた。これは佛教傳來以後、寺院に對し多くの田地が寄進せられ、これが莊園化した。更に後世課稅輕減を計らんがために田地施入、或は讓渡の形式を以て多くの土地の投托が行はれて、また墾田の獎勵の結果寺社自からの經濟力によつて大墾田を企て或は買得したので、寺社領有の土地は一層その面積を廣大とした。

(3) 賜田は位田・職田・雜色田の類で、別勅を以て交附した輸租田であるが、次第に莊園化した。

(4) 功田は國家に勳功あるものに賜はる輸租田だが、上功は三世、中功は二世、下功は子に傳へる。以上の賜田・功田は口分田制の班年即班田收授の時期が來ても改易せられずに本地を賜ひ、租稅連脫の便があり、事實上の私有權が認められてゐたので、何時となく莊園化した。

(5) 墾田獎勵とその莊園化 大化改新の經濟的社會的變革は人民の生業範圍を擴大せしめ、人口増加の比率に對して土地不足を來した。これが對策としては政府は盛に墾田を獎勵し、養老七年の三世一身法(開墾は三世、他人の開墾して荒廢せるものを墾けば一世無稅)について、天平十五年にはその永世私有權が認められた。ために開墾事業が漸次盛大に赴き寺社・權門勢家等豊富な財力と地位身分に附隨する權力によつて土地を兼併して大土地所有制度が現はれるに至つた。この大土地兼併の禁止に關しては、天平神護元年加墾を停止したが、實行するを得ずして寶龜三年これを許容した。

開墾をなし得るものは大なる經濟力と權力とを有するものに限られたるを以て、墾田は概ね莊園となり、不輸不入の地と化し易かつた。即ち寺社その他の權門勢家、地方官たる國司・郡司はこの權力と資力によつて墾田を營み、私人の墾田

を掠奪し、または弱勢者の名義上の支配者となつて土地を占有し、これ等の土地を莊園とした。

かくて莊園制度の發達は當時の經濟上・社會上に非常に大なる影響を及ぼし、多くの弊害を生じたから、延喜三年に院宮・王臣の家に於て、民の私宅を借り、名づけて莊家とし、私穀を委積するを禁じたが、固より相傳の券契の分明にして國務に妨害ものは不問に附した。されど徒に莊園が増加するのみで寺社は多くを所有し、特に藤原氏の權勢盛となるや、その莊園は五十餘箇所に及び、世々相傳へた。朝廷から屢々禁止の勅は出でたが無効であつた。また後三條天皇の莊園御整理の御英斷も事實上藤原氏の莊園處置之除外を認められることによつて實効力は出なかつた。平清盛の全盛時代には、武藏によつて皇室御領寺社諸家の莊園を奪ひ、領國二十餘箇國、莊園五萬餘に及んだ。

(三) 莊園内部の組織

時代または沿革によつて異なるが、大體に於ては支配階級たる莊園の領有者たる領家・本家・本所及びこれ等の命を受け、或は代理人として莊園内の事務を掌る莊司・莊官・下司・公文等と被支配階級たる莊園内の住民即ち莊民から成る。

(イ) 領家とは莊園を領有せる三位以上の身分あるものを稱したやうである。

開墾といふ根本的取得原因によつて領主となつたものもあるが、この場合にはこれを開發領主または根本領主といひ、實買讓與の相傳取得原因によるものを開發領主の餘流または末流と稱した。そして領主の有した權利の内容は年貢公事の徵收と莊内の秩序保全、莊民の民刑事の裁判を行ふ權利の二つである。これによつて領主はその莊園を支配し、これを當時進退・進止・領知・領掌・知行と稱した。

(ロ) 本家とは領主の上にあつて、その名義上の支配者をいふ。而してこれは所領保護の目的を以て弱勢者が優勢家の下に自己の所領の一部を寄進し、その名義の下にありて所領の安全を計りしより生じたものである。併し本家の下に必ず領主があるのではなく、本家にして領主を兼ねるものもあつた。

(ハ) 本所或は本家は院宮家が多くあつたが、本家と同様に農民に對する命令權の主體を意味する。本家・領家何れにも適用せられた言葉であるが、平安中期以後には、領家・領主の上に位する名義上の莊園領有者を示す語となつた。

(ニ) 莊園内にて各般の莊務を掌るものを莊司または莊官と呼び、大體上司と下司との區別があつた。上司は領家・領主の政

所・公文所であつて、知家事・令・案主等の職員から成り、下司の補任、莊園内の高等政務を司り、下司に對して上告裁判所たる地位を有した。下司は莊園内にあつて年貢公事の徴收、亂暴人の追捕等専ら莊民に直接關係する事務を取扱ふ。普通に莊司・莊官はこの下司のみを意味する。

この職員の名稱は、その莊園に關する歴史的のものであるから、時代と場所によつて一定しないが、大體莊園を直接に支配することは何れも同様である。その名稱には田使・莊使・莊守・目代・惣檢校・校檢・專當・別當・下司・下司代・公文・公文代・地頭・莊領・案主・雜掌・骨人・惣追捕使・田所等があつた。

(ホ) 庄官に似て非なるものに預所がある。前者が本所のために莊務を行ふに反し、本所に代つて莊務を處理するもので、或場合に領家と同一意味に用ひた。

これ等の莊官には、それぞれ職務の報酬として得分があり、何れも莊園内に給田・給名等と稱する土地をば莊園の領有主から受けた。給田は人給とも稱し、年貢公事併せて免除された地であり、給名は莊官名または雜免と呼ばれただ公事のみ免除された地をいふ。

(ハ) 地頭もまた莊官の一種で家人を地頭職に補することは平家時代既に行はれてゐた。源賴朝が領家・國衙の得分から兵糧米段別五升を徴收せしめ、これを地頭の得分としたのは平家以來の制度に倣つたものである。

地頭にはこの得分權とこれに附隨する莊園内の雜訴を裁判する權利も認められた。鎌倉幕府末期には地頭請と稱した。守護もまた鎌倉時代から室町時代にかけて絶大な武力を濫用して莊園を犯し地頭職を自から管領するに至り、國司・領家の中にはこれと握手して地頭請の如く國領・莊領の管理を請負はしめた。これを守護請といつた。

(ト) 鎌倉時代以後生じた請所は、上述した莊官と預所に似て而も法律上異なるものがある。これは莊務の請負人でその行ふところは莊官・預所と變はらぬが、請所は自己の計算に於て莊園管理の費用を負擔し、本所・領家等に對し毎年一定の年貢を豊凶に關せず納めるもので、年貢未進の時は直にその職をとかれる定であつた。この領額を請料といひ、その土地を請地と稱し、鎌倉時代から室町時代にかけて公文司・地頭・守護等も請所となり、後には代官を置いてその地を管理せしめた。これを請所代官といふ。

(チ) 莊官によつて支配せられる莊園内の住民を田堵・田人・莊民・百姓・作人と呼んだ。平安時代の莊園には莊官と田堵との間に寄人といふものがあつたが、これは莊園設定の最初から莊園内に住し、田堵に耕地の割當も行つたやうであるが詳でない。田堵は莊園領有主から莊園内の田地を割當てられ、それにより、佃食する權利を有し、その代償として莊園主の進止に服し、年貢・公事と稱する貢租納入の義務を有した、土地を割當てて田堵に與へるを充行(宛行)といひ、耕作することを請作と稱し、この權利を百姓職、作手職、作職等と稱した。莊園領有者は、その莊園内に於て田堵を耕作せしめたるのみならず、時には境界をこえて附近の公田を犯して耕作せしめ餘田と稱し、(加納餘田)租税を徴收した。これを加納といふ。また莊園内の田堵を國衙の管内に置き、同じく公田を耕作せしめて租税を徴收するを出作と稱した。

平安時代の庶民の風俗 (本書六三頁所載)

本圖は伴大納言繪詞繪卷物の一部である。本繪圖は目下酒井伯府所藏三卷から成る。看聞御記によれば嘉吉の頃、若狭松永莊の八幡宮にあつたもので、後江戸時代になつて小濱藩の武久庄兵衛の所藏となり、やがて藩主酒井家の有に歸した。

貞觀年間伴大納言善男が應天門に放火した事件を扱つた繪卷で、この事件は當時非常な大事件であつた。善男は自分の政敵源左大臣信を陥れんがために應天門に放火し、これを信の所業に歸して誣告したので、朝廷では信を配流に處せんとした。然るに善男の從僕生江恒山が大宅鷹取といふものの子供を蹴殺したことから、鷹取が怒りの餘り遂に善男放火の真相を暴露し、告發した結果、善男は遂に服罪して遠流された。繪卷は三分し、上卷に應天門炎上の場面、中卷に信が愁歎の場面と、子供等の喧嘩からやがて放火の真相をいひふらす場面、下卷は善男配流の場面を扱つてゐる。

本圖は、即ち中卷の生江恒山の子供と大宅鷹取との子供が喧嘩を始めた所、親の恒山が出て来て、鷹取の子供の髪を取つて蹴倒し、ひどい目に遭はせた所の場面である。

本圖所收の所以は本繪卷の本筋と何等關係はないが、本圖の作者土佐光長が平安時代末から鎌倉時代初期の人であるので、平安時代の庶民の風俗を如實に描いてゐるのでこれを會得せしめんためである。

● 武士の興起については次の諸點に注意を拂つて教授を進めて行くことにしたい。

(二)地方官の腐敗と地方政治の頹廢を前提として、地方生活の不安と地方豪族の起源とが相互に關聯し合つて、遂に武士を興起せしむるに至つた事實を理解せしめる。そしてこの際、かかる政治的、社會的現象が決して一局部的のことにあらずして、我が國の全般に亘る地方共通の現象であつたことを指示して、武士の興起が廣汎に政治的、社會的の根據に立つて、國史の發展上の重大事實であることを全般について概括する。

(三)武士興起の事實に對する重大な基礎となる、地方豪族の起源について、

(イ)地方豪族の傳統的勢力によつて豪族となつたもの、

(ロ)中央貴族の地方在住によつて土着の豪族となつたもの、

の二者につき指摘すると同時に、中央に於ける藤原氏の政治に對する關心の状態と、地方に於ける國司又は貴族の土着が、地方政治の實際に對して及ぼした結果を十分指摘すること、特に國司の如き地方行政官の封建化して行く状態において、西洋封建制度發達の事實と比較的に扱へれば、非常に宜しいと思ふ。

欄外註記については以上の説明において、西洋中世初頭ゲルマニヤ民族大移動の後を承けて、そして帝國の統一的政治の範疇は全く破壊せられて、所謂暗黒時代といふ政治上、社會上の無統制の状態を背景として、

(イ)政治上、社會上、實際生活の不安に遭ひ、この不安動搖の内にあつて、生活の安定を得んがために、武力による私的保護が必要とせられて居つた事情、

(ロ)公又は伯等は當初は地方行政官であつたものが、漸次中央勢力の統括力の衰ふるに乘じて獨立し、その所職は世襲せられ、遂に地方豪族となつて來た事情、

(ハ)兵制の變革上から見て、從來歩兵主義が主となつてゐたのが、騎兵主義に變はれる所から、特別に私兵制度が興り、主従關係の發生によりて封建關係が漸次成形的となつてきた事情、

について、前述武士の興起の項と關聯して、適當の機會に比較せしめ、東西彼我の特色を比較考量せしめる際の基礎とみるやうに教へれば眞に結構と思ふ。

(三)地方に於ける生活不安と、國司權力の頹廢との關係から、自衛のために豪族が家子郎黨を養成して、自己の利益と地位とを維持することの當然であると共に、一般民衆がこれ等の豪族の私的保護を受けるため、兩者の間に特殊の關係の生じ來ることの當然であること、を理解せしめ、總括してかかる地方不安に對して秩序を維持せんとするには、唯一つ武力による外なかつた事情から、武士の興起の事情を具體的ならしめるやうにとめる。

(四)東國武士の發生の事情について、武士の興起が當時に於ける一般的の國情境遇に據るものであるが、東國武士の興起については、これが武家政治の成立、または武士道發達と深い關係があるから、十分その特殊事情を明らかにして置くことがよろしい。

この際上古軍制の建前から、歩兵主義から騎兵主義への轉換の事情と關聯して、東國に於ける牧の發達について附言することもよろしからう。

(五)國民皆兵制の崩壊については、地方政治の頽廢紊亂の結果、武士が興り、主従關係に基づいた私兵制度の發達してきたことが、

(イ)大寶令の制度に基づく、國民皆兵の主義、或はまた我が上代からの國本兵制である、有事の際天皇御親ら軍隊を統督せられ、または節刀を賜はつて親王等のこれを代行せられる制度が廢つた。

(ロ)大寶令制度に基づく軍團制度の内容實質が頽廢し、中央に於て政權掌握の藤原氏に武力の強大なる根柢を缺いてゐた事實から、武士の興起が、政治上に大變動を齎らすべき運命を有してゐた。

二點に關聯して、政權推移の重大結果を來し、政權の武家の手に歸せる眞に由來久しきものなるの理を覺らしめる。

武士の勃興について、

武士の起源に關しては地方豪族の起源について考へねばならぬ、それについては次の二つを挙げられる。

(一)古來の舊家名族の地方豪族となれるもの、大化改新や律令制度は上代の臣・連以下の氏族の勢力を排して中央集權政治を組織したが、大化以前の舊家は奈良時代以後まで尙一種の潛勢力を有して居た。郡司の如きは中央政府から見れば卑官であるが、地方では大化以前の舊家として勢力を有してゐた。大化改新で國郡の制度を制定したが、郡司にはなるべく從來の國造を採用する方針であつた。國造が郡司となつたことは一面地位が下降するやうに思はれるが、實際には従前と同じくその土地・人民に臨み、かつ終身で、世襲であつたから、郡司と地方人民との間には歴史的の深い關係が結ばれてゐた。かくて奈良時代以後盛に聖田獎勵せられるや、郡司はその歴史的勢力を以て多くの田地を所有するに至つた。そして令制による健

兒は、かくの如き郡司の子弟から徵募されたが、その健兒と否とを問はず、郷黨の間にその威令がよく行はれたので、富饒遊手の兒とか、殷富の百姓や、弓馬に堪へるものなどと稱せられたものには、この種が多かつた。

(二)國司の任地土著 中央の貴族が國司として赴任し、任期満つるもその地方に移住土著せるためにその子孫が地方豪族となつた。

國司には一定任期があつて令制は六年、後四年、時代により變遷はあつたが、四年が普通であつた。重任によつてその任期を増すことはできた。令の規定によれば、國司が地方にあつて官權を濫用し、私曲を營むを防ぐに苦心した。その赴任には父祖伯叔は勿論、子弟一族の二十一歳以上のものを伴れて行くことを禁じ、家族知人の來り訪ふことがあつても、官物をもつて接遇するを禁じ、その任地で田宅を所有して人民と利を争ふを禁じ、その所有するものは轉任のとき、これを公に還す規定である。されど國司は直接地方人民に接觸し、國內利權を管理するのであるから、中央政府の監督の緩なるに乘じ、中央政府を欺き、人民に壓制を加へて私腹を肥すに汲々とした。これ等の利得や、在任中折角扶植した勢力も、その任を去ると共に新任國司に覆される虞がある。それで彼等は退官の後その國に土著して、その利益を擁護せねばならないのである。また朝廷は國司と地方人民との間に情弊の生ずるのを防ぐため、部内の郡司・百姓の女子を妻妾とするを禁じてあつたが、國司はその子孫によつて勢力を扶植せんとしたので、幾度か禁令は出たが實際には行はれず、かくて國司の子孫がその父祖の任地で、地方豪族として現はれるものが多かつた。

また平安時代の貴族は概して國司を卑しむ風があつたが、それだけに國司の待遇は中央政府の同等官吏より幾分待遇がよかつた。更に國司はその任地で非合法の收入が非常に多く、國司となるのは一種の致富の術だと考へられてゐた。さればこの點から、貴族の地方に國司として就任し、その地方に土著するものも多かつた。況んや中央に於て攝政・關白或は高位高官に上り、政治上の要職に就くを得ずして、政治上に不平不満を有するものが、地方に下つて勢力をつくるものも多かつたのは當然である。

かつこれ等の人々は、土着して豪族となるに及び皆中央に於ける背景を利用し、國・郡に威權を恣にせんとしたのであるから、無氣力の國司は彼等に對して強硬なる態度はとることが出来なかつた。だから貴族の地方移住は地方政治紊亂の一環

因となつた。そしてこれ等の貴族の地方土著せるものが隠然強大なる勢力をつくることに對して朝廷からは屢々禁令が出たが、これ等の勢力の根柢は深く、改めることは困難であつた。

次に武士は本來地方に勢力を有するものであつたが、これ等と中央の權門勢家との關係は武家勃興について大切な一階段となつた。これがため、

(一)地方豪族は古來の舊家であるか、また貴族・名門・或は國司から出たものであるから(イ)京都に出で權門に事へ、(ロ)或は巨資を投じて官につき位に叙せられんとした、平將門などはこの一例である。また當時朝廷は國用に乏しかつたから、國家或は公共のために多額の金を寄附すれば、官位の濫授があつて紀綱を紊してゐた。それ故富力あるものは、志望すれば或程度の官職につけた。かくて彼等が權門に近づき官職位階を得むことを望むのは、一つはその虚榮心によるが、更に重要なものは、これによつて中央の權門或は官司の勢力を藉りて地方に威望を加へんとしたことである。されば六衛府の官人、諸官司の史生・使部・或は院宮王家の雜色・舍人・帳内・資人となつてもそれ等の職務を實際に執るのではなかつた。これ等は中央では一顧に値せぬが、地方にあつては、威望を増し、官民の間に勢力を振ふことができたので、彼等は本司・本主の後援と威力とを恃んで國司に反抗し、その節度に從はなかつた。國司の政治が不法で收斂を敢へする限り、彼等が防衛の道を講ずるのは餘儀ないことであらうが、正當な課役にも應ぜず、動もすれば反抗的態度に出でたから、國司の威令は部内に行はれなくなつて益々地方制度の紊亂をなした。

(二)土地提供による權門勢力との接近、

地方豪族の中央の權門に接近する方法として土地提供をなすことも行はれた。部内の人民に對しては苛政を恣にした國司も中央貴族に對しては全く勢がなかつたので、奸民の中には中央の權門と結托して租庸調の納付、正税の賦課、官物の缺失その他の責任を遁れんとした。この場合にありて國司は如何とも處置し得なかつた。

また令の制度で訴訟は下より始めるといひ、郡司より始めて訴訟せしめ順次に上訴するの定めであり、越訴は禁ぜられてゐた。然るに地方の人民は訴訟問題が起ると、郡司・國司を經ずり、かねて結托する權門の保護を求めて上司に對抗し、時には原告・被告ともに權門に保護を求めて遂に大なる争鬭を惹起するが如き場合もあつて、かかる際國司・郡司は手の下

しやうがなかつた。即ちかかる際に權門が地方人民の委託に酬ひ、その利益のために官規を紊ることをなしたのは、要するに人民より大なる利益の提供があつたからである。

また地方の人民でその莊地を權門に寄進して莊園となし、その權門を本所・本家と仰ぎ、收入の一部を割いて提供すると共に、自から預所・下司その他の莊官としてその土地の管理を操り、これを子孫に傳へるやうにしたものもあつた。これ後世莊園に於ける本家・領家の關係の起る所以である。かくて權門は拱手して莊園の富を累ね、領家は權門の保護によつてその所有權を確立し、國司の無力に乗じて非合法の利益をも併せ得ることができたのである。これがため權門と地方豪族との結托は益々固く、國內の土地は漸く權門の莊園に化して行つた。土地を權門に寄進して莊官となるものは勿論、官職雜任につくものといへども、その所謂資産といふものは土地であるから、これ等の豪族が地方の地主階級であることはいふまでもない。従つてその土地を借りうけて耕作するものもあれば、或はその管理に當るものもあつたのである。その豪族とこれ等の人々の間には自ら主従の關係が生じた。豪族が國司に反抗し、或は他の豪族と争ひ、戰をなす場合にはこれ等の人々から、勇敢にして武術に長ずるものを徵集して戦線に立たしめた。これが常習となれば農民たる業務から離れて武力を以て主人に仕ふる郎黨となる。故に領民は必らずしも農事に従ふばかりでなく、兵役警備の義務を負ふこともあつた。

更に今一つ武士勃興の事情を理解するために、不安の世相にあつて、中央及び地方にあつて武力を必要とした事情を觀察して見ることも大切である。

(一)地方に於て武力を必要とせる事情

平安時代既に國司は部内の治安維持に必要な軍事警察の威力を缺き、中央の權門勢家からの擾亂と、地方豪族の反抗的氣勢とに遇ひ、たとひ職務に對する誠意はあつても、これを嚴重に執行することはできなかつた。國司はむしろこれ等の豪族の力を藉りてその職務を行はねばならぬ状態であつた。即ち國司は動もすれば武力を缺くので、これがために豪族に依る必要があつた。されば彼等の中で最も威力に富み、不逞の徒を取締り得る人物をあげて檢非違使・押領使・追捕使と爲し、國司の配下に屬して警察の任に當らしめた。

檢非違使が京都に檢非違使廳が獨立の官衙として設けられてから衛門府や彈正臺などの職掌は全く衰へた。その以前から、諸國に漸次置かれた檢非違使は檢察追捕の職で、武藏の國の如きは特に奸黨・野盜多きため、毎郡に置かれた。

押領使の押領は兵士を統領するの義。

追捕使の追捕は兇賊追捕の義。

これ等は何れも戦時に置かれた臨時の職であるが、後には平時常置の職となつて、檢非違使と同じく専ら治安警察を職としたものである。これ等の中でも檢非違使は國司の下級官吏たる史生に准じて、公廩稻の配給に與り、帶劔把笏に預り、六年を一期として交替せしめられた。この職に地方豪族が任ぜられるのを名譽としてゐた。追捕使や押領使の待遇は不明であるが、武人としての本領は寧ろ追捕使や押領使に於て一層よく見れてゐる。そしてその補任は國司から部内の人物、武藝に秀でたるものを物色して、朝廷に申請したのであるが、武力の伴はぬものはその選に與るを得なかつた。

(二)中央に於て武力を必要とせる事情

武力の必要は地方許でなく中央にもあつた。禁中の警衛は六衛府があり、京都の警備は檢非違使廳があつた。衛府の長官は武人として選任せられるものでなく、地位と祿が目的で納言や參議などの名門がこれに任ぜられたので實際の用には立たぬ。またその官人は遠く京都を離れて地方に住んでゐた。また檢非違使別當は、才能の他に、門地・儀式服飾に關する知識・風彩容貌・富裕のことが條件とされた。かかるものは容易にないので後には形式的になり檢非違使廳は京都の治安維持の任に堪へず、晝夜を問はず、放火頻々と行はれ、盜賊横行して民家に入り、路に要して劫掠するは日常のこととなり、被害は京都のみならず宮城内にも及んだ。そこで寛平年間に瀧口武士十名を置き藏人所に屬し、清涼殿の東北、御溝水の會する所に候し、禁中の警備に當らしめ、次いでその職を二十名に増加した。

瀧口はもと衛府の警察力補充のため置かれたが、後には檢非違使とともに京都一般の盜賊逮捕にも與ることになつた。また六衛府及び檢非違使廳でも武力充實の必要から、尉以下には多く武士をとるに至つた。その他春宮の帶刀にも武士をとり、白河上皇が院政を行はせられるに及び、北面の武士を院中に置いて警備に當らしめられた。瀧口武士を十人、

二十人置くといへども、また地方で押領使・追捕使を置いて、その職を補任せられた彼等だけでこれを勤めたのでなく、朝廷からは何等の命を受けず、公の義務もない彼等の郎黨が主將の命に服し、主將を助けてその職務を遂行したのであつた。この點は大寶令制定以來の官制に於て、衛府の長官や、軍團の將校が、國家の兵士を統率して軍務についたのと根本的の相違がある。即ちこの點我が軍制上の一大變革である。

東國武士の發祥とその特殊の事情

東國は武士の發祥地である。その理由は

(一)關東諸國は古來蝦夷征伐の第一線に立つて戦ふを常とし、武を研ぐ機會も多く自から尙武の氣風が盛であるので早くから注意せられた。

(イ)稱徳天皇神護景雲三年詔に「この東人は常にいはく、額に箭は立つとも、背に箭は立てじといひて、君を一つ心もちて護るものぞ」と仰せられた。

(ロ)大伴家持「東男」は出で向ひ、顧みせずて勇みたる猛き軍卒」と咏んだ。

(ハ)男子許りでなくて、婦人にもこの傾向はあつた。東國武士が防人に召集せられ、九州に至り國防の任につくので、親子夫婦の間に惜別の情をよせた歌が多數あるが、その中には「防人に行くは誰が夫と問ふ人を見るが羨しき物思ひもせず」と咏んだ婦人もあつた。

(二)東國の地理的環境と牧の發達

關東は見渡す限り利根河大流域の原野で、雄大なる自然を環境としてゐたので、その原野に於ける生活は實實剛健尙武の氣風を自から養成するに適した。併し尙殺伐なることも争はれない。即ち馬に乗つて高く生ひ茂るあし萩を別けて行くに、手に持つ弓の末も隠るといふ武藏野は盜賊の跋扈するところで、少年客氣の輩が馬を馳せ矢を射て武を習ふには適好な場所であつた。馬は子供の時より乗り習つて落つるものとも思はれないといはれたのは彼等であつた。當時の戦争には騎兵が重をなしてきたから、騎馬に長ずる東國人は、武士として活動するに最も適してゐた。

(三)東國の政治的變遷

また國司の統治下に生命財産の安全を期し得なかつたのは、諸國一般のことであつたが、東國に於てはその不安が一層甚だしいので、他の諸國の人民よりも武力に富む豪族の保護を求むる必要が痛切であり、幾度かの公武私闘を重ねる間に、武士の社會にあつて最も重要な主従關係を發達せしめて行つた。

● 武士の中央政界の擡頭については、次の諸點について注意を拂ひたい。

(一) 欄外註記によつて地方において發生し、勃興擡頭した武士が、漸次中央にその勢力を伸ばすに至つた事情について、一貫した理解を得せしめること。

(二) 政權爭奪について、かつて藤原氏が攝政關白を互に争うてゐた當時の状態を思ひ起さしめて、武士がこれに参加するに至つた結果、

(イ) 政權の爭奪が武力を背景として對抗するに至つた關係から、大きな内亂を惹起し、政治上の秩序を紊した。

(ロ) 傳統と門閥地位と富貴とを有し、榮華の生活をしてゐた藤原氏に對して、武力を有する武士の政治的に自覺を起すとき、藤原氏の手からその實權が武士の手に歸するのが當然である。

ことを理解せしめる。

この際この事實を具體的ならしめるために、本書六七頁所載の平安時代武士行列圖と六八頁所載興福寺僧徒官兵と戦ふ圖を對照的に置いて、中央に於ける武士の太平安逸の状態と、地方に於ける武士の殺伐凄愴の狀とを比較的に俾ばしめる。

平安時代武士行列圖 (本書六七頁所載)

本圖は石山寺縁起繪卷の一部を探る。平安時代の武家行列を示す。詞書に亭子院の御門(宇多天皇)石山寺に臨幸あり、國司より民の勞かる有様を聞召て、國々の御莊に仰せて、御設備をつかうまつらせ給ふたときの圖とあり、これによつて奢侈榮華に耽つた公家殿上人の生活と關聯して、平安朝武士の日常生活の狀を俾ばしめ、勃興し來る地方の武士の日常生活と對照せしめるのが主眼である。

興福寺僧徒官兵と戦ふ圖 (本書六八頁所載)

本圖は春日權現驗記繪卷第二卷から所收、詞書に「永久元年延曆寺の衆徒、清水寺をやきはらふ。興福寺の末寺たるによりて本寺おほいにいきどほりて衆徒發向せしかば、公家官兵をつかはしてこれをふせがる。なほ朝威をはばからず栗駒山にて官兵と合戦をいたす。上皇(白河院)ことに逆鱗ありて、南都を追討せらるべき由沙汰あり。その時修理太夫顯季卿仙洞の近臣にて候けるが、恐ながら奏聞けるは、我が君の聖運は専春日大明神の冥助也、いかでか神徳をわすれさせ給べきと申。何事にかと仰あれば、君いとけなく御座せし時、御殿の天井に震動事侍き、大にあやしみをなすところに聲ありて、伊勢大神宮のすめによりて聖體をまもりたてまつる。是春日の大明神也とおほせられき。この事御報賽尤あるべきかと申ければ、さして勅答はなけれどもつひに征討をやめられにけり」とある。

本圖は平安末期院政時代に於ける僧兵の横暴治安を紊すの實情を示すために收む。

● 平氏の政權掌握については、

(一) 保元の亂及び平治亂の性質について理解せしめ、これが武門へ政權推移の機會をなしたもものなることを理解せしめたい。保元平治二亂の委細の説明は必要でない。

(二) 平氏の政權掌握について、その強大なる勢力の根據が、武力による藤原氏抑壓の結果としての政權掌握のことと、同時にその廣大なる經濟的基礎としての莊園領有のことにつき指摘する。

(三)平氏が政權を掌握しても、これが直ちに武家政治の成立でないといふことを明らかにし、置いて、後節武家政治成立に際し、省みて比較的の態度をとらしむべき素地となるやうに扱ふがよい。

⑤ 平氏滅亡の原因については、

(一)『武を以て征し、文を以て服せられる』の言葉の所以を十分理解せしめ、平氏が政權獲得後、武士生活を基調とする政治政策などなさず、全くその政策、生活態度すべて藤原氏と同様に公家化した事實について、具體的に理解せしめる。

(二)平氏滅亡の原因については、

(イ)平家の人々が公家化したことにより、武士の本質的面目である武力に缺陷を生じた。

(ロ)政治上擅權の振舞と皇室に對し奉つて不臣の所業を敢へてなして人心を失つたこと。

(ハ)東國武士を勢力の根柢とした源氏に對して武力の上から劣つてゐた。

(ニ)平氏の廣大なる政治的勢力は中央政權の上に存して、地方に於て大なる鞏固な基礎を有してゐなかつた。

などの諸點について、理解を具體的ならしめると共に、これ等の點について、平氏覆轍の例に鑑みて、源頼朝のこれ等に對して執れる態度などを、後に省みて比較せしめるが如くに扱つて置く。

(三)本書七〇頁所載の平家納經圖の由來に徴して、またこれが藤原末期の美術工藝上の立場

から見て如何に豪華艷麗なものであるかを理解せしめ、これを平氏の榮華奢侈文弱の日常生活を偲ばしめる資料としたい。

平家納經圖(本書七〇頁所載)

本圖は嚴島神社所藏、平安納經の中藥玉品から收めたものである。納經については、奈良平安時代の文化の章、平安末期の美術工藝の條、參考資料一三七頁參照、本圖は源氏勃興の基礎が東國武士に存し、東國武士の生活の實實剛健・尙武の風旺なると對照して、平氏が藤原氏の風尙を模倣し奢侈逸樂に流れ、風流文化等の風を致して遂に武士の本質を失はしめるに至つた有様を知らしめるためである。兩者を比較せしめ、平氏滅亡の原因の一面を偲ばしめる資料にするために採録した。

なほ本圖は、平安末期に於ける淨土教の思想の發達と關聯し、平安朝末期から鎌倉時代にかけての新佛教勃興の機運を語らしめる一資料ともなし得る。

● 源氏勃興の基礎について、

(一)平治の亂に一時平氏のために滅ぼされた源氏が再興し、遂に平氏を滅亡せしめて天下の政權を掌握するに至つた根據が、東國武士の勢力に存する所から、源氏と東國武士との非常に密接な關係を明らかにする。

(二)武家政治を立てるに當つて、源頼朝の用意周到であつたことに關し、各種の方面から觀察せしめるが宜しからん。即ち

(イ)鎌倉に根據を定めてその活動發展の基礎を確立した。

(ロ)東國武士を基礎として政治を建てるにしても、その全體の體系を成す上から行政司法方面の政治に對し、東國武士の極めて不適當なる方面に對し、この缺陷を補ふたかに朝

臣を採用した。律令制度は時代を経るに従うて形式化し、太政官の實務は下僚の外記である局務に移つてゐたので、頼朝は局務の家である中原親能及び中原家に養はれた大江廣元を朝臣の内より抜でて政務の要衝に當らせた。

(ハ)公武關係に著意して公家の間に勢力を確立した。

(ニ)自己の家人によつて守護地頭の制を立て、地方政治上に於て武士の勢力を確立した。

(ホ)武家全體を統制してその權力を握掌し、公家に對して統制のある武家勢力を確立した。等の諸點について理解せしめる。

源氏の興隆と東國との關係

源氏が武將として興隆の端をなしたのは寧ろ清和源氏の祖たる經基の子の滿仲の政治的材腕に須つものがあつた。滿仲は巧みに藤原氏に取入つて、藤原秀郷の子孫の勢力を京都から一掃した。即ち安和の變の當時は左大臣藤原師尹に取入り、更に藤原惟成、次に藤原兼家と藤原氏との勢望權力最も大なるものに頼つてその地位を開拓して行つた。その子の頼光も亦政治的材腕に長じて源氏の勢力を高めた。併し源氏は従來藤原氏と結んでその地位を築いてきたが、源氏の興隆、特に東國にその勢力を立てるに至つたのは、頼信が平忠常の亂を平けてから後のことである。

東國は平高望が上總國司となつて赴任して以來、その家の子郎黨は關東諸國に蔓り大なる勢力をなした。平將門の亂・平忠常の亂は眞にこれを語るところのものである。またこの將門を平貞盛と共に撃つた藤原秀郷の一族も勢力は實に強大であつた。この間源氏の勢力は何等認められなかつた。頼信が忠常の亂を平げ、頼義・義家の時代になつて、前九年役、後三年役を平定してからは源氏の勢力は絶頂に達し、東國は全く源氏の勢力に歸するに至つた。かくて藤原氏の隆盛期から、堀河天皇の御代まで源氏は平氏を歴してゐた。そして平氏が源氏を凌ぐに至るは院政時代平忠盛が出るに至つてからのことである。

平直方が二年餘もかけて征し得なくて追討使を罷められたのに比し、頼信が追討使に任ぜられてから僅かに八箇月にして、

忠常を降順せしめたのは源氏のため非常な名譽であつた。また忠常の亂は前後四年に及び、東國の疲弊は極度に達した。朝廷が餘黨未だ平かざるに追討を中止した理由は、これによつて諸國の遂に復興の期を失ふに至るを虞れたからである。殊に上總國は追討使の徵收最も甚だしく、同國の田はもと二萬二千九百八十餘町を算したが、この亂のために人民四方に流亡し、殘る所は僅かに十八町餘にすぎず、天慶の亂の當時とてこれ程ではなかつた。常にかくの如き戰亂の慘苦を嘗めてゐる東國人民が、強力な武將の下に生命財産の安全を圖らんとする情は、恐らく他國の人民に比較して頗る痛切であつたらうと思はれる。況んや由來武勇を尙ぶ東國の人民が武名赫々たる頼信・頼義の威風を慕つてその傘下に馳せ集つて主従の義を誓ふに至つたといふ。後に頼義の相模守となつて東國に下るに及び強硬な豪族皆奴僕の如く仕へ、人民悦んで服し、逢坂山以東兵馬の士大半その門客となるといふに至つた。源氏の東國經營はここに基礎づけられた。

また東國兵亂鎮定に當つて前後二回、頼義・義家の幕下に馳せて東北征戰に艱苦を共にし、特に武將の寛仁大度な精神・武勇絶倫にして、仁慈なる人格に深く感激して全く心服し、固い主従關係の結ばれたところの事實も考へることが大切である。

前九年・後三年の兩役において頼義・義家は相ついで東國の源氏の家人を動員して奥羽の野に戰つた。陸奥話記には、平眞平・菅原行基・源眞清・刑部千富・大原信助・清原貞廉・藤原兼成・橘孝忠・源親季・藤原時經・丸山弘政・藤原光貞・佐伯元方・平經貞・紀季武・安部師方等十二人の名を列挙して、皆これ將軍の麾下坂東の精兵であるといつてゐる。

また後三年役には、三河の住人兵藤大夫正經・伴次郎兼仗助兼が義家の郎黨として参加し、相模の住人としては鎌倉權五郎景政・三浦平太郎爲次が義家の部下として戰つた。その中には藤原景通・景孝の如く父子にして軍に従ふものもあれば、大宅光任の如く一身にして兩役に出づるものもあつた。この兩役に於て將士生死を共にし、飢寒を同じうしたのであるから、主従の關係は三冬鍛練を経て、郎黨を思ふ主將の情、主將に對する郎黨の忠誠は、この間に於て深められた。前九年役には、頼義が親しく軍中を廻つて負傷者を慰めたので、戰士感激して將軍のために死すとも恨みずと思つたといひ、後三年役にも義家が清原家衡の沼柵を攻めるや、たまたま大雪に會し、將士飢寒に迫りて馬肉を切つて食ふに至つたが、義家はその凍ゆるものを懷き温めて蘇生せしめたといひ、或は金澤柵の今夜將に陥落せんとするを知りて、假舎を焼いて先づ兵士の凍ゆる手を温めし

めたといふことがある。

従つて郎黨もまた主將のために忠義厚く、前九年役の鳥海の戦に頼義は敵の重圍に陥り、義家の善射によつてわずかに難を脱するを得たが、その時相模の住人佐伯經範は一方の血路を開いて脱れ來り、頼義の既に陣歿せしならんと聞き、我れ將軍に事へて已に三十年を經、年已に耳順に及び將軍節また懸車に逼る。今覆滅の時に當つて、何ぞ命を同じうせざらんや、地下に相從ふはこれ我が志なりといつて、取つて返して再び敵陣へ切込んだ。經範の隨兵兩三騎またいはく、公既に將軍と命を同じうして節に死す、吾等豈獨り生くるを得んや、陪臣といふと雖も、節を慕ふはこれ一なりといひ、同じく敵陣へ入つて奮闘したといふ。さればこそ後三年役濟んで後、義家が將士のために恩賞を朝廷に請ひしに、これは私闘なればとて恩賞の御沙汰なきに際して、義家が私財を割いて將士を犒つたことに對し、東國武士がいかに感激して武將の仁慈を胸にしてゐたかといふことは、眞に想像にかたくな。源氏と東國武士との關係の密接なる故あるかなである。

● 守護地頭の設置について、

(一) 守護地頭設置の動機に關し、頼朝義經の不和の點については詳説の要はない。世相不安が守護地頭設置に對する好機を與へた事情を理解せしめればよい。

(二) 地方政治に對し、頼朝が守護地頭に自己の家人を以て補任した事實につき、既に平氏の時にかかる傾向は見えだが、特に頼朝がこれを大規模に全般的の政治施設となした結果、地方政治上武士の勢力が確立した事情を明らかにする。この點から武家政治の根柢は地方政治に於ける武士によつて形づけられた組織に存することを總括的に述べて後項に於ける守護地頭の具體的内容的説明に對する前提とする。

● 守護地頭の職權について、

(一) 守護の職權と地頭の職權と對照して、守護が著しく公法的で、地方官吏としての意義を有

し居るに對し、地頭が全く封建的關係と意義とを有し居る點を指示すること。

(二) 守護を國毎に、地頭を公領並びに莊園等たる所に置き、しかもこれが何れも頼朝の家人なることに於て、

(イ) 守護と國司との對立的關係

(ロ) 地頭と本家領家との從屬的關係

が生じ、この場合にも、武力の根柢を有せぬものが結局勢力上壓倒されるに至るのが自然であることを暗示して、後節と關聯せしめる。

(三) 新補地頭が本補地頭に對して、一層封建的意義を濃厚ならしめるに到つたことを指示する。

● 守護職

(一) 守護の職掌 貞永式目によれば守護は大犯三箇條を行ふ規定であつて、その分國內に於ける大番の催促・謀叛人・殺害人の檢斷が主なるものである。その他強盜・竊盜・山賊・海賊等の判罰を掌る。また軍役ある時には國中の地頭、御家人を催し、國民には夫役を課する。その居所を守護所といつた。

吾妻鏡治承四年十月二十一日の條に頼朝が安田義定を遠江守護たらしめ、壽永三年三月二十日條大内惟義を伊賀守護たらしめたことが見える。併し守護は正しくは後鳥羽天皇の文治元年十一月、頼朝が奏請して初めて諸國に守護を置き、公領・莊園に地頭を置き各御家人を以てこれに補任したことに始まる。勿論守護の職掌の如きは、文治以前のものは不分明であり、また文治勅許によるものも當時は檢斷任務の明確な規定はなかつたが、貞永式目に大犯三箇條の事があつて、明らかに檢斷が規定せられて明確となつてゐる。

守護職補任に關しては、何れも源氏の家人を以て當て行ひ、一國を支配するもの、または一人で數國の守護を兼ねるもの

があり、半國だけを支配するも出来た。これを半國守護と稱する。併し概ね一國一守護が常の制であつた。また中には國司で守護を兼ねるものがあつた。

守護の職掌は上述の如くであつて、初めは聽訟に關係はなかつたが、文永・弘安の役以後に於ては時にはこの事に與つたやうである。

また守護と地頭とは各々その職を異にして、相侵すことを得なかつたが、互にその權を争ふことがあり、そのため屢々改補せられ、また非法の甚だしかつたため守護を置かなかつた例もある。守護の補任には幕府より勳功を賞して、これをなす場合と、私恩によつてこれを行ふ場合とがある。そして守護としては普通には得分はないことになつてゐる。それは守護は大概その分國內の莊園の地頭であつたからである。

守護は當初は時々改補せられたが、次第に世襲せられ世職となつた。抑、頼朝の守護・地頭設置の目的は、政權を完全にその手中に掌握して置くといふことに存したは勿論である。然るに頼朝が開府の當時にあつては諸國には朝廷の任命にかかると國司があつて、その國の政を行ひ、莊園には領家の任命せる莊官があつて莊務を執つてゐたので、頼朝の幕府がその政治の圓滿な運轉を期するためには、これ等の國司・莊官・莊官等に代るべき官吏を幕府から新に任命するか、または國司・莊官等を更に幕府から任命するか、その一を執らねばならなかつた。そこで直に守護・地頭の設置となり、守護地頭は當然の成行として、時代を経るに従つて國司・領家の權を奪ふに至つたのである。即ち地頭のこととは別として守護が地方に於ける軍事・警察の權を掌握してゐた結果は、早くから或は諸國莊官に於ける争論の糾明に當り、謀叛人、惡黨等を檢斷してその所領を沒收し、或は闕所と號してこれを私し、或は不入の地に亂入して非法を働かせるには私に地頭を置いて兵糧米を課するものを生じたが、この形勢は建武中興以後に至つて益々甚だしく、國司制度の復活を理想としたこの時代に於ても、守護と國司とは殆んど混淆せられ、守護は當然國司の所務を兼ねることとなり、その勢力は益々擴大せられ、戰亂に乗じて地頭の職務をも併せ行ふか、若しくは地頭家人等を驅使し、莊官に勝手に賦課を行ふといふことになつた。それが室町時代に入りてよりは、足利尊氏が賞を重くして人心を收攬した結果、守護の勢を一層大ならしめ、守護は地頭を兼ねて地利を私するものが多かつた。應仁亂後に至つては、守護は地頭家人を恰も自己の被官給人の如く召使ひ、地頭・家人もまた自家安定の必

要から、守護の左右する所にまかせ、守護は遂に一地方に於て、軍事警察權は勿論、徵稅その他地頭の權能をその手に掌握し、一國一圓進止、即ち完全なる一地方の領有を行ふに至つたのである。この一地方の完全なる領有者を近世の大名といふのであつて、ここに守護地頭の制度は全く滅び、織田信長・豊臣秀吉等はこの自然に發達した大名をそのまま制度として取入れ遂に大名の制度の出現を見るに至つた。

地頭職

(一)地頭職の起源とその職掌

地頭職は、もと莊園諸職の下司・公文・田所・案主・惣追捕使など種々の名義があつたが、これを概括した名であつて現地にあつて下地一圓を管理し、年貢の徵收を任務としてゐたと解せられる。後年下司の沒收跡に地頭を補置したことを見るに、下司職に相當する莊園の重職であつたことも知られる。

然るにここに注意すべきは、莊園や名田の所有者が土地を寺院や權門勢家等に寄進するに當つて地頭職を私領として留保する慣習のあつたことである。下司職や預所職や公文職なども留保することがあつたが、豪族が地頭職を留保して所領を保全し、祖先の開發した所領を他に寄進しながら地頭となつて實力を莊内に振ふといふやうなことが多く行はれた、之が開發地頭である。そして地頭が土地の管理と年貢の徵收をやる重職であつただけ、その得分も多かつたから、名義は他人に移つても相當の利益を収めることができた。

王朝の末になつて世襲が險惡となると、年貢の徵收にも、領内の治安にも、武力を必要とするやうになつた。その上地頭職は収入の得分も多かつたから、平清盛は政權を握るや、國司・領家に渡りをつけ彼の家人を公領・莊園の地頭職に推薦し、年貢と治安のことの委託を申入れた。この際國司または領家は、平家の家人が自領の地頭職となるを好まなかつただらうが、その勢に怖れて、公領・莊園にて平家家人を地頭職にしたものも相當にあつたらしい。併し補任權は平氏にあるのでなく、國司・領家にあつた。だからその意に反すれば直に改補し得べきものとなつてゐた。

頼朝が守護と共に地頭を補任する勅許を得たから、地頭は全く平家の先例に倣つたものである。先きの平氏の場合には、國司・領家の私の芳恩に基づき公領に於ては有司職の一として、莊園に於ては莊官職の一として、地頭職に補任したのであるが、

今度は朝廷の朝恩に基づいて、頼朝の裁量に従つて之を補任することの勅許を得たのである。前者が私法的または半私法的であるに對して、後者は正に公法的であつた。地頭職は最早莊園の私職の類ではなくなつて、國家の所職といふ性質を帯びることとなつた。

地頭の職掌は元來は莊官として土地を管理し、年貢を收納するにあつたが、幕府の補任を受けることになつてからは、この如きは公務として行ふといふ性質を帯びて來た。但し公領・莊園には固有の領主があつて、本所・本家・領家として權力を有するから、これを尊重せねばならなかつた。かつ莊官時代の慣例はその儘保存せられたから、事實上に於ては地頭は、領主に對して莊務を行ふ所の私法上の契約關係にあるやうな状態をつづけた。

次に地頭は勅許の趣旨では義經・行家兩人の追捕を主たる任務とすべきものであつた。併し守護と違つて補任地の部内のみの治安を維持すればよく、戦亂の時は、地頭としての資格でなく、家人といふ資格で赴くのであつた。部内に重罪犯人があつて、追捕する時はこれを守護所に引渡すべきであつた。或は守護所に急報し、守護と共に追捕に従ふべきであつた。そして守護不入の特權なる公領及び莊園では、地頭の專權としてこれを追捕した上で守護所に引渡せばよい。守護の職權に屬する重罪以外は地頭に檢斷權があつた。博奕・窃盜・放火・誘拐・姦通・傷害などは地頭で處分し得る所であつた。

地頭の職務たる年貢の徵收については、毎年地頭に於て收穫を検査し、慣習の率に従つてこれを徵收する。領家分は領家の代理人に引渡すのであつた。勿論自己の得分を割取してからのことである。また下地の管理は承久役以前の本補地頭では土地進止權なるものを有した。領主權は國司や領家の側にあるのだが、土地の進止權を地頭の方で專管する慣習になつてゐた。進止とは領掌とも進退ともいつて居り、莊園・公領の下地の與奪を含む重大な支配權である。かやうに種々の職務があつたが、これ等は地頭職の本質上からあまり重大でない。地頭職は最初から財産視され、これを子孫に相傳し得べき土地財産權となつてゐた程だから、これ等の職務なるものも實は職務でなくて土地財産權の内容を形成してゐたと見る方が當つてゐる、これが封建的領主權の萌芽をなすものとなるのである。

● 武家政治の成立については、

(一) 武家政治の成立が我が國の歴史上、三大政變と稱せられる劃期的の重大な意義について十分徹底せしめたい。これがため次の諸點について生徒の考察を指導して行きたい。

(イ) 武家政治が莊園制度の確立の基礎に立つて、從來の我が國の經濟上から見ると實に大變革であつた事實についての理解、これに關して武家政治時代を通じて、土地が武士生活の財源として主要要素であつたことを思はしめるに、江戸時代の將軍大名更に大名を中心に集團せる藩士等についての觀念を具體的ならしめるもよし、

(ロ) 守護地頭の設置の結果、政治の實權が幕府に歸するに至つた事實の理解、

(ハ) 全體の政治の體裁機構を立てるに至つて、全く公家の勢力を除いて、中央の政府も地方の政治も全く武士的要素をもつて充當した事實の理解、この際平家全盛時代に於ける政治機構と比較して、兩者の相違を認めしめるもよし、

(ニ) 征夷大將軍として天下の全武家を統制し、同時に全政權を預る正當なる形式上の名目を確立した事實の理解、

(三) 武家政治の組織について、いかに簡略であり、かつ實際的であつて、これが東國武士を基調とした武家政治に相即するものかといふことを明らかにし、これを大寶律令制度の繁文褥禮なる、そして形式的であるのと比較して、兩者の相違を對照せしめるもよし、

(四) 武家政治の組織は、時代を経過するに従つて變化したが、守護地頭による武家政治に基づく地方政治組織は、半平として不動のものであつたことを指摘することによつて、鎌倉幕

府が滅亡して、武家政治の中央機構は破壊されても、地方に於ける武士の組織的構成は容易に破壊することができず、結局江戸幕府滅亡の後、明治維新の際、版籍奉還、廢藩置縣といふ重大事實によつて武家政治の組織が完全に破壊せられて、頼朝建設以來七百年を經過してきた武家政治が、完全に滅亡したことについて思ひ到らしめるがよい。

(四)本書七二・七三・七四頁挿入諸圖版は、これ等を通じて武家政治の成立の一面に於て、平安時代朝臣の生活に對して、武士の特色たる、本質的の日常生活の状態を偲ばしめる資料とし、兼ねて次章武士道發達に對する基礎的理解を得せしめんとするがためである。

兜の變遷 本書七二―七三頁圖版)

此所には上古から近世に至るまでの兜の種類を網羅したが、その目的とする所は平安朝末期、鎌倉時代に於ける甲冑の完成並びに戰國時代に鐵砲傳來の結果、戰術の一變したことに伴ふ甲冑の變化を、武士生活を理解せしめる資料として挿入した。併しまた反面から甲冑の變遷を通じて時代世相、戰鬪の様式、策戰の様式等を背景として、武士生活を理解させる上の便宜がある。教授する場合にはこの點に著眼して取扱はれたい。

(イ)上古の兜 鐵の細い板を矧ぎ合はせて拵へたもので、その平面圖が寶珠なりをして、前面に鏑が設けられてあるのは、飛び來る矢や、太刀を防ぐための考案である。この類品が多い。

(ロ)源平時代の兜 本圖は武藏御嶽神社に國寶として所藏せられてるもので、東國武士の典型たる畠山重忠の着用した兜で、源平時代代表的のもので、華やかな武士の名譽と面目とを飾る裝具として、甲冑は非常に進歩して完成の状態に達した。これから吉野朝時代、室町時代を経て戰國時代に至るが、この間多少の變化はあるが大なる變異は認められない。

(ハ)大鉢形の兜 南北朝時代に流行した様式で、本圖は奈良春日神社の寶物である。源義經着用のもとの傳へられてゐる、竹に雀の精巧な金物がついてゐるので有名である。

(ニ)頭形の兜 戰國時代最も流行したもので、槍・鐵砲等を防ぐために作られたもので、大將から雜兵に至るまでこれを用ひたといふ。二者ある左の方は最近の歐洲大戰に用ひられたもので比較させるために出したのであるが、兩者通ずる所あるも面白い。

(ホ)半月前立打つた兜 山陰の麒麟兒山中鹿之助幸盛が、元龜・天正の頃用ひたもので、裝飾よりも實用を重んぜられた時代の風がここにも偲ばれる。

(ヘ)野郎頭の兜 鐵の鉢の上に獸毛を植ゑつけ、後部で束ねたもので、戰國時代一部の人に愛用せられた兜で、本兜は大坂陣で河田頼門が着用し、その子孫が之を遊就館に出品してゐる。

(ト)長烏帽子の兜 加藤清正着用のものである。極めて簡単な鐵の鉢に長烏帽子をはりかけた、外見に似ず極めて軽いものである。

(チ)提灯兜 江戸時代雜兵用として運搬に便利なるが如く工夫せられたもので、棒の上げ下げによつて、提灯のやうにたためる鐵製のものである。江戸時代に入るや最早戰鬪もないので兜も實用から遠ざかり、その様式も大將専用のものに至つては戰國時代と變化なく、ただ部隊的に軍の運用せられる傾向が生ずるに至りて、雜兵用のものに、鐵砲使用の普及といふ事實を背景として、部隊行動の便宜が加味せられた點など著眼せしめればよい。この行動上の便といふことが幕末に至るや、更に一步を進めて甲冑の廢せられるに至る順序となる。

鎧の種類

春日神社藏緋威大鎧

これは源義家の遺品、一旦平氏の手に入ったが、後足利氏の有に歸し、足利義植から春日神社に奉納せりとの傳有り、今國寶に指定せられてゐる。

兜は八方白(兜の鉢に一條或は二條の細い板を伏せて鉢でとめてあるところは鏑垂といふ。筋兜の場合には鏑垂の下に鍍金或は鍍銀の薄板を敷くことがある。これを地板といふ。この鏑垂が鉢の八方にあるを八方白といふ)の星兜(鉢の板を矧ぎ合せた鉢の頭を星といふ。その星のある兜を星兜といふ。星なしに矧目を見せたのを筋兜といふ)長鉢形に獅鬪の前立・五枚鞆

の四枚吹返ですべて裾金物、紋金物には梅の枝に蝶を配した金物を打つてある。實に善美を盡したもので他に類がない。大鎧は鎌倉時代に至つて武士的生活の高潮に達した時甲冑もまた製作上武勇、威嚴の表徴として發達した結果表はれ出たものである。

大鎧著裝の圖

現代人の大鎧著用の圖である。この鎧は白紫・紅の三色で威したもので、色々威といふものである。右の腰に猪の逆頰、箆に征矢を盛つたものを負うて、左の腰には絲卷の太刀に赤木柄の腰刀を佩び、その上に箆の腰緒につけた弦卷をつけてゐる。左手に重藤の弓を杖づき、右には扇をとりて居り、左に片籠手を差して、右の方は籠手を差さない、これが弓を主とする人の武裝である。この籠手は有名な傳源義經所用の籠手の形である。また鎧直垂は赤地錦である。これは主將でなければ着用せぬ。足に穿いてゐるのは古風な毛沓である。

胸丸鎧

古は胸丸は士卒の着用せるもので、輕便を主とするから、袖もなく、肩を蔽ふために沓葉といふものを取付け、草摺は歩行に便なるため細かに分けて八間としたものである。然るに鎌倉時代頃から、士卒のみならず、大將も胸丸を着用するに至り、遂に他の鎧の袖を薄用してこれにつけることになつたから、袖つけの葉金物を附けるやうになつた。そして沓葉が邪魔になつてきたから、その紐を緩めて胸板の上に垂れ下げるやうになつた。なほ沓葉の上に袖をつけた圖は近江阪本來迎寺藏國寶「十界圖」の中に唯一人見るのみである。

胸丸著裝圖

胸丸の沓葉を胸に引き下して、肩には大袖をつけた體で、袖には袖印をつけ、三所藤の弓に白猿の空穗をつけて、今や矢を繰り出して射ようとする姿で、脛當は大立舉の脛當、それに熊の皮の貫といふ毛沓を穿つてゐる。この體は専ら室町時代の風に據つたもので、また片籠手をさして居る。

腹卷鎧

腹卷は鎌倉時代以來廣く行はれた輕便なもので、腹に巻いて背中中で合せる様に出來てゐるので斯く稱する。元來輕便を主と

したから、袖もなく、冑もなかつたのであるが、後には然るべき將士も著るやうになつて、初めは別の袖を付けたが、後には壺袖を造り、或は大袖をも著けて、冑をも具するやうになつて、時としては背面の間隙を掩ふために背板といふものを作り出し、俗にこれを臆病板などと呼ぶやうになつた。

腹卷鎧著裝の圖

圖は壺袖を具した腹卷を著てゐる寫眞で、吉野朝時代以來多く行はれ輕便を主とした歩卒の體である。腰には太刀を佩かすに、打刀に火打袋をつけたものを挿し、双籠手を差し、姪巻した大薙刀を携へ、頭には折烏帽子に一寸斑の頂頭掛（烏帽子の掛緒）をかけ、腹卷の下には搦染に白く尾長納繪を付けた手細四布袴を著けてゐる。

脛當鎧

脛當は腹卷の一層略されて輕便になつたもので、腹部の前面にのみ當てるからこの名がある。

脛當鎧著裝の圖

圖は折烏帽子を被り、直垂の袖を結んで肩にかけ、袴の袴をとつて挟み、その上に脛當をつけ、腰刀を挿し、太刀を佩びた體である。これは戰場ではなく、臨時に武裝した場合である。

武家の服裝變遷

本圖は伊勢貞丈の故實叢書所收によつて描かしたものである。

大紋

大紋は正しくは大紋直垂である。これをば略して大紋といふ。室町時代以降の名稱である。布直垂の一種で、後世獨立して大紋なる服飾界の一部屬をなした。その形式は直垂に類して、袖括りの形式が兩袖の下に露となつて垂れてゐる胸紐・露・菊綴等みな丸打紐である。直垂も時代が経ると大なる文様をまばらにつける風習が鎌倉時代から起り、室町時代に入ると、自家の紋章を上及び袴に付けた。初めは上に五箇所・袴に二箇所・江戸時代となり上及び袴に四箇所或は五箇所、つまり九箇所か十箇所につけたものだが、人により、家により、つける家紋の数の違ふことがある。室町時代には武家諸大夫即ち五位の正服となり、江戸時代には狩衣、直垂の下、布衣の上に班して士分以上の式服とし、旗本の士五位の人の着用するものと定め、折烏

帽子を用ひるやうに制定した。また江戸時代には大紋の端袖が形式化されてゐた。大紋の袴は長袴で、腰は直垂のと同じく白である。袖は方形なのが古制に屬するもので、形式は直垂と同型、袖括りの變つたものがある。

素襖

素襖または巡方とも書く室町時代に起源が存する。直垂系に屬する武士階級の服で、初めは下級武士著用のものであつた。直垂や大紋の如く細紐を用ひ次いで、胸紐・菊綴などには悉く革紐を用ひた。故に革緒の直垂ともいふ。それから直垂や大紋は袴の腰が白い練絹で、上刺があるが、素襖の袴になると、その腰が袴地と共裂で、同じ地同じ色の腰となる。これに上刺がない點が特に違つて来る。その他の形式は大紋と殆ど同じである。色目文様は大紋と等しく無地で家紋があるが、また直垂のやうに文様のみのもある。

素襖は室町時代においては武家の準正服となつたと共に、庶民も漸く禮装として用ひた。江戸時代においては武士及び朝臣著用の禮服となり、侍烏帽子を冠るつき定めであつた。袴は長袴である。紋所は上は前後三となつてゐて、袴の紋所の數と場所とが大紋のと異つてゐる。一説に古き頃素襖に小袴を著し、儀式の時は上下とて、長袴を著したとの説もある。また一説に素襖の種類によつては、素襖と袴との色を別にすることもあつた。これは略儀であつたが、元服以前の人々は表向にも用ひられたといふ。

肩衣半袴

肩衣半袴は普通袴といふ。袴は江戸時代では肩衣・袴の一服飾に限つた名稱で通常禮服とされてゐた。もと直垂・素襖の類の上衣と袴と同じ地質色紋の服をば上下といつてゐたのであるが、世が變遷するに隨つて簡素な衣服が要求され、その要求によつて肩衣が生れた。肩衣は室町時代末に流行を始め、江戸時代に入るとこの肩衣袴が袴となつたのである。袴には長袴・半袴・紐袴などの種類がある。

普通に上下(袴)といふは半袴のことである。袴が長袴でなく半袴であるから長袴と區別されてゐる。袴は長袴を著用できぬ格式の武士階級の通常衣服であつた。正式は麻製で長袴と同じく、裏のないこと、家紋のあることが條件である。これも江戸時代の極末期になると庶民階級にまで禮服として用ひられた。

袴の形式は時代によつて多少異なるが、肩幅が長くなつたり、肩を一文字にしたり、また鷗仕立とて肩を斜にしたり、袴の襷もすぐ襷・よせ襷等の變化があつた。また繼上下は肩衣と半袴との色合地質が異なるもので、袴の略體である。

鎌倉圖(本書七四頁所載)

これは何れも沼田頼輔氏著大紋章學所載の圖版に據る。紋章の發達と、武家時代に於ける家門の武名、聲譽を重んじた生活とを相對的に考へしめて、武士生活の實際を如實にする一資料とした。

鎌倉古圖(本書七四頁所載)
本圖は實は古圖と稱すれど近世の作歴史的に重要な權威と原據とを有するものではない。初級用所載鎌倉地圖参照。本圖は鎌倉の歴史的の遊覽上効果を期待した案内圖としては、鳥瞰圖式の所が便宜である故に收用した。

第六章 武士道の起源及びその發達

教授上の主眼 本章にては我が武士道の起源發達を述べるに當り、西洋史既得の西洋武士道の起源發達特色などに對しても参照しながら、我が武士道が深く我が民族的生活に根柢を有し、團體に對する自覺と共に存し、相關係して我が國民思想を構成するに至つたことを十分理解せしめることが必要である。

教授上の注意

● 武士道の起源と民族的基礎について、次の諸點に教授上の注意を拂ひたい。

(一) 武士道が我が民族が社會をなし、國家をなすに至ると同時に起り、我が國體と共に存する、固有にして普遍的なると共に、また歴史的に長い間の所成であることに就いて概括的に

觀念を把ましめることが大切である。この際に西洋に於ける武士道が、封建社會の結成の所産として起り、封建制度の衰頹とともに衰へて行つた時代的の所産であるのと異なる點並びに西洋武士道が著しくキリスト教の宗教的色彩を多く有することについても著眼し、國民性が各特殊な各國の國體・歴史によりて特殊の發達をなしてくることに鑑み、兩者の武士道が發生の社會的基礎において類似する所あらんも、民族的基礎に於て全く別個な特性特質を有するものなることを明瞭にしておくことにする。

(二)武士道の起源から發達を通じて觀る時に

(イ)我が國民に普遍的に一個の民族的體驗として、漠然としては居るが、強い潜在性をもつて、時と場合に應じて發し得るが如く、また十分發展して行き得る力をもつて存在した一面、

(ロ)國民の中、上古の社會體制から、大伴物部久米等の諸氏が、職制上特に軍事に關係して居た家柄即ち或特殊な階級の間に於いて、特に明確なる一つの觀念として發達してきた一面、

の兩者の關係を觀て置くこともよい。前者の普遍的の一面は各時代を通じて存し、後者の特殊の方面は、上古に於て全然相即融通のもので、二者同心のものであつたが、中古に於て武士といふ特殊の階級の發生によつて、武家政治が成立し、社會的・政治的機構の變化した時、從來のものとは多少異つた雰圍氣を生ずるに至り、皇室に對する武士階級を通じて

ての思想、忠君大義名分に對する觀念が、極めて漠然たるものとなりて、武士階級に發達した特殊の道德としての武士道の構成上、武士の實際生活上に於ける社會的・關係政治的關係が一層深く考慮せられたことは事實であつた。かくて武家時代を通じて、この傾向は、ただ概ね武家政治を統制する政治家の、忠君大義名分等の思想に對する自覺と、日本國民の固有精神に對する體験的認識とによつて、我が武士道が國體と相背馳するが如きことはなかつた。而して前掲(イ)に述べたる一面が著しく自覺を高め、(ロ)に述べたる一面が著しく前者と接近して、殆ど上古に於ける状態に還元して國體と全く相即し、忠君思想大義名分の觀念が遂に武士道の根本觀念として自覺せられるに至つたのは、江戸時代に入つてから儒學並びに國學研究の結果である。かくして武士道が國民精神として二者同心、相即融通の形で存在するに至れることを指示する。武士道發達に對して

第一期 發生期 上古より鎌倉時代に至るまでを概括して、

第二期 發達期 鎌倉時代から江戸時代初期までを概括して、

第三期 完成期 江戸時代、

第四期 普及期 江戸時代末期より現代にかけて、

となして扱ふことも、全般を理解する基礎として便宜かも知れぬ。

(三)上代武士或は武の家たる大伴物部等の一族の間に顯はれた精神について、教科書指示の例示により、理解を具體的ならしめることにしたい。尙上古忠勇の例としては、

(イ)大伴家持の言葉(天平感寶元年)

大伴の遠つ神祖カムヤマトのその名をば、大久米主と負ひ持ちて仕へし職ツカサ海行かば水漬屍ミヅヅカシ山行かば草生す屍、大君の方にこそ死なめ、顧みはせじと、言立大丈夫の清きその名を古へゆ、今の現ウツに流さへる祖の子供ぞ、大伴と佐伯の氏は人の祖の言ひつる言立て、人の子は親の名絶たず、大君に奉仕者ウツクシと言ひ繼げる事の職ぞ、梓弓手に取りもちて、劍双腰に執り佩き、朝守り、夕の守りに大君の朝廷ウツクシの守、我をおきてまた人は有らじと、彌立て思ひし増さる大君の詔は幸の聞けば貴とみ。

(ロ)大伴家持作 丈夫は名をし立つべし後の代に聞きつぐ人もかたりつぐかね、

(ハ)筑紫の軍丁大伴部博麻は齋明天皇の七年に百濟の援軍として赴き、唐の軍と戦ひ敗れて他の人々と共に捕虜となつた。その後唐軍の計謀を探り、我が朝廷に奏聞せんとしたが、共に困窮せるために如何ともなし得ざりき。その際博麻は上官の士を歸國せしめんとして、その身を賣りて歸途の資を調達して上奏せしめた。そして博麻は獨り唐に止まること三十年、持統天皇これを聞かせられてその尊朝愛國の至誠を嘉みして厚く賞せられた。これは日本書紀に書かれてある美談である。

(ニ)續日本紀稱徳天皇詔額に矢は立つとも背には箭は立てず、
等も十分その意のある所を味はしめることにする。

(四)我が國民固有の精神として舊くから、日本魂(大和魂)といふものがある。この精神につい

ては、武士道の普遍的基礎として考へしめるがよい。

(五)平安時代の貴族の生活について思ひ起させるとともに、これに對し、武家政治の興起と關聯せしめて、武家の興起、武家政治の成立が、政治的に觀れば變態政治の出現を是認するこの結果になるが、國民思想的立場から考へる時實に意義深きことを理解せしめるがよい。但しこの際に於て、平安時代貴族生活が、外來文化に心酔の結果、我が國民固有の質實剛健尙武の精神を全く消耗しつくした頽廢的生活の現象であつたことと、今一つ外來文化の影響が、中世時代交通不便のため、遠隔の地方にあつては全く無關係で、これがため幸にも地方には我が國民固有の健全な精神の存在したことを、前提として扱つて行くべきであるのは當然である。この場合、朝廷から武家が政權を奪つて朝廷を壓倒するやうになつた事實に對する批評もないわけではないが、それはこの場合別に考ふべき問題とするのが妥當である。

(六)本書七九頁欄外註記の扱方については、既に武家政治の成立、或は武士の興起の所に於て述べて置いたが、次の點に注意して扱へばよい。

(イ)武士の生活は土地の知行領有(莊園所有)の形にてこの上に根據を有した。従つて大寶令口分田制度の上から見れば、公地公民主義による中央集權政治に全く反したもので、國民經濟上から觀れば、國家固有の經濟が、私有經濟、個人的經濟となれる所に大なる變化を生じた。

(ロ)また武士といへば、大小の別はあるが、何れも地主であつて、武士階級が主として國民中流階級を占めてゐた事實と、武士生活の資源がその所有する土地にある所から、武士の經濟生活は決して平安時代の貴族の如き豪華榮華を極めることは不可能で、質素儉約といふことは、武士の守るべき重要な綱領であつたことを附帶的に述べて、武士生活とその經濟的基礎との關係を理解せしめることも宜し。

(七)我が武士道の特色については、よく西洋の武士道と比較して、我が國體國民思想に關係して、民族的基礎に立脚して居る點に於て、西洋武士道と比較する所を十分に理解せしめることにしたい。この際に、

(イ)民族的基礎に立脚する部面にありては、國體歴史に相即するが故に、他國に見ない特殊性を有し、

(ロ)社會的基礎に立ちて觀る時、我が國も西洋も共通せる社會的形勢から封建制度が出現し、これと深い關係を有する點において共通點を有して居る、

かく相互の立場によつて理解せしめて行くがよい。但し西洋武士道に關して詳しい説明は不要で、我が武士道の固有性を明らかにするための便宜として考へしめる程度でよい。我が武士道の本質に於て、皇室に對する觀念、祖先崇拜の觀念は國情を異にするが故に彼に見得べくもないが、封建時代を通じて、武士生活に於て最も基本的なものである主從關係についても、我が國に於ては、全く沒我的の奉仕忠君の精神、國家觀念が根柢となり、

西洋にあつては主從兩者の間にあつて、權利義務の觀念に基づく相對的相互的關係と、個人主義的精神の傾向が極めて著しく見うけられる。奉上沒我的の精神、國家觀念は、我が民族の道德發達の根本で、君臣、主從、父子、兄弟、夫婦、師弟等の道德的關係、惹いては國家に對する觀念を決定する所のもので、我が國家體制、社會體制の特殊性に立脚し、個人主義的色彩を全く有しない。この點に主眼を置いて、兩者の武士道比較の根據にするのが妥當であると思ふ。

(八)本書八一頁欄外註記については、

(イ)母系尊重の事實について、これが血族社會構成上において最も重要義を有する點を理解せしめ、西洋封建時代、武士が名乗を揚ぐる際に、自己の近親について誇を感じて名乗をあげた事實は、血族的意義から出發せること、主に武士階級において、父母ともに三代武士の出にして、始めて武士の家として重んぜられたといふが如く、血族關係が非常に要視せられた事實を認めしめる。それと我が國に於て、血族關係以上に皇室中心、祖先崇拜の觀念が重んぜられてゐたことが、遠祖を誇り、かつ母系が尊重せられなくなつた事を首肯せしめる。

(ロ)母系の實際に尊ばれぬ事實としては、「氏なくして玉の典」「腹は借りもの」等と稱せられた言葉に關聯して、實際の例をあげて、理解を具體的にする。

本圖は一過上人繪傳の一部から收用した。

一過上人は釋智眞一過と號した。本姓は越智氏、世々武家であつた。孝靈天皇の裔伊豫守河野通廣の子、若くして穎敏なれど、騎射を好まず、佛衆を尙んだ。建長三年太宰府に往き、聖達に隨ひ、剪髮棄戒・淨土の法を受けた。聖達は證宣の徒にして鎮西に名が高かつた。

智眞は佛學研習に力め、弘長の始め南都に遊學して學を究め、建治の末紀伊熊野山に登り、眞光寺を創めた。時に法燈國師は由良の興國寺に謫居してゐたので、屢々參禪を請うた。國師は念起即學の語を示した、智眞は精進參禪遂に省處を得た。嘗つて猛志を起し、利濟に従事するを誓ひ、熊野の祠に祈り、神託を蒙り、諸州を巡遊し遍に念佛を勸めた。到るところの道俗響の如くに付き得度した。正應二年兵庫の光明福寺に在つたが、秋の頃微恙に染み、八月二十三日門人を遣返し、俄然として逝く。年五十一、智眞に五人の兄弟ありしが、後には皆出家して、教を受けた。その中仙阿・聖戒の二弟は信心精守、一方を勸化した。一過上人の繪卷と稱するものに約六種あるが、その内の六條道場藏繪卷に本圖は據る。この繪卷十二卷は六條道場藏喜光寺所藏で、繪は法眼圓伊、詞書は聖戒法師、外題は世尊寺經尹である。

本圖は智眞の宗教的生涯を描寫してあるが、同時に描くところは鎌倉時代の風俗習慣の見べきものあり、武人旅行の狀を示さんがために收録した。描くところは智眞が太宰府に聖達の禪室を訪れるところの圖である。智眞は建長三年春十五歳にして聖達を太宰府に訪ひ、十六歳の春再び聖達に學んで弟子となつたが、圖の中央にあるのが聖達の禪室、右方井戸の下にある家は風呂舎である。後建治元年智眞があまねく國中を巡り、翌年伊豫を通つて九州に渡り、聖達の禪室に至つた。この時聖達は非常に喜んで、わざと風呂を結構して、ただ二人だけで、風呂の中で佛法修行の物語をした。鎌倉時代の風呂の變遷を見る一風俗資料ともされる。土坡を隔てて往還を通るは武士の旅の群を見ることが太宰府を背景として考へると面白い着想である。

鎌倉時代武家邸宅圖 (本書七八頁所載)

本圖は初級用教科書八二頁所載武家造圖と對照參考して、武士の住居について、武士生活の特色を如實にせんために挿入した。家屋構造に加へて一室に武士生活にとつて最も必要な甲冑・弓矢・太刀等の武器武具の整然として用意せられ、また左手の

家に弓の立てかけられたる狀態など、武家時代戰鬪を事とした時代にあつて、嵐の前の靜かきの如き、一絲紊れざる端然として整然たる狀を偲ばしめるに參考にならうと思ふ。本圖は大百科事典所收のものに據る。

櫓門の圖 (本書七九頁所載)

櫓門は武士の居館の門に櫓を附設したものである。櫓は矢倉・矢藏と書き、弓矢を發射し、または物見の用に供せんがために設けた樓で、後世の城廓には必ずこの設がある。そしてこの櫓を邸宅の門に、または城に設けるに至れるは平安時代中期頃からのことである。既に平安時代末期に及び紀綱弛廢して群盜横行し、地方のみならず、都下亦不安であつたから、天慶二年宮城四方の諸門に矢倉を構へ兇賊を防ぎたりしが、その他一般の武家にあつても多くはこれを構へた。

本圖は一過上人繪傳に據りて描けるところのもので、當時の櫓の一斑を知らしめるために收用した。

かくてこの櫓門は、室町時代の中葉以後、城郭の發達と共に櫓の制もまた變り、所謂多門櫓を構築するに至つた。即ち後世普通城樓と稱するものはこれである。多くは城門または城の塀の曲折した部分などに起し、城郭に缺くべからざるものとなつた。

河野通有父子 (本書八〇頁所載)

本圖は蒙古襲來繪詞に據る。これは竹崎季長が河野通有に對面せるところの場面で、右なるは季長、中央は通有、その左は通有の嫡子河野八郎、地上にあるは通有の旗指である。

本圖は武家時代、武士の禮儀作法も漸く整ひ、ただ戰鬪をこととして殺伐なるのみでなく、一面には奥床しい禮儀の存せし實際を知らしむべきため、特に主客武將對座、父子の席次、主人と郎等の地位を示す實際の場面によりて、武家時代、武士の實際生活の狀を如實にせんとの意から收用した。なほ左端の文字は、季長が本繪卷を書かしめるに當つて自からその指揮に當りたる實際と思ひ合はせることができる。また武家造の屋敷と、その中に於ける生活の實際を偲ぶ資料ともなる。

● 武士道起源と社會的基礎については、

(一) 同一の社會的、政治的の生活、即ち世相から同じ制度、同じ道德思想の發生することあるべきの理について理解せしめる。そして武士道の形成とその社會的世相との關係を明らか

かにする。

(二)武士道が一個の武士階級の道德として、特殊の明確な形をとつて發達するに至つた事實に關して、

(イ)その基礎が國民固有の精神、或は換言すれば日本魂に存し、これが外來文化の影響を蒙らなかつた、地方から興つてきたこと。

(ロ)武士道が、武士階級の道德觀念として發達したが、武士が武家時代を通じて社會上政治上重要な地位に存し、國民の指導的立場にあつたことから、武士道精神が國民全般に對して重大な影響を及ぼし、我が國民思想の重要要素となつたことを指示する。

(三)武士生活と公家生活とを比較して、その特色を明らかにし、特に武士生活の勇壯であり、軍律制度を尊ぶ、廉恥を重んじ、儉約を尙ぶことの重んぜられた事實に關して、具體的の例をあげて、理解を明確にするがよい。

東國武人の特色について

武士の生活は平安時代の貴族の生活と大いにその面目を異にした。武士の社會には、武士が自ら油養し得た一種の道德的觀念が存在してゐた。これが武士道であつた。武士の日常實際生活に關し二三例をあげて東國武士の面目を明らかにせんとする。

(一)兵の道に於て重んぜられるを武士の名譽とした。これがためには生命を賭して守つた。

(イ)將門記に「兵は名を以て尤も先と爲す」とあるが、平將門は源護の告訴で輕罪に問はれたが、「兵名を畿内に振ひ、面目を京中に施す」といつて却つて得意がたつた。

(ロ)鎌倉權五郎景政が負傷した時、三浦爲次に對した態度、爲次が景政の眼中につき刺つた箭を抜かんとして、倒れた景政

の頭に足をかけて箭を抜かんとした時、大いに怒つて、刀を抜いて爲次を切りんとし、弓箭に當つて死するは兵の望む所である。いかでか生きながら足で頭を踏まるることあらん、若かじ汝を敵として我ここにて死なんと言つた。爲次謝して以てひざまづいて抜く、

(ハ)後三年役の時、義家は、剛の座と臆の座と分けて將士を勵ました。

(二)武名のためには生死を捨ててかかつた。

(イ)源頼信はその乳母子藤原親孝が盗人のために、ただ一人の子を質にとられて泣き悲しむを諭し、武士の何も怖れないといふのは、身を思はず、妻子を思はざること、身を思ひ、妻子を思うては兵の道が立て難いといつて説いた。

(ロ)前九年役の戦に平國妙、頼義の先鋒となつて戦ひ、馬仆れて敵の生擒となる。然るに賊將藤原經清は國妙の外甥であつたため免れるを得た。陸奥話記には「武士猶以て恥となす」といつてゐる。

(三)武士は武名發揚に常に心を用ひ、主従關係に重きを置いた。

(イ)陸奥の戦役に頼義・義家が、士卒と寒苦を共にし、郎黨のために骨肉と戦ふを辭せざる反面に、佐伯經範主従の如く主將の安否を氣遣つて自から死地に投ずるやうな義が郎黨の間にあつた。

彼等が眞に武道を研ぎ主従の義を擧げんとする所から、苟くも武名義理に關する限り、往々にして敵・味方の對立を超越するに至つた。

(ロ)源宛と平良文とが互に兵の道を競ひ、各數百の兵を率ゐて武藏で戦ふこととなつた。その戦ふに先だち互に兵を出して隙を通じ、その返の歸る時には敵側から箭を射かくるのであるが、それに驚きもせず、見返へりもせず歸つて來るのが誇りとしてゐた。遂に良文と宛とは、敵味方環視の中で一騎打して優劣を決することになつたが、遂に雌雄を決しかねて相互に許合ひ、戦をやめて親しい仲となつた。

(ハ)主従の義を誤るものに對しては、敵味方の別を忘れて卑劣漢となし、嚴重に制裁を加へた。平永衡がもと陸奥守藤原登任の郎黨で、登任の恩顧で一郡を領するに至れるが、登任に背きて安倍頼時に従つて舊主と戦ひ、更にその頼時を棄てて頼義に従はんとするや、頼義はその不徳不義の態度を責めて許さず、加之直に斬つて主従の義を明らかにした。

(ハ)藤原経清は源家譜代の郎従であつたが、安倍頼時に従つて頼義に抗したので、頼義は経清を捕へるや、その無道を惡み、特に鈍刀をもつて首を斬らしめ、その痛苦を永からしめた。

(ホ)之に反した例、頼義が安倍貞任を斬り、使を京都に遣はして捷を奏せしめるに當り、貞任の郎黨をしてその首級を擔つてこれに従はしめた。その郎黨は首級の頭髮を梳らんとするに他に櫛を得がたいので、自用の櫛でこれをなすを嘆じ、我が主存生のとき、之を仰ぐこと高天の如くであつた。豈圖らんや今我が垢櫛を以て苟くもその髮を梳らむはといつて感窮まり、悲に堪へなかつた。これを見る頼義の郎黨達は皆落涙し、擔夫の卑しきものであるがその忠義人を感泣せしむるに足るといつて同情した。

(四)武士が自己の感情を抑へて義理と名節を立てた事に關して、前項のもそれに當るが、更にその例示について、次の如きものもある。

(イ)石橋山に頼朝擧兵の時、佐々木定綱これにつく。大庭景親が澗谷重國をしてその妻子を囚へしめようとせり。然るに重國が「彼は源氏と宿約あり、今舊義を重んじて源氏に附す。故に我これをせめず、今その妻子を囚ふるは本懐にあらず」と、景親もその理に服して止めた。

(ロ)三浦義明衣笠城に據るや、和田義盛は哀兵の故をもつて守り難きため沼田城に移ることを勧めた。義明怒つて曰く「我が衣笠城に在るは天下の人の知る所なり。今俄かにこれを棄てて他に移らば人以て命を惜しむとなきん」と城を守つて死んだ。

(ハ)頼朝が平治の亂に囚はれた時、平宗清は頼盛の母池の禪尼によつてこれを宥さしめた。後に頼朝が東國に起るや、書を頼盛にやつてこれを招いたが、宗清獨り従はず、西海に赴いて平家に屬した。

(ニ)伊東祐清は祐親の次子、頼朝の伊豆にあるや、伊東館に出入せしが、偶々祐親が頼朝を殺さんとするに遭ひ、祐清は密に告げて頼朝を逃した。後祐親が囚はれて自殺した時、頼朝は祐清を召して先の功を賞せんとせしが、祐清は「父已に敵となり、その子いかで恩賞を蒙らんや、我を宥し給はば平家に従ひて君を射奉るべし」と頼朝も敢へて止めず。祐清は後に篠原の戦に木曾義仲と戦つて死んだ。

等々あげ来れば枚擧に遑なし、

最後に東國武士の生活を基礎となす武家政治が公家政治と異なる點多々あるべし。彼等二者の政治的・社會的生活を比較して見ん。

平安時代貴族の特性が、排他利己を主とし、門々戸々相分れて私權を争へるに反し、武人の社會を組織する主従關係は、強き恩義の觀念を以て精神的に結びつけられてゐた。前者がその日常の生活に於けるや、人倫の綱常を紊して、放縱安逸、節度の見るべきものなかりしに反し、後者は克己制慾の精神を激勵しつつあつた。また前者が優柔輕浮にしてすべてが女性的であつたに反し、後者は實に勇健剛毅にして卑怯未練はその最も戒しむる所であつた。そしてまた平安時代貴族等が職務に怠慢にして廉恥節義を重んぜざりしに反し、これは即ち名節を尊び、約諾を重んじた。

凡そ東國武士が此の如き特性を具有し、京都の貴族と大いにその趣を異にしてゐたのは、これ實に彼等が田舎に育つて山林原野の雄大な自然の氣を享け、京都の輕浮な模倣的文化に感染せず、よく我が國民本來の精神を發揮し得たからである。

東國武士とその修養

東國武士は武士の中の武士として、武士の興起より武家時代を通じて名聲を馳せた。特に源平對立時代を経て頼朝の武家政治成立に到るの間に於て、武士として最も顯著な發達をなし、武士道の形成と深い關係がある。今東國武士をしてかくも修養向上せしめるに當つて最も重要な原因は次の三者である。

(一)東國人にして西上せる者即ち宿衛のため上京せし武士及び相撲人等がその郷曲に齎らした文化傳播、

(二)京人にして東國に下つたもの、即ち貶謫せられし公家・禰紳・商人、及び東國に散布せし武將の遺孽の感化、

(三)僧侶の薰陶

相撲は「安元より以來絶えてその名のみを聞く、口おしき事也」と古今著聞集にも見えて、治承以後はその節會も廢典となつたが、その盛時にあつては、上京せし相撲人等は、京洛に徘徊して貴族の邸第に出入し、或は身を武將の許に寄せてその郎黨となりしこと等が古今著聞集または今昔物語等に散見する所なれど、これ等の徒が歸國するに及びて、その在京の間に見聞した上國の文物を地方に傳播せしめたるは勿論なることである。

上番宿衛の徒に關してもその在京中の横暴については、史上多く傳へられる。その郷曲に潤歩せし状態は委曲に知りたいたが、工藤祐經が一萬の稱を得て鼓の技を習ひしも京都に於てし、梶原景季の風流も亦京都で養ひしことは諸書傳ふる所である。その他或は榮爵を尋ねてこれを買はんと欲して妻を伴ひ遊覽を兼ねて上京するものもありしといへば、これ等西上者輩が京風に感染して、その郷曲に歸りて後、單にその風流華奢のみにあらずして、その擴大せられたる眼界、その進歩せる趣味文學等は實に彼等をしてその郷曲の先覺者たらしめ、またその地方文化の進歩に貢獻したは當然である。

武人の任に地方にありしもの、滿仲の常陸介、頼信の甲斐守たりしが如く、みなその在任中に地方郷人の女を容れて兒孫を生みたる例多し。これについては屢々禁令が出て所罰すべきことを布告せられたが行はれなかつた。東國武士の多數を包括する坂東八平氏、甲斐源氏の如きみなかくして生じたものである。而してこれ等の兒孫はその故を以て多くは父の西上にも伴はずして郷曲に散在するも、その名家の故を以て自から地方に重をなし、その異母兄弟等が所謂嫡流として京洛にあるがために、それ等との交通の結果は、その生活及び動作が京風に模したりしことは疑を容れず。

特に東國人士に修養上、文字の教育を興へたのは貶謫その他の事情によりて東下せる公家及び僧侶であらう。東下の公家に關しては詳細を悉しがたいが東宮學士、文章博士等に歴任せる後、宇佐正八幡宮の訴によつて、寛治二年十一月伊豆に流された太宰大貳從二位藤原實政の如き、長治二年十一月に日吉社の訴で常陸に移され、その才智と文章とは時人も惜しまれたが、遂に十五年配所にあつて薨じた正二位藤原季伴の如きはその主たるものであらう。

またこれ等の流人の外に藤原氏の權勢漸く衰へて、中流以下の公家は其の衣食に窮し、地方の豪族に身を寄せる者もできたであらう。

大寶令により、諸國置く所の講師の、法を庶民に説きしのみならず、凡そ僧侶はその住せし寺院を學塾として俗人の子弟をも併せて教育せしことならんと想像される。併し當時の東國の文化の一般に西國より低かつたのは事實であるが、高僧智識などの誘掖によつて開發せられる所も多かつた。有名な僧侶では、

(イ)奈良から平安初期にかけて勝道(下野)、圓澄(武藏)、壽俊(武藏)、義眞(相模)、慧亮(信濃)

(ロ)平安中期に圓仁(下野)、道詮(武藏)、猷憲(下野)、陽生(伊豆)、運賀(駿河)、善法(甲斐)、清海(常陸)、延救(武

藏)、平圓(信濃)、長明(信濃)、快賢(下野)

これ等の僧侶は拾遺往生傳、後拾遺往生傳、拾遺往生集、元亨釋書にその名を垂れ、就中圓澄・圓仁・義眞・猷憲・陽生及び運賀は何れも皆天台座主たりし人である。されば當時東國出身の僧侶にして、叡山・南都その他上國の法苑に學んで、その名を揚げしもの多し。これ等も東國の文化を窺ふべき一つの資料とならむ。また東國の出身でないが東國の教化に従事した者も多かつた。廣智(下野大慈寺)、最仙(常陸西蓮寺)、釋德一(常陸筑波寺)、桓舜(伊豆)等は有名である。

さればその感化と自修とを論ぜずそれ等僧侶の及ぼした影響は大きかつた。加之東國は當時著名な寺院に富む。久能山(駿河)、修禪寺(伊豆)、筑波寺(常陸)、滿願寺、大慈寺、藥師寺(下野)、慈光寺(武藏)等は最も名高し。

竹崎季長馬をたまはる圖(本書八二頁所載)

本圖も蒙古襲來繪詞の一部に據る。竹崎季長が秋田城介泰盛から馬を賜はる圖にて、正面なるは泰盛、その前なるは泰盛の舍弟庄九郎判官、左に馬の手綱取りたるは厩別當左杖五郎で、その前なるが季長である。

本圖は泰盛が引出物として、黒栗毛なる馬に小巴の鞍置き、連雀の鞆に轡を付けて季長に與へる狀にして、武士生活の一端を示し、武士の面目を賞揚せしむる實際の場面を會得せしめ、これによつて武士の實際生活を如實ならしめんがために採用した。的矢の圖(本書八二頁所載)

本圖は北野天神緣起の一部に據る。

根本緣起第二卷菅公十七歳の時、都良香の邸に於て的矢を試み、菅公が少年時代より武道にも非凡であつた話譚を描けるものである。圖中弓を引絞り、左手の片袖を單もるともに脱ぎ外して居るのが菅公である。的は射手を距る僅かに五六間、方七尺の大ききで、これならば如何に素人でも外れる筈はない。順番を待つ相手の射手はみな弓を持つて敷皮に座してゐる。傍觀の男女は皆鎌倉風俗であるが、多少様子が變態である。これ等の矛盾や變態がこの繪卷の特質である。そこで風俗資料としての價値は乏しいが、繪卷の全體としての藝術的價値に變化はない。

本書所收の所以は武家起つて以來鎌倉時代となつて、武士の表裏として弓馬二道が尊ばれた事實に對照し、取材の歴史的關係は、鎌倉以前にあつて不適當であるが、射藝の堪能が重要な武徳と考へられた觀念を得せしめる資料とした。

● 武士道發達の政治的基礎については、

(一) 頼朝の武士道精神作興が武家政治の確立と維持に對して極めて重要義を有することを、平氏滅亡に對する頼朝の鑑戒として理解せしめる。

(二) 教科書八三頁欄外註記と参照し、頼朝の尊王精神を察せしめ、武家の棟領としてすべての武士を家人として統制して行く頼朝が、この精神を有することにおいて、我が武士道が決して社會的・政治的の現實の生活と深く關係しても、これがために民族的・普遍的の國民精神と道德とを没却しなかつた事實を指示する。そして武家政治を通じて室町時代を除外しては、殆どすべての爲政家はかかる態度を持して來た所に、我が國體の特殊性を改めて認識せしめることが大切である。

(三) 貞永式目に關して、武家法制として立法の精神とその特色を明らかにする。

貞永式目

御成敗式目といひ五十一箇條から成る。武家制度の根本と稱せられ、執權北條泰時が後堀河天皇の貞永元年八月に三善康連などと議して定むる所である。當時天下の土地には種々あつた。

(イ) 國衙領(公領)直接朝廷に屬するもの、

(ロ) 莊園 院宮家など權門勢家及び寺社に屬するもの、

これ等の土地關係の訴訟が多かつた。頼朝の開府當時から公事は概ね所領についてのことであつた。加之頼朝以來幕府の定められた制度、または實際に行つてきた判決例は、朝廷の當時行ひたる制度慣例と異つてゐた。従つてこれに對する一定の法制を定め置く必要を生じたのである。これ即ち泰時の式目制定の所以にしてこれを行ふべき範圍は、専ら幕府の家人及び幕府の勢力

の及べる範圍内の庶民に限られた。式目は武家法制であるが故に從來の諸法制と頗る趣を異にす。その要點は次の如し。

(一) 朝廷の制度の根本となつた律・令は何れも支那制度の模倣で、令には多少の斟酌はあれど、律に至つては、殆ど支那の制度をそのまま採用せるものである。これに反して貞永式目は頼朝以來の武家政治の慣例と、泰時の合法とする所に従つて當時に必要な事柄のみ定めたものであるから、政治の實際に即してゐる。

(二) 貞永式目は一般公布の法制にあらずして、評定衆のために裁斷の標準を定めたものである。されば式目の終りに當時の評定衆の誓文を載せ、執權泰時及び連署時房の加判がある。

そして式目は實にその性質から見ても民法・刑法或は訴訟法、その他の規定をも包含した。この式目成立後も、幕府は時々評定によりて式條を變更し、または新制を出せることは勿論にして、これ等を類聚したものを新編追加と稱した。

貞永式目は武家法制の根本とせられ、室町時代に至りても、尙これを襲用し、必要に応じて或は變更編正して建武式目といふものが成立した。そして更にその後にも織田・豊臣二氏を経て江戸時代に入りてできた武家諸法度の如きも、またこの式目に據る所が多い。

④ 武士道の發達と武士の信仰については、我が國民固有の生活と精神とに立脚せる武士道本來の姿と、その發達の過程に於て、漸次内容の充實してきた事實を指示し、本項では禪宗の信仰が我が武士道發達に及ぼした成果について、理解せしめる。

道隆(本書八五頁所載)

本圖は鎌倉建長寺所藏、

道隆字は關溪、俗姓は冉氏、大覺禪師の勅諭を賜ふ。鎌倉時代宋より歸化せる有名な禪僧、當時我が國に禪宗の盛ならざるを聞き遊化の志を持ち、淳祐六年(我が寛元四年)我が商船に搭して太宰府に着し、筑前の圓覺寺に寓す、寶字元年京都に上り、泉涌寺の來迎院に入る。院主智鏡の指示により鎌倉に至り、大覺禪師に壽福寺に頼る。北條時頼大いに喜び建長四年刑場(鎌倉)の地に建長寺を創建し、師を請じて開山とす、法流の盛なる、「天下禪林・東海法窟」の八大字を門頭に額するに至つた。

後嵯峨上皇は道譽を聞き、詔して謁見を賜ひ、命じて建仁寺に遷らしむ、幾許もなく再び建長寺に入る。會事によりて幕府から罪せられ、甲斐に謫せられしが、三年にして鎌倉に歸り、壽福寺に投ず。再び流言ありて甲斐に遷りしも、幾許もなく時頼に迎へられて壽福寺に住し、弘安元年五月建長寺に歸住す、七月寂す、年六十六。門人、茶毘して靈骨を建長寺の一所に收め、そこを西來庵といふ。

⑤ 武士道の洗練については前項と關聯して、武士道の本來に於ては殺伐單純のものであつたのが、或は宗教的信仰の影響により、或は文化的生活からの影響により、或は社會生活發達の實際の體驗から、武士道が洗練化されてきた過程について知らしめる。この際に當つて、平忠度の事蹟に徴して具體的に例示することが効果があると思ふ。尙これに關聯して、

(イ) 西行法師に徴して物の哀れを感じる心境について、西洋武士道にも見る所なるが、別して我が武士道の一特色で、我が國固有のものであることを指摘する。

(ロ) 源義家の安倍貞任と衣川柵に於ける和歌による問答の如き、勿來關に於ける詠歌の如き逸話的資料

(ハ) 熊谷直實(蓮生坊)の事蹟

(ニ) 畠山重忠の事蹟

等も適當に扱へば興趣を多からしめることあらん。

西行法師

俗名は佐藤憲清、藤原秀郷九世の孫となす。世々武を以て著はれ、勇敢射を好くし、兵法に通じ、また和歌にも通じて巧であつた。鳥羽上皇に仕へて北面武士となる、上皇その才を愛して親遇し給ふ。然るに憲清は性榮利を喜ばず、常に遁世の志あ

り。上皇これを檢非違使たらしめんとせられしが固辭して受けなかつた。

憲清は族人左衛門尉憲康の暴に死せるに會し、惕然として意を決し、妻子を捨てて僧となり、西行と稱し、また圓位と號した。時に二千三、西行は常に諸國を巡歴して足跡海内に遍く、その意の適くに任せて吟咏自から起る。高雄神護寺文覺、西行を悦ばず、『彼は修道に努めず、四方周遊して吟咏して日を送る。釋氏の賊也。吾れこれを見ばその面を厭たん』といつた。然るに西行が高野に來るに會し、文覺これと語りて大いに喜ぶ。文覺の弟子その故を問ふ、『彼は我が敵つべきものにあらず、彼れ却つて我を打たんとするものなり』と、西行嘗つて鎌倉を過ぎ、頼朝に謁せしに、頼朝喜んで物語を聞きて連りに抑留せしが遂に退出するに當つて賜物として銀作の猫二を贈る。西行はこれを拜領しながら、門外に放遊する嬰兒に與ふ。富貴榮利に對す恬淡見るべし。後鳥羽天皇延久元年二月十六日、京都に寂す。年七十二、西行の歌

願はくば花の下にて春死なむその二月の望月の頃

といふのは、眞に彼の悟入の生活の一端を現はしたものであるといふべし。西行の歌集を山家集といふ。

⑥ 武士道の發達と國民思想とについては、前述武士道發達の段階に於ける江戸時代に於ける武士道完成の期と、江戸時代末期から現代にかけての武士道の普及期との二期について述べるのが當然であるが、この二項は、具體的には、下巻江戸時代儒學發達と國民思想との關係詳説の際に述べることにする。本項では、鎌倉時代に於ける武士道の發達の一事實として、元寇役・國難來に際しての國民思想を如實に理解せしめる具體的資料として、沙彌西向注進狀を適當に教ふることにする。

沙彌西向注進狀 (本書八六頁所載)

本注進狀の原本は山城石清水八幡宮所藏にかかる。

文永の役後、元は禮部侍郎杜世忠等を我が國に遣はして折衝せしめんとした。建治元年四月元使の一行は長門に著き博多に

送られたが、幕府はこれを鎌倉に護送させ龍口に斬つて斷然たる態度を示し、九州及び長門等沿海の地の防備を一層嚴重にした。この際最善の防守は攻勢的防守だと考へた幕府は、異國征伐の天命を發し、元・高麗に對して進撃の態度をとつた。そして中國・四國・九州の家人に命じて兵伏乗馬を準備せしめ、進んで遠征軍に加はらんとする者を募つた。燃ゆるが如き敵愾心を奮起した武士は争つてこれに應じた。就中肥後の家人井芹秀重入道西向の如きは自から類齡八十五歳で歩行不能であるが、嫡子越前房永秀六十五、孫彌五郎經秀三十八、親類又二郎秀南十九等に武器・乗馬等を持たせて從軍させる旨を申出た。それが沙彌西向注進狀で眞に當時の我が國民の意氣を知るべき重要資料であるが故に收用した。

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師（法名西向）謹注進言上、所領田數並人勢以下乘馬弓箭兵仗事。（中略）

一、人勢弓箭兵仗乘馬事

西向年八十五、仍不能歩行。

嫡子越前房永秀、年六十五（在弓箭兵仗）

同子息彌五郎經秀年三十八（弓箭兵仗腹卷一領乘馬一疋）

親類又二郎秀南十九（弓箭兵仗所從二人）

一孫二郎高秀年滿四十（弓箭兵仗腹卷一領乘馬一疋所從一人）

右任御下知狀可致忠勤也、仍租注進狀言上如件。

建治二年壬三月七日

沙彌西向

第七章 室町時代の世相

教授上の主眼

本章にては教授上次の諸點に主眼をおきたい。

(一)武家政治に對する建武中興の政治的・思想的意義を十分検討し、これが成敗を廻つて大義名分の觀念を明らかにし、特に楠木氏に對してそれが我が國民生活に如何に重大な影響を及ぼしたかについて理解をもたしめて、生徒をして國民的精神について内省自覺せしめることにしたい。

(二)室町時代を通じて國家觀念國民精神の最も衰へてゐた事實に對して、政治の實際に於て指導精神の正しきことが如何に重要であるかについて、十分自覺せしめるところがありたい。

(三)室町時代を通じてその文化及び生活上、禪宗文化の影響によつて、我が國の文化に東洋固有の幽玄な、枯淡な、洒脱味のある境地の附加せられた事實と、現代の國民生活の實際に對して、各種方面からして種々の深い關係の存することを指摘したい。

(四)室町時代の社會世相については、戰國の亂世出現を前提として、そこに新なる社會的政治的關係の形成せられる事實を理解せしめるため、政治機構の廢絶、社會制度の崩壞及び信

仰の世俗化等、從來の生活の傳統が打破されて、集權的の統一點を有しない状態に立到るべき形勢を理解せしめる。

教授上の注意

●建武中興と王政復古については、次の點に注意して行きたい。

(一)武家政治の成立に對して、王政復古の運動が公家を中心として起るのは當然であるところから、初級國史で既得せる事實、承久の變、正中の變、元弘の亂を思出でしめる。

(二)建武中興が政治的に王政復古であり、武家政治の中樞であつた鎌倉幕府を滅ぼして、天皇親政の我が政治の本體に還元した政治的意義については、既得事實であるから、寧ろ思想的見地に立つて、南宋の國家思想の影響に因みて建武中興の意義を理解せしめたい。

(三)建武中興の成敗につき、並びに王政復古の事實たる點に於て、生徒の有する知識によつて明治維新と比較せしめて、批判的立場に於て扱ふことがよいと思ふ。そしてこれは欄外設問にもあるが、次の點について着意し、適宜に生徒の考察を指導して行くことにしたい。

(イ)國民の間に於て、廣く尊王精神、大義名分の精神が盛でなかつた。従つて武士階級全體を通じて、これに基づける指導精神も存在せねば、また國民の輿論もこの點について自覺を缺いてゐた。明治維新と尊王思想の普及、國民の輿論化の事實を對照せしめる。

(ロ)武家政治組織についての検討、幕府は武家政治の中樞ではあるが、その基礎は、守護地頭の地方的に有する勢力に存したがため、建武中興の政治が政治的にも社會的にも依然

武家勢力と、武家政治の機構とをそのままに存してゐた事實が、王政壞敗の原因であつて、この點から明治維新の際に於ける版籍奉還、廢藩置縣等の事實に對する記憶を喚起せしめる。

(ハ)國家の政變といふが如き内政上の重大時機に於て、皇室を中心とする舉國一致を必要とするとき、公武軋轢、重臣の勢力對抗、足利尊氏對新田義貞といふが如き事實の存在が、中興政治失敗と關係する所以を述べて、公武の別なく總べてが明治天皇を中心として、舉國一致新政に當つた明治維新の際の態度と對照せしめる。

(ニ)政治の指導精神はよく時機に適し、よく國民生活の實際を認識して、始めて國家の隆昌を來たし、國民の幸福を齎らすものである點から、建武中興成りて公家政治の實施に不熟であり、内謁請托が多く行はれて明るさを缺き、政令の朝令暮改により、政治統制と權威とを失墜し、かつ國民の疲弊を省みず、大内裏造營を行つた事實等が、政治に對する國民の不平を招來した事實、恩賞に起因する武士の不平の事實等を考へ、これ等が國體に對する國家的自覺、國民的自覺の缺如せるところに起因すると雖も、結局中興政治を破綻せしめたことを回想せしめる。そしてこれを明治維新當時に於ける五箇條御誓文により新政方針を明示せられたことに對照し、これが極めて時代に適應した政策であつたことについて考察せしめるがよい。

但しこの際に於て、成敗によりて明治天皇後醍醐天皇の御人格について批判するに至